

室戸市地域防災計画

地震及び津波災害対策編

令和4年3月改正

室戸市防災会議

目 次

地震及び津波対策編

第1章 総則	1
第1節 計画の趣旨	3
1 計画の目的	3
2 計画の構成	3
3 重点を置くべき事項	4
4 計画の効果的推進	5
5 計画の修正	5
第2節 室戸市の概要	7
1 自然的条件	7
2 社会的条件	7
3 災害の特徴	9
第3節 被害想定	11
1 最大クラスの地震及び津波の想定結果の概要（L2地震・津波）	11
2 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波の想定結果の概要	13
第4節 過去の地震	15
第5節 室戸市防災会議	17
1 防災会議の所掌事務	17
第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	18
1 防災関係機関の責務	18
2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第7節 住民、事業者の責務	26
1 住民の責務	26
2 事業者の責務	26
第8節 地震防災緊急事業五箇年計画	27
1 対象施設	27
第2章 災害予防対策	29
第1節 地震及び津波災害に強い市づくり	31
1 基本的な考え方	31
2 地震及び津波災害に強いまちづくり	31
第2節 防災知識を深めるための取組	34
1 防災知識の普及	34
第3節 実践的な防災訓練の実施	36
1 総合防災訓練	36
2 津波対策訓練	36
3 情報の収集及び伝達	36
4 職員の動員訓練	36
5 図上訓練	36
6 広域訓練	36
7 要配慮者等へ配慮した訓練	37
第4節 自主防災組織の育成	38

第5節	自発的な支援を受け入れるための環境整備	39
1	自発的な支援を担う人材の育成	39
2	ボランティアセンター（ボランティアの活動拠点）	39
3	ボランティアセンターの設置場所	39
第6節	情報収集・伝達体制	40
1	地震及び津波に関する情報	40
2	地震及び津波に関する情報の伝達系統	46
3	津波警報等の伝達系統	47
4	市長が行う津波警報及び避難指示	48
5	防災情報ネットワークシステムの整備	48
6	有線設備の利活用	48
7	防災行政無線等の整備・運用	48
8	アマチュア無線の活用	48
9	海面監視	49
10	情報の収集及び伝達訓練の実施	49
11	市民への広報体制の整備充実	49
12	被災者への情報提供	49
13	室戸市非常通信計画	49
第7節	火災予防対策	51
1	出火の防止	51
2	初期消火	52
3	火災の拡大防止	52
4	消防団の強化、活性化	52
第8節	消防力の充実強化	53
1	総合的な消防計画	53
2	消防水利の確保	53
第9節	危険物等災害予防対策	54
1	石油類の販売所（貯蔵所等）への指導	54
2	LPGガス・火薬等の販売所（貯蔵所等）への指導	54
3	指導マニュアルの見直し	54
4	防災訓練の実施	54
第10節	建築物等災害予防対策	55
1	公共建築物等災害予防対策	55
2	一般建築物等災害予防対策	55
3	ガラス飛散防止対策、天井材等の落下防止	55
4	ブロック塀の倒壊防止対策	55
5	家具等の転倒防止対策	56
6	コンピュータの安全対策	56
7	落下倒壊危険物対策	56
8	文化財の耐震対策	56
9	老朽住宅の対策	56
第11節	土砂災害予防対策	57
1	急傾斜地崩壊防止対策	57
2	崖地防災対策	57
3	その他の土砂災害対策	57
4	ため池危険地区防止対策	58
第12節	公共土木施設等の災害予防対策	59
1	河川施設対策	59
2	道路・橋りょう対策	59
3	海岸保全対策	59

4	港湾施設対策	59
5	漁港施設整備	59
6	ヘリポート（ヘリコプター緊急離発着陸場）の整備	60
7	都市公園施設対策	60
8	ため池等農業用施設対策	60
第13節	ライフライン施設等の対策	61
1	ライフライン施設等の確保	61
2	不測の場合への備え	61
第14節	緊急輸送活動対策	62
1	緊急輸送ネットワークの形成	62
2	輸送拠点の確保	62
3	輸送手段の確保	62
4	体制整備	62
第15節	避難対策	63
1	避難場所	63
2	避難場所の整備	63
3	指定避難所の整備	64
4	津波避難計画の策定	65
5	避難誘導に当たる者の行動	65
6	津波情報の収集・伝達	65
第16節	防災活動体制の整備	67
1	初動体制の整備	67
2	防災関係機関との連携	67
第17節	市が管理等を行う施設等の災害対応力の強化	68
1	不特定多数の者が出入りする施設	68
2	災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	68
3	工事中の建築物等に対する措置	69
4	地域社会との連携	69
第18節	地域への救援対策	70
1	防災倉庫、物資の備蓄と地域における備蓄の充実	70
2	飲料水、食料等の確保	70
3	消毒、保健衛生体制	70
4	災害廃棄物の発生への対応	70
第19節	災害時医療救護対策	71
1	災害時医療救護体制の整備	71
2	初期医療救護体制の整備	71
3	医療品・医療資機材の確保体制の整備	72
第20節	要配慮者対策	73
1	在宅の要配慮者への支援	73
2	社会福祉施設等における防災対策	73
第21節	各種データの整備保存	76
第22節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	77
1	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動計画	77
2	南海トラフ地震臨時情報発表時の避難等	77
第3章	災害応急対策	79
第1節	組織・動員配備	81
1	初動体制	81

2	活動体制	84
3	初動における配備と市職員の責務	86
第2節	応援要請	96
1	自衛隊の派遣要請	96
2	県知事に対する応援要請	98
3	他の市町村長等に対する応援要請	99
4	指定行政機関等への職員の派遣要請	99
5	民間業者の緊急調達要請	99
6	労務供給計画	99
第3節	災害情報の収集・伝達対策	101
1	初動情報（気象情報等）の収集・伝達	101
2	地震発生後の情報収集	103
3	知事への報告	105
4	被害の分類認定基準	106
第4節	通信運用対策	107
1	通信手段の種別	107
2	通信施設の整備	109
3	通信手段の確保	109
4	通信設備の応急復旧	109
5	非常通信の運用	109
第5節	災害広報	110
1	広報資料の作成	110
2	報道関係に対する発表	110
3	災害広報する内容	110
4	一般住民に対する広報	111
5	避難住民に対する広報	111
第6節	応急避難活動	112
1	住民等の自主的な避難	112
2	避難指示等発令の実施責任者	112
3	避難のための指示及び緊急安全確保	112
4	避難路の確保	113
5	避難人員等の掌握	114
6	避難指示等を発令した場合の報告	114
7	指定避難所の開設・運営・閉鎖	114
第7節	災害拡大防止対策	120
1	応急活動体制の確立	120
2	警防活動の基本方針	120
3	防衛地区及び重要対象物の指定	121
4	消防団活動	122
第8節	緊急輸送対策	123
1	緊急物資輸送用道路の確保	123
2	輸送運用	123
3	輸送体制の確立	124
第9節	交通規制対策	126
1	緊急輸送路の確保及び被災地区等の交通規制	126
2	広報活動	126
3	自衛官、消防吏員の権限	126
4	交通規制時における車両の運転者の義務	126
5	施設の応急復旧等（道路啓開、航路啓開）	126

第 10 節	障害物除去対策	127
1	障害物除去の原則	127
2	災害時における車両の移動等（災害対策基本法第 76 条の 6 関係）	127
3	障害物除去の対象	127
4	実施機関	127
5	除去した障害物の集積場所	128
第 11 節	地域への救援活動	129
1	飲料水の供給	129
2	食料の供給	129
3	生活関連物資の供給	130
第 12 節	医療救護	132
1	医療救護活動	132
2	医療救護所及び救護病院等の活動	132
第 13 節	被災地応急対策	136
1	保健衛生	136
第 14 節	災害廃棄物処理対策	137
1	し尿の処理	137
2	生活系ごみ（生活ごみ及び粗大ごみ）、がれき等の処理	137
3	災害廃棄物仮置き場	138
4	報告	138
第 15 節	行方不明者の捜索、遺体の検案等	139
1	安否情報の提供	139
2	行方不明者及び遺体の捜索	139
3	遺体の検案等	139
4	埋葬（資料編 別表 7）	140
第 16 節	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	141
1	市の役割	141
2	住民及び民間団体の活動	141
第 17 節	災害警備	142
1	警備活動	142
2	警備本部班の編制	142
第 18 節	応急仮設住宅建設等	143
1	応急仮設住宅	143
2	住宅の応急修理	144
3	公的住宅・みなし仮設等の活用	144
4	応急仮設住宅の運営管理等	144
5	建設資材等の確保及び建設措置	145
6	野外施設の設置	145
7	広域的な避難	145
第 19 節	ライフライン施設の応急対策	146
1	水道施設応急対策	146
2	電力施設応急対策	146
3	ガス（LP）施設応急対策	147
4	通信施設応急対策	148
第 20 節	教育対策	149
1	応急復旧措置	149
2	教材・学用品等の調達及び配分方法	149
3	学校安全対策	150

第 21 節	文化財保護対策	151
第 22 節	労務の提供	152
1	民間協力体制	152
2	職員の派遣要請	152
第 23 節	要配慮者への配慮	153
1	安否の確認と救出	153
2	指定避難所等における対策	153
3	相談事業の充実	153
4	地域全体での福祉サービスの維持	153
第 24 節	二次災害の防止	154
1	実施内容	154
第 25 節	自発的支援の受け入れ	155
1	ボランティアの受け入れ	155
2	義援金の受け入れ	155
3	義援物資の受け入れ	155
第 26 節	災害救助法の適用申請と運用	156
1	災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第 1 条・災害の程度）	156
2	災害救助法の適用手続き	156
3	救助の内容	156
4	災害救助法による被害状況認定基準	157
第 4 章 災害復旧・復興計画		159
第 1 節	基本方針の決定	161
1	基本方針の決定	161
2	計画的復旧	161
3	国・県への協力要請	161
第 2 節	復興計画の進め方	162
1	復興計画等の策定	162
2	災害に強いまちづくり	162
第 3 節	被災者等の生活再建等の支援	164
1	罹災証明の交付等	164
2	災害弔慰金の支給等	164
3	税及び医療費等負担の減免等	164
4	住宅確保支援策	164
5	広報連絡体制の構築	164
6	災害復興基金の設立等	165
7	精神保健支援対策	165
第 4 節	被災中小企業等の復興その他経済復興の支援	166
1	施設復旧資金等の貸し付け	166
2	経済復興対策	166
3	相談窓口の設置	166
第 5 節	公共施設の災害復旧	167
1	建築物等の応急対策	167
2	建築物の応急危険度判定	167
3	被災宅地の応急危険度判定	168
4	土木施設の対応策	168
5	災害復旧事業の種類	168
6	激甚災害の指定促進	169
7	緊急災害査定の実施	169

第6節	災害復旧に伴う財政援助	171
第7節	民間施設等の災害復旧資金対策	173
1	農林漁業復興資金（農林・水産課）	173
2	中小企業復興資金	173
3	住宅復興資金（独立行政法人住宅金融支援機構）	173
4	災害援護資金	173
5	生活福祉資金	174
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画		175
第1節	総則	177
1	推進計画の目的	177
2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	177
第2節	関係者との連携協力の確保	178
1	資機材、人員等の配備手配	178
2	他機関に対する応援要請	178
3	南海トラフ地震における緊急消防援助隊	178
4	帰宅困難者への対応	178
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	179
1	津波からの防護	179
2	津波に関する情報の伝達等	179
3	避難指示等の発令基準	179
4	避難対策等	180
5	消防機関等の活動	182
6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	182
7	交通	183
8	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	183
9	迅速な救助	184
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	185
1	建築物、構造物等の整備耐震化・不燃化・耐浪化	185
2	避難場所の整備	185
3	指定避難所の整備	185
4	土砂災害防止施設	185
5	避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	185
6	緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備	185
7	通信施設の整備	185
第5節	防災訓練計画	186
1	防災訓練	186
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	187
1	市職員に対する教育	187
2	住民等に対する教育	187
3	相談窓口の設置	188
第7節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	189
資料編		191
1	南海トラフ地震	1
2	南海トラフ地震臨時情報	10
3	消防水利	11
4	土砂災害予防	12
5	避難所	24

6	医療関係機関	29
7	被害の調査報告	31
8	水の供給	38
9	遺体の処理・埋葬処理	40
10	災害派遣	42
11	室戸市の防災関連計画	44
12	要配慮者利用施設一覧	45

第 1 章 総則

第1節 計画の趣旨

この地震及び津波災害対策編（以下「本計画」という。）は、想定される大規模地震の災害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、その目的、性格及び構成を明らかにし、室戸市（以下「本市」「市」という。）及び防災関係機関等が果たすべき、必要な事項及び災害時に実施する災害応急対策を定めるものとする。

1 計画の目的

室戸市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、室戸市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、高知県（以下「本県」「県」という。）、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民等それぞれの役割を明らかに定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、地震及び津波災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、市域について、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものとする。

2 計画の構成

本計画は、防災に関しとるべき措置として各種災害に対処するため基本的、総合的な計画として、次の各章から構成する。

(1) 第1章 総則

計画の目的、市及び防災関係機関の責務の大綱、災害の想定・予測など基本となる事項、市が行う地震及び津波対策に関する計画の方針を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

地震及び津波災害が発生した場合に、その被害を最小化するための基本的な措置等について定める。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

第1章 総則

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

住民生活や経済の安定のための緊急措置、災害復旧に当たっての各種援護措置及び公共施設復旧に当たっての基本方針について定める。

(5) 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」として、津波から避難する対策、災害に強い人・地域づくり対策について内容を示す。

3 重点を置くべき事項

(1) 地震及び津波から「命を守る」対策の実施

本市では、過去から繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その度に大きな被害を受けている。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきている。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。このため、本市の地震及び津波災害対策は、最大クラスの地震及び津波でも「命を守る」こと、また経済的被害ができるだけ少なくなることを目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震及び津波も考慮して、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波災害に対して対策を実施する。

(2) 多様な視点の配慮の実施

対策を進めるに当たり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を合わせて対策を講じる。その際には、男女共同参画等、多様な視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮する。

(3) 「自助」、「共助」、「公助」の取組の実施

市全体の防災力の向上を図るため、市をはじめとする公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取組を進めるとともに、住民には自らの生命を自ら守る自助の取組や、地域での支え合いや助け合い等による共助の取組を進めていただき、市はその取組を後押しするための施策を進め、「自助」、「共助」、「公助」それぞれが互いに連携する取組を進める。

(4) 長期の避難生活での「命をつなぐ」方策の実施

東日本大震災の教訓の中に、指定避難所や応急仮設住宅等への避難後に、心身を患った方が見受けられた。南海トラフ地震の被災後は長期にわたる避難生活が想定されるため、「命をつなぐ」対策を検討する。

(5) 情報収集・伝達体制の構築

減災のためには積極的な情報収集やいち早い住民への伝達が必要で、そのための体制や設備等の整備を行う。また、沿岸部や中山間部では孤立地域が発生することが考えられ、被災地への迅速な応急対策支援や物資の円滑な供給等を行うための体制整備を進める。

(6) 広域的な支援体制の確立

大規模な災害が発生した場合は、国・県及び他の市町村との広域連携、医療及びライフライン事業者を含む防災関係機関との連携が重要であるため、平時からの連携強化を進める。

4 計画の効果的推進

(1) 本計画は、高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）（以下「県計画」という。）に基づき、共通する事項については県計画を準用し、その範囲において本市の実情に合わせて作成する。本計画は、県計画の他に防災基本計画等と体系的かつ有機的に整合をもって作成しており、本計画に基づいて防災・減災対策を効果的・効率的に実施することに努める。

(2) 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ次の3点を実行することとする。

ア 本計画に基づくマニュアルの作成と訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証

イ 本計画、マニュアルの定期的な点検結果や、訓練等から得られた機関間の調整に必要なことや教訓等の反映

ウ 他の地方公共団体等とも連携を図り、広域的な視点に基づく防災・減災に関する計画の作成及び対策の推進

5 計画の修正

本計画は地震に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性質のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があるときは修正を加えるものとする。

※本計画は、県計画等との整合性、関連性を有するものとする。なお、本計画に定めがない事項については、「室戸市地域防災計画（一般対策編）」に定めるところによる。

第1章 総則

[注記]本計画における用語について

- 住民・・・・・・・・・・市域に住所を有する者をいう。
- 住民等・・・・・・・・・・上記に加え、他市町村から本市の地域に通学、通勤する者及び災害時に他市町村の地域に滞在する者等も含める。
- 要配慮者・・・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいう。
- 要配慮者利用施設・・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設
【資料編 p. 45 要配慮者利用施設一覧参照】
- 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。
- 防災関係機関・・・・・・・・国、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。
- 県・・・・・・・・・・県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいう。
- 市・・・・・・・・・・市の各課、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防団を含む。）をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・・・陸上・海上及び航空自衛隊をいう。
- ライフライン・・・・・・・・電気、ガス、水道及び通信の施設をいう。
- 津波緊急避難場所・・津波から一時的に避難するため、市や自主防災組織が選定した高台や津波避難施設等をいう。
- 広域避難場所・・・・・・・・津波及び地震などの災害から一時的に避難する避難場所のうち、面積10ha以上の面積を有する場所をいう。
- 指定避難所・・・・・・・・災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設で、市が指定した施設をいう。
- 指定緊急避難場所・・津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先で、市が指定した施設をいう。
- 福祉避難所・・・・・・・・要配慮者を滞在させることを想定し、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる避難所という。

第2節 室戸市の概要

1 自然的条件

(1) 地形（形）

本市は、高知県東部に位置する東西 18.6 km、南北 27 km で、総面積 248.22 km² の約 87% が北部の標高 300m～800m の山地で占められている。太平洋に突出した逆三角形をなす海岸段丘の地形である。

集落は、東西に延びる海岸に点在し、その背後地は急斜面の砂礫層が基盤岩上に堆積した地層で、過去から繰り返される地殻変動により隆起域に形成されている。

一方平野部は、源流を異とする旧 5 ヲ町村をそれぞれ縦断する主要河川の羽根川、吉良川町西の川・東の川、室津川、佐喜浜川などによって形成される沖積層の低地帯が形成されている。このため海岸沿いの低地部の河口部には砂州や堆積段丘が河川をせき止めるような形で分布しており、豪雨時の水量が著しく増えた場合、流出しにくい立地条件となっている。特に満潮時と流出のピーク時が重なると水害の起きやすい条件となっている。

(2) 地質

地質は、河川の上流から運ばれ逐次堆積された沖積層である。地層の四万十累層群は古第三系と下部中新統からなり、泥質岩相の累層と厚層の砂岩をはさむフリッシュ相の累層からなっている。市内の地質や植物は多様な姿を見せ、室戸ジオパークは世界ジオパークに認定されている。

(3) 気候

本市は、北緯 33 度線に位置し、南国特有の温暖多雨で、年間平均気温 16.7℃（室戸岬 1981～2010 年）となっている。年間降水量の多い年で 3,537.0 mm（室戸岬 2016 年）、日最大 446.3 mm（室戸岬 1949 年）で高知県下でも上位を占め、局地・時間的雨量は記録的な数値を表す。また、8月中旬から9月下旬にかけては、台風が度々通過するなど過去数回甚大な被害をもたらしている。

季節の風向きは、夏は東南風、冬は北西風が強く、岬を境に海面の様相は全く異なるものとなる。このような気候的条件が極めて厳しいことなどから内水外水害のほかに海岸浸食・高潮・津波・強風・土砂災害の危険性がある。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在（国勢調査）13,524 人で、その推移については減少傾向にある。世帯数は 6,512 世帯で、一世帯当たりの人員は約 2.0 人である。

第1章 総則

【地区別人口と世帯数】（平成27年10月1日現在 国勢調査）

	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (人)	面積 (km ²)	世帯当たり 人員(人)	人口密度 (人)
佐喜浜	1,278	591	687	651	65	1.9	19.6
室戸岬	2,833	1,259	1,574	1,425	20	1.9	141.6
室津	1,895	917	978	878	41	2.1	132.5
浮津	1,953	913	1,040	995		1.9	
元	1,235	616	619	649		1.9	
領家	350	164	186	141		2.4	
吉良川	2,008	961	1,047	938	62	2.1	32.3
羽根	1,972	971	1,001	835	60	2.3	32.8
合計	13,524	6,392	7,132	6,512	248	2.0	54.4

(2) 建物

令和3年1月1日現在、本市の建物棟数は課税家屋総数 19,914 棟で、のうち木造建物は 18,132 棟となっており、木造建物棟数の割合は 91.2%と大半を占めている。

【建物構造・用途別内訳】

木造住宅			非木造住宅		
種別	課税 家屋数 (棟)	構成比	種別	課税 家屋数 (棟)	構成比
専用住宅	9,264	51.1%	住宅・アパート	340	19.1%
共同住宅・寄宿舎	37	0.2%	事務所・銀行・店舗	185	10.3%
併用住宅	828	4.6%	病院・ホテル等	17	1.0%
事務所・銀行・店舗	232	1.3%	工場・倉庫	838	47.1%
病院・旅館等	31	0.2%	その他	402	22.5%
工場・倉庫	3,500	19.3%			
その他	4,240	23.4%			
計	18,132	100.0%		1,782	100.0%
総数	課税住宅家屋数 19,914棟 構成比 100%				

(3) 交通

ア 道路

幹線道路として海岸線沿いを東西に国道55号、市中央部から東部へ国道のバイパス的役割を果たす県道椎名室戸線の1路線が配置されている。

この幹線道路を除いては、市街地を縦貫する市道の大部分が旧国道から市道に移管された道路であり、また都市計画事業の遅れもあり、幅員が5m以下と狭いものが多い。

平成29年4月1日現在市道の総数は541路線で、延長209.3km、うち舗装済み延長は177.8kmとなっている。本市特有の地勢的条件のもとで発達して

きた交通網は、隣接市町村への迂回路がなく、また広い範囲で急傾斜地が点在しており、道路の寸断等による本市の孤立化が憂慮される。

道路空間は、快適な生活環境の醸成、防災、震災対策上からも既設道路等の改良、拡幅整備が望まれる。なお、市道に架かる橋りょうは 242 橋で、総延長 2,920m である。

イ 海路

室戸半島の東西に点在する港湾・漁港については、地場産業の重要施設として、また避難港としてその役割を果たしている。更に災害発生時においても陸上交通の遮断の場合の緊急輸送手段として海路の重要性は高く、港はその拠点施設として位置付けられる。

しかし、近年における漁船の増加や大型化、そして南海トラフ地震が発生した場合に生じる著しい地盤の隆起により、各港湾の水深が浅くなるなど、その機能の低下が予想されるため、これに対応できる港湾・漁港の早期整備が望まれる。

(4) 産業

本市は、古くから遠洋・近海漁業及び沿岸漁業を中心に発展してきた。重要な基幹産業である水産業は、国際的な協調減船、操業海域の規制、漁獲量の制限、若年労働力の流出など内外ともに厳しい状況にある。

農林業は、東部は水稻と果樹、西部では施設野菜、海岸段丘地帯では畜産・露地野菜の農業形態をとっている。しかし、近年の労働力の高齢化や農業人口・農業用地面積の減少、特に林業の後継者不足による管理の粗放化などの問題が生じている。

また、海洋深層水関連事業は、全国的にも注目されており、その特性を生かした商品化・事業化が進み、さらには数社が起業又は新規立地をしており、今後の企業活動の展開が期待できる状況である。

3 災害の特徴

(1) 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成 25 年 5 月に東北地方太平洋沖地震を踏まえて評価手法を見直した上で、国により南海トラフの地震活動の長期評価が公表された。その後時間経過を踏まえ平成 30 年 2 月に公表された結果によると、M8～M9 クラスの地震の今後 30 年以内の発生確率は、70%～80%となっている。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2 地震・津波）

第1章 総則

- ・ この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 23 年 8 月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスのものである。
- ・ 県内で、震度 6 弱～7 の揺れが予測される。
- ・ 県内の地震発生後早いところで 3 分、遅くとも 30 分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは 10～20m、県内のところによっては 30m を超え、市内では最大 24m と非常に高くなることが予測される。

イ 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1 地震・津波）

- ・ 県内で、震度 5 弱～6 強（一部では震度 7）の揺れが予測される。
- ・ 県内の地震発生後早いところで 3 分、遅くとも 30 分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは 6～8 m、ところによっては 10m を超えることが予測される。
- ・ 近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和 21 年の南海地震がある。
（県内：死者・行方不明者 679 人、負傷者 1,836 人）
（市内：死者・行方不明者 4 人、負傷者 35 人）

（2）海外等の遠隔地で発生した地震による被害（遠地地震・遠地津波）

- ア 昭和 35 年チリ地震の津波は、地震の約 1 日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊するなど、床上、床下浸水が発生した。
- イ 平成 22 年チリ中部沿岸の地震による津波でも、日本各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約 1.3m の津波を観測した。
- ウ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波は、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約 2.8m の津波を観測するなどした。

第3節 被害想定

1 最大クラスの地震及び津波の想定結果の概要（L2地震・津波）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2地震・津波）の発生が予想される。

県は、地震及び津波防災対策の基礎資料とすることを目的に、「高知県版第2弾 南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測（平成24年12月10日）」を公表し、南海トラフ地震による地震動及び津波状況を想定した。また、「南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月15日）」を公表し、南海トラフ地震による被害の推定を行っている。

（1）地震の想定

地震の揺れを計算するためには、強震断層域の中で、強い地震波を発生させる領域（強震動生成域）を決める必要がある。これを強震断層モデルという。

県は強震断層モデルとして、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（平成24年8月29日：内閣府）（以下、「内閣府モデル（平成24年8月）」という。）で示された4つのケースを採用し、250mメッシュ単位で震度を推計（以下「高知県モデル」という。）している。

高知県モデルによって求められた震度分布を「資料編」に示す。

これによれば、市内の最大震度は地区によって6強～7となっている。また、地震の継続時間は2.5～3分以上であり、非常に激しい揺れが長く続く想定となっている。

南海トラフ地震の被害想定

クラス	区分	規模・発生頻度	本市の揺れ・津波	死傷者・避難所避難者
L2	最大クラスの地震・津波	マグニチュード9クラス 発生頻度は極めて低い。	室戸岬沖が震央となった場合、震度7、浸水深30cmの津波が20～30分後に平野部の大半に到達	死者1,400人 負傷者2,300人 避難所避難者最大7,830人
L1	発生頻度の高い一定程度の地震・津波	マグニチュード8クラス	震度の想定は6強程度 浮津西町から行当岬にかけてなど海拔が低い一部地域が浸水	死者170人 負傷者610人 避難所避難者最大1,200人

〔被害想定の根拠資料〕

ア 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告」（平成24年8月）、「第二弾 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成24年12月10日）

イ 高知県「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月15日）、「応急期機能配置計画作成の前提となる被害想定について」（平成28年3月31日）

第1章 総則

(2) 津波の想定

県での推計の考え方は、南海トラフ地震による津波の推計のためのモデルとして、内閣府モデル（平成24年8月）によることとし、断層面の中で大きくすべる領域である「大すべり面」、「超大すべり域」を設定し、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計している。

本市での最大津波高及び津波到達時間は、内閣府が公表しており、それによれば、本市海岸部へ到達する津波は、最大津波高が24mと非常に大きく、海岸部の早いところでは、1m以上の津波が3分で到達する。

また、県は、各市町村の津波避難計画や津波ハザードマップ作成のための基礎資料とすることを主な目的として、津波の陸域への遡上を考慮した浸水予測図（高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測：平成24年12月10日）を作成した。本市では、地域防災計画や津波避難計画等の立案に活用している。

(3) 建物被害の想定

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の防災力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。

また、津波による建物の被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深（津波により浸水する深さ）による被害率から求めている。

建物被害（最大被害ケース）

単位：棟

区分	被害の要因					合計	最大被害ケース		
	液状化	揺れ	急斜面	津波	火災		地震動	津波	季節・時間
全壊・焼失	10	8,000	40	1,700	530	10,000	東側	ケース④	冬18時
半壊	40	4,000	40	1,300	—	5,400	基本	ケース⑩	—

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(4) 人的被害の想定

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ(建物倒壊)によるものが支配的である。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定している。

人的被害（最大被害ケース）							単位：人			
区分	被害の要因						合計	最大被害ケース		
	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	津波	急斜面	火災	ブロック塀等		地震動	津波	季節・時間
死者	520	20	3,200	10	110	*	3,800	東側	ケース④	冬深夜
負傷者	1,900	270	370	20	20	*	2,300	東側	ケース④	冬深夜

注) *は若干数を表す。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波の想定結果の概要

(1) 震度分布

地震動については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合(M8.4相当)のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計している。その結果求められた震度階級の分布を「資料編」に示す。市内の最大震度は6弱で、ごく一部で6強である。

(2) 津波

津波については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震クラスの津波のモデルに最新の地形データ等を反映し、10mメッシュ単位で陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計している。これによれば、本市海岸部へ到達する津波は、最大津波高が8m程度で、1m以上の津波が8分程度で到達すると想定されている。

(3) 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。

また、津波による建物被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深による被害率から求めている。

建物被害（最大被害ケース）						単位：棟	
区分	被害の要因					合計	最大被害ケース
	液状化	揺れ	急斜面	津波	火災		季節・時間
全壊・焼失	10	400	*	100	150	650	冬18時
半壊	30	2,400	30	440	—	2,900	—

注) *は若干数を表す。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第1章 総則

(4) 人的被害【第2次高知県地震対策基礎調査】

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるものが支配的である。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定している。

人的被害（最大被害ケース）

単位：人

区分	被害の要因						合計	最大被害 ケース
	建物 倒壊	(うち屋内収 容物移動・転 倒、屋内落下 物)	津波	急斜面	火災	ブロッ ク塀等		季節・ 時間
死者	30	*	150	*	*	0	180	冬深夜
負傷者	510	20	90	*	*	0	610	冬深夜

注) *は若干数を表す。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第4節 過去の地震

『日本書紀』天武天皇十三年（684年）十月十四日の条に、『逮二千人一定大地震。挙、国男女叫唱不、知ニ東西一。則山崩河湧。・・・土佐国田宛五十余万頃、没為、海。』などの記載がある。記録に残るものを拾えば枚挙に遑がなく、昭和21年（1946年）12月21日払暁4時すぎ突如として南海大地震に見舞われた。

慶長、宝永、安政の地震につぐ世紀的な大地震で、震源地は高知の東南東約250Kmの地点であった。高知市での最大振幅は47mmで、震度は強震、振動の種類は水平動、かつ東南動であった。その被害は、直接地震によるものと、それに伴う津波の影響を受けるもので、海岸地帯の被害が大きく、本市においても土地の隆起により港湾を中心に甚大な被害となった。

【過去の南海大地震】 《参考理科年表（国立天文台編）及び室戸市史》

発生年月	地震名	規模	被害の概要	室戸市の被害
684年 11月29日 (天武13年)	白鳳の地震	(M) $8\frac{1}{4}$	山崩れ、川涌き家屋社寺の倒壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の舟多数沈没、土佐で田園約12km ² 海中に沈む。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	被害不詳
887年 8月26日 (仁和3年)	仁和の地震	8.0～ 8.5	京都の民家官庁の倒壊多く圧死多数 津波が沿岸を襲い溺死多数 摂津で被害最大、余震が8月まで続いた。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	被害不詳
1099年 2月22日 (康和元年)	康和の地震	8.0～ 8.3	興福寺西金堂壊れ、大門が倒れた。土佐で田千余町皆海底に沈む。津波があったらしい。	被害不詳
1361年 8月3日 (正平16年)	正平の地震	$8\frac{1}{4}$ ～8.5	山師、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多かつた。津波被害は、摂津、土佐、阿波で多く、阿波由岐湊で流出1,700戸、流死60人余、余震多数 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	被害不詳
1605年 2月3日 (慶長9年)	慶長地震	7.9	津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死者57人、三崎で溺死153人、浜名湖付近の橋本で100戸中80戸流出し、死者多く、紀州西岸広村で1,700戸中700戸流出。阿波の宍喰で波高2丈、死者1500人余、甲浦で死者350人余、室戸岬付近で死者400人余であった。	四海浪す。大潮入れて国々の浦々は破損滅亡す。崎の浜（佐喜浜町）にも男女50人余、波に流死す。隣在所を聞くに西寺・東寺の麓の浦分にも男女400人余死す。「暁印の置文」

第1章 総則

発生年月	地震名	規模	被害の概要	室戸市の被害
1707年 10月28日 (宝永4年)	宝永地震	8.6	我が国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死2万、潰家6万、流出2万。震度は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は、土佐が最大。室戸、串本、御前崎で1～2m隆起し、高知市中西部の約20km ² が最大2m沈下した。土佐で流家11,170、死者1,844人。波高は種崎23m(溺死700余)、久礼25.7m。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。	「羽根浦八幡宮板書」によると羽根では未刻俄に磯より沖へ三千丁余も潮干、其より大潮入る。財宝尽く流失、達者でない者や逃げ遅れたる者は残らず大潮に引かれ死」と記録されている。また「暁印の置文」からは佐喜浜で大地十間、二十間大割れ申し、地より水湧き出で、雪隠ごえ上り、山は崩え、人民は驚きあるいは気を失ひ泣きわめく事只蚊の鳴くが如し。あるいは寺山観音へ逃げ走り皆道具まで運び十日程住ひ仕り・・・」と記されている。
1854年 12月24日 (安政元年)	安政南海地震	8.4	安政東海地震(8.4)の32時間後、近畿、東海、北陸、中国、四国、九州を襲う。津波が大きく、房総から九州に至る海岸を襲った。全壊20,000、半壊40,000、焼失6,000、流出15,000、死者約3,000人。波高は久礼16.1m、種崎11m、室戸3.3m、穴喰5～6m。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し室戸、串本で1.2m隆起、甲浦、加太で1m沈下した。	浮津八王子宮の「当家記」によると稀なる大地震、津波入、大変に及び誠に恐警至極。一統我先に立退き事のみ大騒により候。誰ともなく只右往左往にて山へ山へと逃退いた・・・」と記されている。また手記からは室戸岬では地震後大潮が入り、人々は山の高地へと逃れた。地盤隆起のため津呂港浅くなり船の出入困難になった。佐喜浜においては波が川伝いに押し寄せて小山の土手波切不動の辺にまで至った。津波の引いた後には中里の「木の宮」大杉の上に太刀魚が引っかかっていたと記されている。
1946年 12月21日 (昭和21年)	南海地震	8.0	被害は、中部以西日本各地にわたり、死1,330人行方不明102、家屋全壊11,591半壊23,487、流失1,451、浸水33,093、焼失2,598、船舶破損流失2,991。津波は静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で4～6mに達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で2.7m、潮岬で下。高知付近で田園15km ² が海面下に没した。	人畜家屋等の直接被害は他市町村より少なかったものの室戸半島の隆起は震災後港湾を中心に大きな被害となって現れた。その水深を大幅に減じたため、船の出入りに支障を来すこととなり、各港・船舶溜まりは復旧事業が急がれた。
			室戸市の被害状況 死者・行方不明：4人 負傷者：35人 全壊：27棟 半壊：166棟 焼失：0棟 流出：0棟 罹災者：795人 船舶流出：64隻	

第5節 室戸市防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、防災会議を設置し、その所掌事務及び防災会議委員を次のとおり定めている。

1 防災会議の所掌事務

- (1) 室戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市域に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、市及び防災関係機関の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 市の責務

市は、一次的に災害に処する責務を負う基本的な地方公共団体として、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から守るため地域防災計画を作成し、関係機関等の協力を得て、防災活動を実施する。また、地震時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。

本計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、本計画に、地区防災計画を定めることができる。

(2) 県の責務

ア 法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

イ 南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織(高知県南海トラフ地震対策推進本部)を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。

ウ 被災により市町村が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行う。

また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

(3) 指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

(4) 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らし合わせ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう業務に協力する。

(5) 公共的団体・防災上重要な施設等の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震及び津波災害発生時には、応急措置を実施する。

また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

ア 農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の産業経済団体

(ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。

(イ) 被災団体員に対する融資のあっせん等に関すること。

(ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及びあっせんに関する事。

イ 厚生、医療、社会事業団体

(ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。

(イ) 災害時における収容者、入所者の保護及び誘導に関する事。

(ウ) 災害時の罹災者の保護、医療救護及び収容に関する事。

(エ) 医薬品の供給に関する事。

ウ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの業務に関する防災管理者及び応急対策、災害復旧に関する事。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

室戸市	<ul style="list-style-type: none"> ①地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施に関する事。 ②防災に関する組織の整備に関する事。 ③防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事。 ④自主防災組織の育成、その他住民の自発的な防災活動の促進に関する事。 ⑤防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 ⑥防災に関する施設、設備の整備及び点検に関する事。 ⑦災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 ⑧避難の指示及び指定避難所の開設に関する事。 ⑨消防、水防その他応急措置に関する事。 ⑩被災者の救助及び救護活動に関する事。 ⑪緊急輸送の確保に関する事。 ⑫食料、医薬品、その他物資の確保に関する事。 ⑬災害時の保健衛生及び応急教育に関する事。 ⑭その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事。 ⑮災害復旧・復興の実施に関する事。
-----	--

(2) 県

高知県 (警察を 含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施に関する事。 ②防災に関する組織の整備に関する事。 ③防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事。 ④自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進に関する事。 ⑤防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 ⑥防災に関する施設、設備の整備及び点検に関する事。 ⑦災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 ⑧市が実施すべき避難の指示及び指定避難所の開設の代行に関する事。 ⑨水防その他応急措置、市が実施すべき応急措置の代行に関する事。 ⑩被災者の救助及び救護活動に関する事。 ⑪緊急輸送の確保に関する事。
---------------------	--

第1章 総則

	<p>⑫食料、医薬品、その他物資の確保に関すること。</p> <p>⑬災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保に関すること。</p> <p>⑭防災関係機関の防災事務及び業務の実施についての総合調整に関すること。</p> <p>⑮その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>⑯災害復旧・復興の実施に関すること。</p>
--	--

(3) 指定地方行政機関

中国四国管区警察局 四国警察支局	<p>①管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関すること。</p> <p>②他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。</p> <p>③管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>④警察通信の確保及び統制に関すること。</p> <p>⑤警察災害派遣隊の運用に関すること。</p> <p>⑥管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること。</p>
四国財務局 高知財務事務所	<p>①公共土木施設災害復旧事業費査定立会に関すること。</p> <p>②農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会に関すること。</p> <p>③災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項を実施するための要請に関すること。</p> <p>(ア) 災害関係の融資</p> <p>(イ) 預貯金の払い戻し及び中途解約</p> <p>(ウ) 手形交換、休日営業等の配慮</p> <p>(エ) 保険金の支払いの迅速化及び保険料の払い込み猶予</p> <p>(オ) その他非常金融措置</p> <p>④地方公共団体の災害復旧事業債の貸し付けに関すること。</p> <p>⑤地方公共団体に対する短期資金の貸し付けに関すること。</p> <p>⑥災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸し付けに関すること。</p>
中国四国農政局	<p>①海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護に関すること。</p> <p>②農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること。</p> <p>③農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること。</p> <p>④農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。</p> <p>⑤農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援に関すること。</p> <p>⑥被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導に関すること。</p> <p>⑦応急食料・物資の供給に関すること。</p>
四国森林管理局	<p>①国有林野の治山事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施に関すること。</p> <p>②国有保安林の整備保全に関すること。</p>

四国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ①被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ②災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 ③災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等に関すること。
四国運輸局 高知運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時における自動車による輸送のあっせんに関すること。 ②災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あっせんに関すること。
高知海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ①海上災害に関する警報等の伝達・警戒に関すること。 ②海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査に関すること。 ③海上における人命救助に関すること。 ④避難者、救援物資等の緊急輸送に関すること。 ⑤係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査に関すること。 ⑥海上における流出油事故に関する防除措置に関すること。 ⑦船舶交通の制限・禁止及び整理・指導に関すること。 ⑧危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止に関すること。 ⑨海上治安の維持に関すること。 ⑩海上における特異事象の調査に関すること。
高知地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ①気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、関係機関への伝達及び解説に関すること。 ②気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ④市が行う防災対策への技術的な支援・助言に関すること。 ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
四国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ①各種非常通信訓練の実施及びその指導に関すること。 ②高知地区非常通信協議会の育成指導に関すること。 ③災害時における電気通信及び放送確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理に関すること。 ④災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集に関すること。 ⑤災害時における通信機器の供給確保に関すること。
高知労働局	<ul style="list-style-type: none"> ①事業場施設及び労働者の被災状況の把握に関すること。 ②二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導に関すること。 ③災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導に関すること。 ④被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導に関すること。 ⑤労働条件の確保に向けた総合相談に関すること。 ⑥事業場の閉鎖等による賃金未払い労働者に対する未払い賃金立て替え払いに関すること。 ⑦被災労働者に対する労災保険給付に関すること。

第1章 総則

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧労働保険料の納付に関する特例措置に関すること。 ⑨雇用保険の失業認定に関すること。 ⑩被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること。
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ①直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧に関すること。 ②港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防災に関すること。 ③港湾、海岸、空港の災害応急対策に関すること。 ④港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び流出油の防除に関すること。 ⑤公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援に関すること。
中国四国防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整に関すること。 ②災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊

- ①災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- ②県、市が実施する防災訓練への協力に関すること。
- ③災害派遣の実施に関すること。
(被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)
- ④防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与に関すること。

(5) 指定公共機関

西日本電信電話(株)	<ul style="list-style-type: none"> ①電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 ②災害非常通信の調整及び気象警報等の伝達に関すること。
(株)NTT ドコモ四国 KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ①電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 ②災害非常通話の確保に関すること。
日本郵便(株)	<ul style="list-style-type: none"> ①被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 ③被災地宛て救助用郵便物の料金免除に関すること。 ④被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分に関すること。 ⑤被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除に関すること。 ⑥為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱いに関すること。 ⑦通信病院の医療救護活動に関すること。 ⑧簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること。 ⑨被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。

日本銀行	①現金の確保及び決済機能の維持に関すること。 ②金融機関の業務運営の確保に関すること。 ③非常金融措置の実施に関すること。
日本赤十字社	①災害時における医療救護活動に関すること。 ②遺体の処理及び助産に関すること。 ③血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 ④被災地応援救護班の編成、派遣の措置に関すること。 ⑤被災者に対する救援物資の配布に関すること。 ⑥義援金の募集受付に関すること。 ⑦防災ボランティアの登録及び育成に関すること。 ⑧防災ボランティアの活動調整に関すること。 ⑨各種ボランティアの調整、派遣に関すること。
日本放送協会	①住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関すること。 ②災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 ③生活情報、安否情報の提供に関すること。 ④社会福祉事業団等による義援金品の募集協力に関すること。
四国旅客鉄道 (株)	①鉄道施設等の保全に関すること。 ②救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
四国電力(株) 四国電力送配 電(株)	①電力施設保全、保安に関すること。 ②電力の供給に関すること。

(6) 指定地方公共機関

(一社) 高知県LP ガス協会	①ガス施設の保全、保安に関すること。 ②ガスの供給に関すること。
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさん テレビ(株) (株)エフエム高知	①気象警報等の放送に関すること。 ②災害時における広報活動に関すること。 ③住民に対する防災知識の普及に関すること。 ④住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ⑤生活情報、安否情報の提供に関すること。
土佐くろしお 鉄道(株)	①鉄道施設等の保全に関すること。 ②救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
とさでん 交通(株)	①災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力に関すること。
(一社)高知県 トラック協会	①災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

第1章 総則

(一社) 高知県 医師会	①災害時における医療救護活動に関すること。 ②大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること。
(一社) 高知県 建設業協会	①災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力に関すること。
(公財) 高知県 消防協会	①防災及び防火思想の普及に関すること。 ②消防団員等の教養、訓練及び育成に関すること。 ③要配慮者等の避難支援への協力に関すること。
(公社) 高知県 看護協会	①災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策に関すること。 ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること。
(福) 高知県 社会福祉協議会	①要配慮者等に関する地域の防災対策への協力に関すること。 ②災害時における福祉施設の人材確保への協力に関すること。 ③災害時におけるボランティア活動に関すること。 ④生活困窮者に対する生活福祉資金の貸し付けに関すること。
(株) 高知新聞社	①住民に対する防災知識の普及に関すること。 ②災害時における広報活動に関すること。 ③災害時における生活情報、安否情報の提供に関すること。
(一社) 高知県 歯科医師会	①災害時における歯科医療救護活動に関すること。 ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること。
(公社) 高知県 薬剤師会	①災害時における薬剤師の派遣に関すること。 ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること。

(7) 警察署

室戸警察署	①大規模災害における治安、広報、救出、救護、避難の指示及び誘導に関すること。 ②警察通信施設の維持管理に関すること。
-------	---

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者

高知県漁業協同組合 ・室戸総括支所 ・室戸岬支所 ・椎名支所 ・三津支所 ・高岡支所 ・佐喜浜町支所 羽根町漁業協同組合 吉良川町漁業協同組合	①潮位観測、発表及び伝達に関する事 ②有線・無線通信施設の保全及び維持管理に関する事 ③災害時における港内船艇の避難に対する指導に関する事 ④災害時における水防用資材等の需給に関する事 ⑤漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策に関する事
高知県農業協同組合 ・安芸地区室戸支所 ・安芸地区吉良川支所 ・芸東農営センター吉良川事業所羽根事業所	①災害時における応急食料の緊急需給に関する事 ②農業用関係の被害調査及び復旧融資等の対策に関する事 ③災害に備えた農作物等に対する肥培管理の指導に関する事
(福) 室戸市 社会福祉協議会	①地域における要配慮者の把握等への協力に関する事 ②市が行う避難及び応急対策への協力に関する事 ③防災ボランティアの活動調整等への協力に関する事
室戸市商工会	①市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事 ②災害時における物価安定について協力に関する事 ③救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
(一社) 高知県 建設業協会室戸支部	①道路・橋りょうの災害復旧体制検討への協力に関する事 ②救出活動等における重機、車両の協力に関する事 ③道路・橋りょう等の災害復旧への協力に関する事 ④応急仮設住宅の建設等への協力に関する事
災害救急医療体制 安芸支部	①災害時における救急医療活動に関する事
その他重要な施設の 管理者	①災害予防体制の整備に関する事 ②災害時における応急対策の協力に関する事

第7節 住民、事業者の責務

1 住民の責務

- (1) 「自らの安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には要配慮者とともに迅速な避難をする。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、指定避難所運営への協力など、防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。
- (2) 住民は、南海トラフ地震は必ず発生することを十分に認識し、個人備蓄を進めるなど、避難方法や落ち合う場所等を家族でよく話し合う必要がある。また、災害教訓を後世に伝えることも重要な責務である。
- (3) 津波が沿岸防災施設を越流する危険のある住民は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、また、地震を感じなくても津波注意報・警報が発表されたときは、市からの避難指示等の発令を待つまでもなく、直ちに海岸から離れ、高台に避難するなど住民も自主的な行動をとることとする。

2 事業者の責務

事業者は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直しなどの事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

(地震時に果たす役割)

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献及び地域との共生

第8節 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ地震から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び南海トラフ地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台移転の促進を図る。

1 対象施設

- (1) 避難場所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を確保するための道路
- (5) 高規格道路等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾・漁港施設
- (7) 共同溝等
- (8) 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- (9) 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校、保育所
- (10) 津波発生における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (11) 砂防設備、保安施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備
- (14) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空き地の整備

第1章 総則

第 2 章 災害予防対策

第1節 地震及び津波災害に強い市づくり

1 基本的な考え方

- (1) 本市を地震に強いまちにするため、都市構造そのものの防災力を高め、構造物の不燃性や耐震性を推進する必要がある、不燃性の向上や消火設備の充実を図り、建築物の不燃化性を期するとともに地域の防災化に努める。
- (2) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進する。

また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、住民等の生命に加え、財産を守ることや地域における経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

《実施担当：建設土木課・防災対策課・消防本部・関係課》

2 地震及び津波災害に強いまちづくり

(1) 地震及び津波に強い市街地の形成

ア まちの形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

イ 津波からの迅速かつ安全な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

ウ 津波により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設、住居等について津波の危険を事前に回避するため、計画的に安全な場所へ移転する等、対策を検討する。

エ 庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期す。

オ 木造住宅等が密集している地域では、地震による家屋の倒壊や狭あいな道路の閉塞等の発生により、津波避難が困難となることが想定される。そのため、密集地域の防災対策を検討する。

カ 整備計画の具体的推進のため、防災関係施設等における防災事業については、個別に担当課において進めるものとする。

第2章 災害予防対策

◆都市の防災構造化

- 都市防災構造化計画の策定の検討（建設土木課）
- 建築物災害の予防（財産管理課・消防本部・防災対策課）
- 公共建築物の耐震、防火対策（財産管理課・消防本部・関係課）
- 公共道路構造物・施設の耐震性の強化（建設土木課）
- 公園・緑地等の整備（防災対策課・生涯学習課・関係課）
- 災害に強いまちづくり（防災対策課）
- 上水道・簡易水道施設対策（水道局）
- 消防水利対策（消防本部）
- 落下物対策（建設土木課・防災対策課）
- ブロック塀対策（防災対策課）
- 地域防災拠点施設の整備（防災対策課、消防本部）
- 保安林整備（産業振興課）
- 係留施設（建設土木課）

(2) 建築物の安全確保

- ア 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、当該施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。
- イ 個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修・建て替えの促進を図る。
- ウ 避難の妨げとなる沿道の老朽住宅の除却等を支援する。

(3) ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

電気、ガス、水道、電話等の各ライフライン事業者は、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保を進めるとともに、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

また、電力・ガス等の指定公共機関等と連絡を密にし、施設の安全性を確保に協力する。

各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄を推進する。

(4) 危険物施設等の安全確保

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、製造、貯蔵、取り扱いの適正管理を指導し、危険物施設の安全を推進する。

(5) 液状化への取組

本市における液状化現象の被害は少ないと見られるが、液状化の危険度が高い地域の調査・検討を行う。

(6) 交通及び通信施設の機能強化

道路、鉄道、港湾、漁港、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等については、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努める。

(7) 保安林の整備

潮害を防止するため、潮害防備保安林の維持管理を行う。

(8) 係留施設

係留施設以外に放置されている船舶の漂流、転覆を防止することにより、防潮堤、護岸、漁港機能施設等の損害防止を図るとともに、放置艇・放置船対策を推進する。

(9) 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図る。

ア 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地等は災害時の避難路、避難場所、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備及び維持管理を促進する。

イ 浸水防除施設対策

宅地造成の安全性の強化として、市街地及びその背後地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を実施する。また、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水に対する施設の安全性の確保に配慮する。

ウ 土地利用に関する誘導

市及び県は、安全な都市環境の形成を誘導するため、制度等の積極的な活用を図る。

(10) 施設・用地機能の配置

南海トラフ地震に迅速・的確に対応するため、以下に掲げる10種の施設・用地機能について応急期機能配置計画を策定し、配置、運用を行う。

ア 避難所

イ 応急救助機関の活動拠点

ウ 医療救護所・医療救護拠点

エ 市町村物資集積所

オ 遺体検案・安置所

カ 仮埋葬地

キ ライフライン復旧活動拠点

ク ボランティアセンター

ケ 応急仮設住宅建設用地

コ 災害廃棄物仮置き場

第2節 防災知識を深めるための取組

住民は、「自らの身の安全は、自ら守る」ことを心がけるとともに、発災時には身の安全を守るよう行動することが重要である。また、地震及び津波による被害の軽減のためには、想定される地震や津波をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要である。

このため、防災関係機関をはじめ、住民の一人ひとりが地震及び津波に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取組を進める。

(防災訓練関係＝本章第3節参照)

《実施担当：消防本部・防災対策課・関係課》

1 防災知識の普及

(1) 市職員に対する教育

職員は、日常の行政事務等を通じ、積極的に地震及び津波防災対策を推進し、同時に、地域における防災及び減災活動を率先して実施できるよう、必要な知識や心構えなど、研修等により防災意識の高揚を図る。

ア 地震及び津波に対する知識

イ 地域防災計画並びに災害関係法令の熟知

ウ 動員配備体制と任務分担

エ 家庭における地震及び津波対策と地域の自主防災組織育成への支援

オ 地震及び津波災害対策の課題その他必要な事項

(2) 児童・生徒・施設入所者に対する教育

学校等における地震及び津波対策は、児童・生徒、施設入所者に対する退避、保護等、地震及び津波災害発生後の災害応急対策等について、保育所・学校・施設内行事等で防災教育や防災活動を実施するとともに、保護者に対する周知を図る。

特に、津波に対する避難路・避難場所については、保育所・学校・施設の規模や程度と受入児童・生徒や施設入所者の状況に応じて適時検討を重ね、訓練等を通じ、その周知徹底を図る。

このように、南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取組を家庭、地域へと広げていく。

(3) 住民に対する防災知識の普及

ア 住民に対しては、自主防災組織の育成を推進するとともに、地震及び津波発生時に、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び津波の正しい知識や防災対策等について、その普及を図る。

イ 家庭向けの各種の広報資料等により、家族でよく話し合うよう啓発し、個人備蓄の促進等、住民の防災知識の推進を図る。

ウ 地震発生時に住民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を行う。

エ 県が示す津波浸水想定区域について、住民に周知を図るものとする。

オ 津波警報等に関する、次の内容の周知徹底を図る。

(ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、すぐに海浜から離れること。

(イ) 正しい情報をラジオ、テレビなどを通じて入手すること。

(ウ) 地震を感じなくとも、津波警報が発表されたら沿岸の危険な区域にいる人は、直ちに避難すること。

(エ) 津波は、繰り返し襲ってくるので、警報や注意報の解除まで気をゆるめないこと。

(4) 事業者に対する防災知識の普及

ア 地震発生時に住民や従業員が津波から迅速に避難することができるように、事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を行う。

イ 日頃から市や地域と連携するように啓発する。

(5) 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設・病院・ホテル・旅館・大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

(6) 防災関係機関

電力、電話、交通機関等の防災関係機関は、それぞれ所管する事務及び業務に関しての地震防災計画書を作成する。

さらに、住民が実施すべき安全対策等について、教育及び広報を行うものとする。

(7) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、津波痕跡調査結果や映像を含めた各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(8) 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

第3節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関は、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び住民と協力して、少なくとも年1回以上実施する。

訓練後には、地域防災計画や津波避難計画等の各種計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

《実施担当：消防本部・防災対策課・各課》

1 総合防災訓練

市、消防機関及び防災関係機関、事業者、住民等が一体となって、防災訓練を実施し、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図る。

- (1) 動員（対策本部）
- (2) 地震情報の収集及び伝達、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 避難指示、避難誘導
- (4) 消防、水防活動及び救助活動
- (5) 食料、飲料水、医療、その他の救援活動
- (6) 応急復旧
- (7) その他

2 津波対策訓練

津波警報等の早期伝達、早期避難体制の確立を図るため、実践的な訓練を実施し、津波防災意識の高揚を図る。

3 情報の収集及び伝達

地震及び津波発生時の対策については、情報の収集伝達が基本となるため、県、防災関係機関及び自主防災組織と協力した訓練を行う。

4 職員の動員訓練

地震及び津波発生直後、初動の段階の応急活動を的確に実施するためには、職員の初動体制が極めて重要であり、勤務時間内外の条件を加味し、初動体制、対策本部の設置等の訓練を実施する。

5 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し実施する。

6 広域訓練

県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施する。

7 要配慮者等へ配慮した訓練

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等多様な視点に立って十分配慮するよう努める。

第4節 自主防災組織の育成

住民の生命、財産を守るためには、市をはじめ防災関係機関が総力をあげ、的確な対応をとることが必要であると同時に、住民は、自分たちの安全は自らの手で守るという意欲を持つとともに、支え合いや助け合いなど地域での連携が重要となる。

このため、住民の自主的で効果的な防災活動を推進することを目的とした、自主防災組織の育成を図る。

《実施担当：防災対策課・消防本部》

- (1) 地域住民が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに連帯して、地域コミュニティの中で、自主的に地域の防災活動を行う組織を「自主防災組織」という。
- (2) 地域の防災活動の推進を図るため、自治会を単位とした自主防災組織の結成を目指し、積極的に推進を図る。
- (3) 自主防災組織が災害発生時に有効に活動できるよう、育成・指導及び助言を行い、自主防災組織の充実強化を図っていく。

(組織編成例)

- ア 情報班（情報の収集・伝達、広報活動）
- イ 消火班（出火防止、消火器、可搬式小型動力ポンプ等による消火活動）
- ウ 救出・救護班（負傷者等の搬出・救護活動）
- エ 避難誘導班（住民の避難誘導活動・避難後の安否確認）
- オ 給食給水班（水、食料等の配分、炊き出し等の給食・給水活動）

- (4) 自主防災活動のリーダー育成のため、地域での自主的な防災活動のリーダーになる方々を対象とした研修会を実施する。また、県が実施する研修会についても参加させる。
- (5) 地域内事業所等の防災組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。
- (6) 本市には、地域社会の実情に詳しく、防災知識・技能の高い消防団があり、地域の安全を守る担い手として団員の育成、資質の向上を積極的に推進する。

第5節 自発的な支援を受け入れるための環境整備

大規模災害時には、ボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなるため、こうした支援をスムーズに受け入れるための環境整備を進める。

《実施担当：防災対策課・室戸市社会福祉協議会・各課》

1 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等、自発的な支援を行う人材の育成を行う。

2 ボランティアセンター（ボランティアの活動拠点）

市は災害時に備え、次の計画を策定する。

- (1) ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供に関する計画
- (2) 必要な資機材の貸し出しに関する計画

3 ボランティアセンターの設置場所

ボランティアセンターの設置場所は、室戸市南海トラフ地震応急期機能配置計画で定めるところによる。

第6節 情報収集・伝達体制

本市は、海岸沿いの国道周辺に集落が形成され、これらに沿うように有線（NTT 回線）が通じている。

南海トラフ地震として、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（L1クラス）と「大クラスの地震・津波」（L2クラス）の地震・津波をはじめとする大規模地震が発生した場合、NTT 回線は損壊・切断・消失・輻輳により通信不能となる可能性が大であり、これらの事態に対応するためには、地域防災行政無線の利活用が最も効果的である。また、サイレン、広報車等を使用しての住民への広報体制、さらにはアマチュア無線の活用ができるような体制の整備に努める。

《実施担当：防災対策課・消防本部・まちづくり推進課・議会事務局》

1 地震及び津波に関する情報

気象庁の基準として以下のものがある。

(1) 地震情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

イ 緊急地震速報

地震の発生直後に震源に近い地震計がとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることを知らせる情報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

(ア) 緊急地震速報（警報）の発表条件・発表内容・区域名称

発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上が予想された場合の震度4以上が予想される地域を発表
発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度4以上が予想される地域名
区域の名称	地域単位：高知県東部、高知県中部、高知県西部 県単位：高知 地方単位：四国

(イ) 地震動警報、地震動予報

緊急地震速報は気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置付けられており、この地震動に関する警報及び予報については「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

第2章 災害予防対策

地震動警報及び地震動予報の発表条件と名称

発表条件	地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害の発生のおそれがある旨を警告して発表
	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と推定されたときに発表
名称	地震動警報	緊急地震速報（警報）、又は緊急地震速報
	地震動予報	緊急地震速報（予報）

(2) 津波に関する情報

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ	
			数値での 発表	巨大地震の 場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 高さが高いところで 3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の 高さが高いところで 1mを超え、3m 以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところで 0.2m以上、1m以下 の場合であって、 津波による災害の おそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)

※高知県沿岸の全域が一つの予報区で予報区域は「高知県」

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※高いところで3mを超える津波が予想される場合は、大津波警報を特別警報に位置付ける。

イ 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定常的表現で発表 「発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照」
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（※）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※高知県内の潮位観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水、久礼、須崎港
ただし、須崎港は各地の満潮時刻・到達予想時刻に関する情報のみを発表

ウ 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配がなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際して十分な留意が必要である旨を発表

第2章 災害予防対策

(3) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

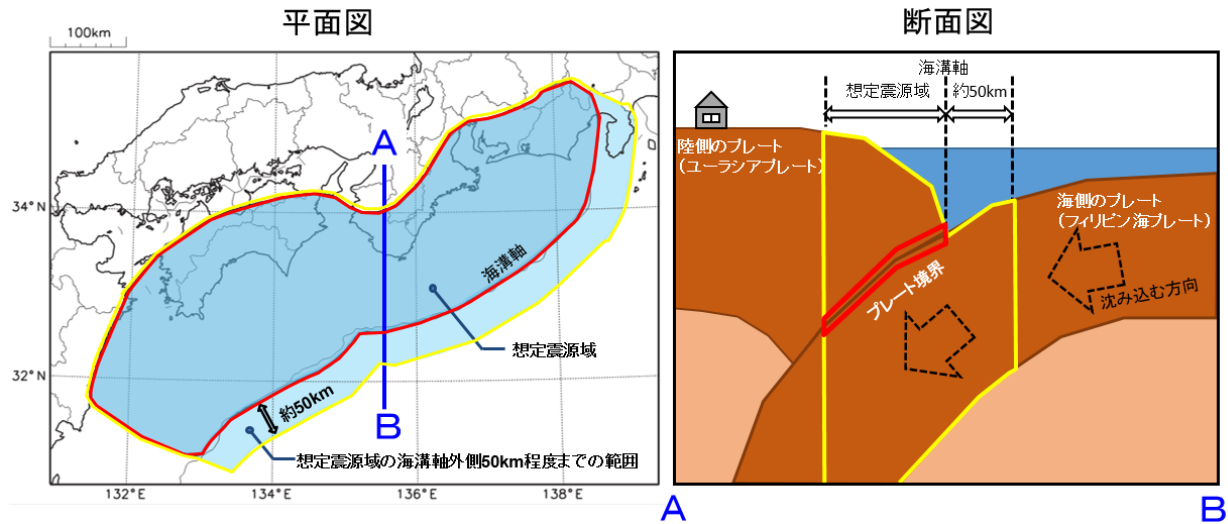
ア 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

イ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（平面図及び断面図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（平面図及び断面図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



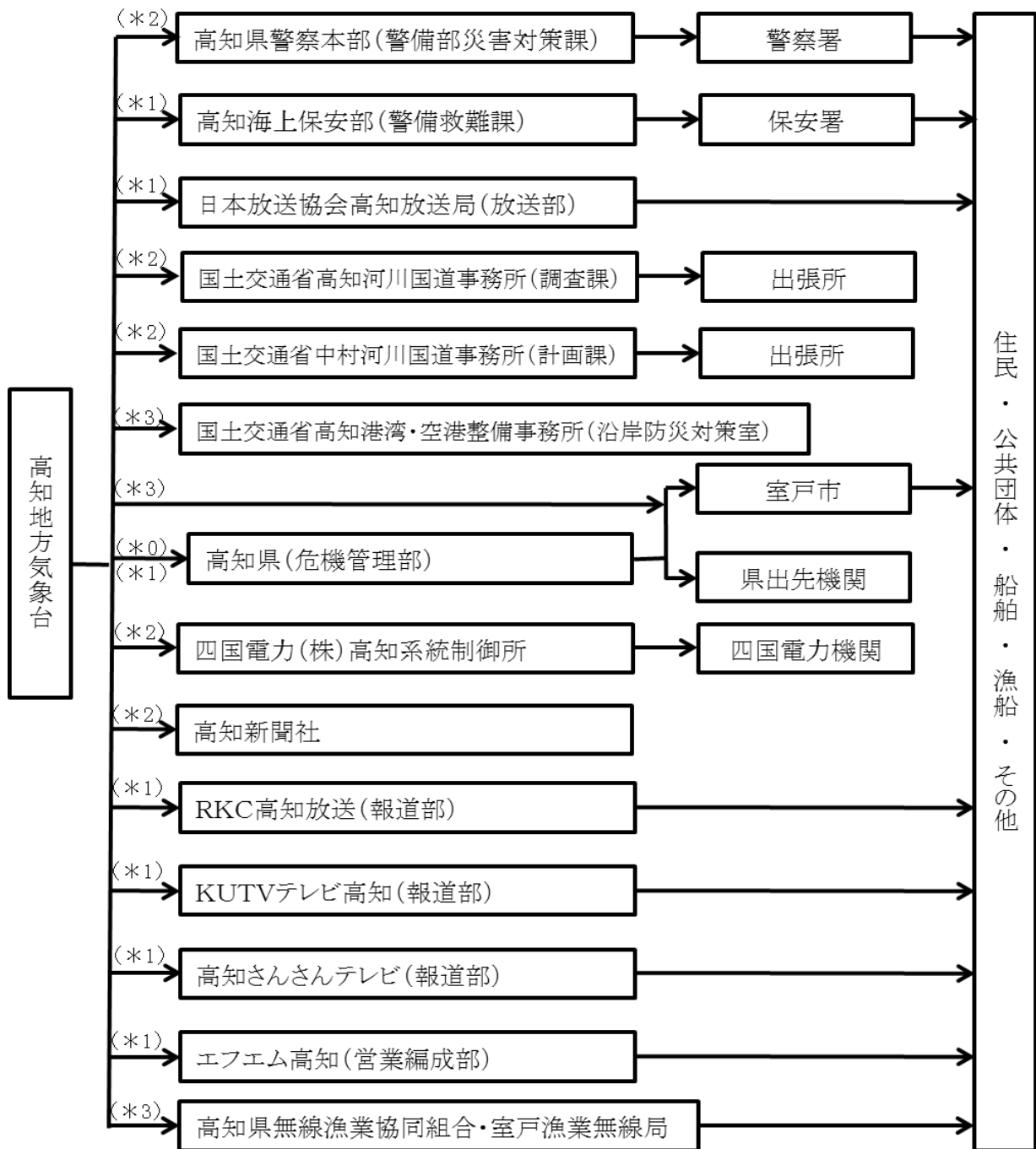
※想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。
- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていない。

第2章 災害予防対策

2 地震及び津波に関する情報の伝達系統

気象庁から発表される地震及び津波に関する情報は、以下のルートで伝達される。



※0: 専用線アデス、加入電話FAX

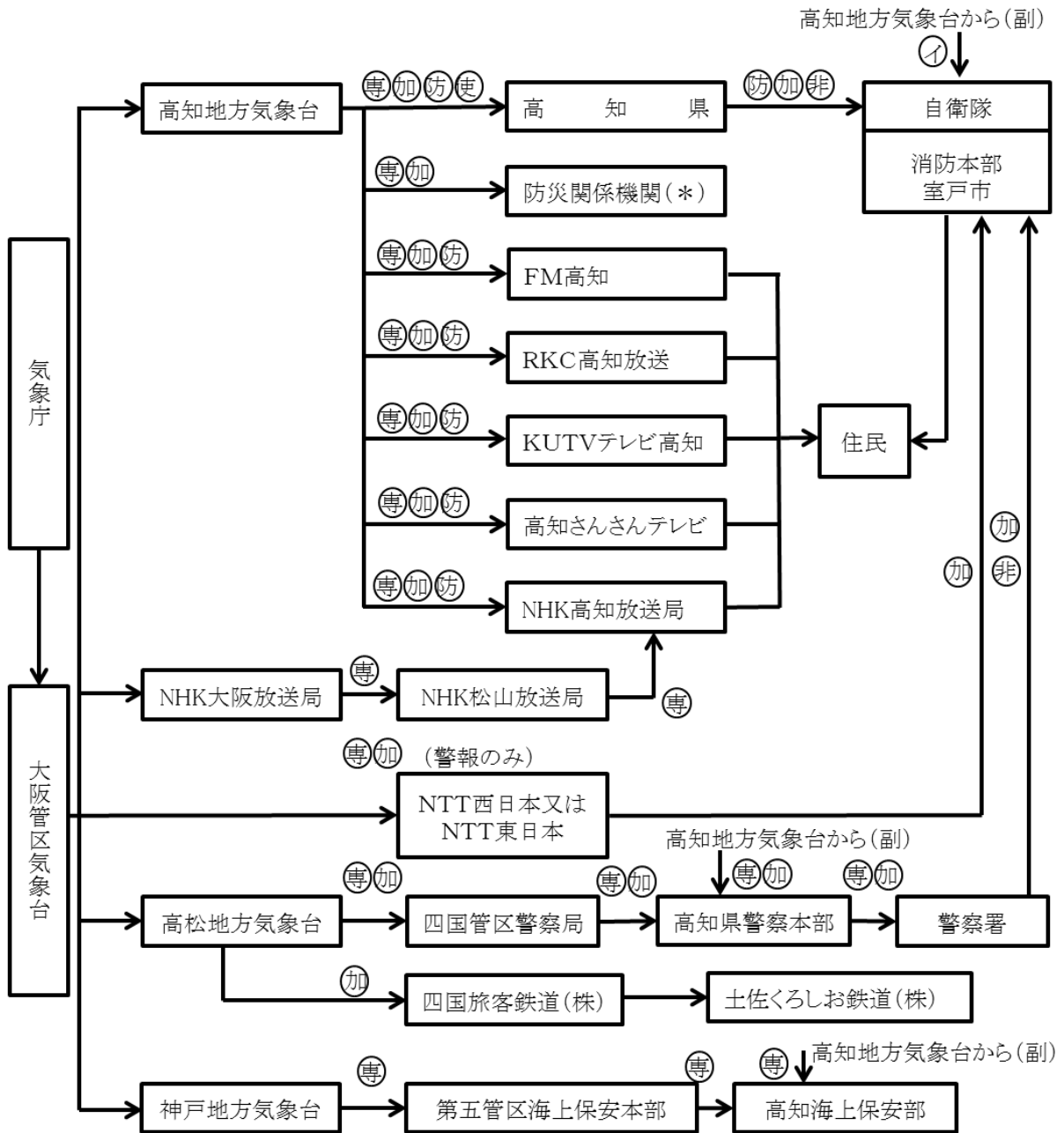
※1: 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX、防災行政無線

※2: 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX

※3: インターネット防災情報提供システム

3 津波警報等の伝達系統

下図以外に消防庁から本市へ全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達系統がある。



* 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所 (使)、国土交通省中村河川国道事務所
 国土交通省高知港湾・空港整備事務所 (イ)に限る、四国電力(株)高知系統制御所
 高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局 (イ加防)に限る

(加)：加入電話(FAXを含む) (防)：防災行政無線 (使)：不通時使走する
 (専)：専用線(気象台からの防災情報提供システムを含む) (非)：非常無線
 (イ)：気象台からのインターネット防災情報提供システム

第2章 災害予防対策

4 市長が行う津波警報及び避難指示

災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったとき、また、津波警報を受け取る以前において津波発生のおそれを確認したとき、市長は津波警報を行うとともに、住民への避難について避難指示の適切な措置を講ずるものとする。

5 防災情報ネットワークシステムの整備

地震及び津波発生時には、正確な情報を共有し、迅速に市民に伝えることを優先するために、情報ネットワークシステム整備を図る。また、「高知県災害対策本部支援システム」により防災関係機関で相互に情報の共有化を図る。さらに、自らの通信手段が使用不能となった場合には、他の関係機関の通信施設を利用させてもらう「非常通信」を実施する。

6 有線設備の利活用

N T T回線等の有線の使用が可能な状況では、防災行政無線と併用してその効果的な利活用を図る。

- (1) 災害時優先電話としての指定の検討を適時行う。(第3章第4節参照)
- (2) パソコン通信等、新しい通信技術の整備を行い、正確で迅速な通信組織の確立を図る。

7 防災行政無線等の整備・運用

有線通信は、輻輳あるいは途絶が予想される。

そのため、防災行政無線（移動系・同報系）、消防無線の整備を進め、これらの効果的な運用を図る。

さらにこうした防災行政無線システムが、災害発生時だけでなく、平常時の情報収集・分析・伝達等のシステムとして活用が図られるよう情報伝達体制を確立する。

- (1) 防災行政無線（移動系・同報系）の整備・運用

住民に対する災害予防や被害の軽減、また、応急活動対策等を推進する上で必要不可欠である防災行政無線（移動系・同報系）の整備と適切な運用に努める。

- (2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の適切な運用

8 アマチュア無線の活用

アマチュア無線運用者を把握しておくとともに現地との情報連絡がとれるような体制づくりに努める。また、アマチュア無線での防災通信時に使用する周波数を事前に限定しておく。

9 海面監視

高知県東部における強い地震（震度4以上）の発生及び高知県に津波注意報・警報が発令されたときは、直ちに消防本部において海面の異常をカメラ等で監視するとともに水位異常の監視体制を維持する。

10 情報の収集及び伝達訓練の実施

有事における情報伝達収集の体制を確立、維持するため地震・津波災害を想定した情報の収集及び伝達訓練を定期的の実施する。

11 市民への広報体制の整備充実

地震発生後においては、津波警報の伝達、二次災害防止の呼びかけ、避難指示等といった緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、通行止めのお知らせなど様々な生活情報を市民に広報することが求められるため情報を適切に行えるような体制を整備する。

(1) 市民への情報伝達手段の充実

防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等複数の情報伝達手段の充実を図る。

(2) 防災拠点及び避難所としている各学校のパソコンの整備（教育用パソコンを災害時にも活用することができる体制を整備する。）

(3) 広報誌（チラシ）の発行体制の整備

12 被災者への情報提供

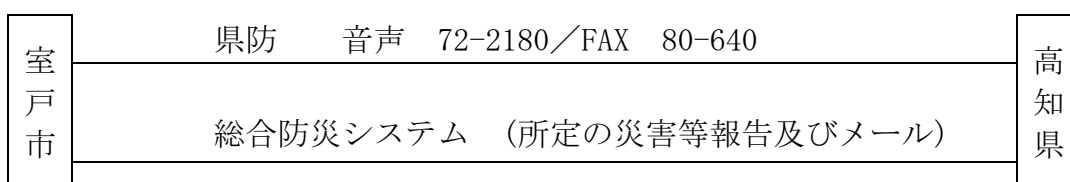
(1) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図る。

13 室戸市非常通信計画

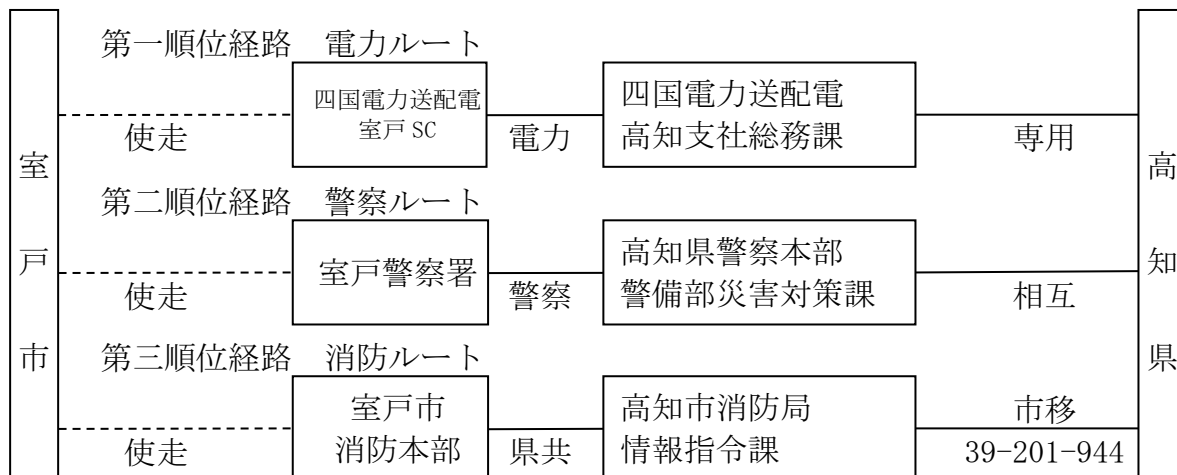
本計画に基づく県との情報伝達について、円滑な通信の運用を図るため室戸市非常通信計画を以下のとおり策定する。

(1) 通常通信確保されているルート



第2章 災害予防対策

(2) 非常通信ルート



(3) 関係機関の窓口

室戸市役所 災害対策本部	電話 0887-22-5146 (災害時優先電話)
四国電力送配電株式会社室戸サービスセンター	電話 0887-22-2491
四国電力送配電株式会社高知支社総務課	電話 088-821-2097
室戸警察署	電話 0887-22-0110
中国四国管区警察局四国警察支局高知県情報通信部	電話 088-826-0110
室戸市消防本部	電話 0887-22-0014
高知市消防局総合指令課	電話 088-822-8151
高知県総務部消防防災課情報担当	電話 088-873-4410 (災害時優先電話)

第7節 火災予防対策

本市においては、木造家屋が91.1%（令和2年1月1日現在）を占めており、平野部の少ない地形上から住宅密集地も認められる。地震及び津波災害においては、複合的な危険現象が発生するが、家屋の倒壊等の一次災害のみでなく、津波火災を含む二次的に発生する火災が被害を増大させるものである。

地震時の火災被害を最小限とするためには、出火の防止が最も効果的であることから、初期消火の重要性を認識した予防対策が必要である。本市では、室戸市地震火災対策計画を策定しており、地震時の大規模火災による被害の軽減のみならず、平時から火災に強い地域づくりを推進するものとする。

《実施担当：消防本部》

1 出火の防止

地震発生時には、可燃物が火気使用設備・器具自体の付近に転倒、落下、接触するなどにより出火するなど、電気火花が漏洩ガスに引火し、出火することが想定される。

したがって、地震発生後、速やかに火の元の確認やLPガス元栓、そして電気ブレーカーを遮断するなど出火防止のための処置を行うことが出火率を大幅に低減できることから、平常時から出火防止に努めることが必要である。

(1) 事業者・住民の火気取り扱いに係る意識の向上

感震ブレーカー及び耐震自動消火装置付ストーブの普及、LPガス容器の転倒防止策の実施促進、電気・灯油ストーブの周囲にある可燃物の除去の励行等について、講習会や広報等を利用し、事業者・住民に対する出火防止のための防災教育を実施する。

(2) 化学薬品、火薬類の安全化

化学薬品、火薬類の取り扱い施設の把握、学校、病院に対する保管時の転倒防止措置及び適正配置の指導、保管施設の耐震不燃化を促進する。

(3) 危険物施設等の安全化

市内の危険物施設等の把握、危険物等の安全な取り扱いと適正管理についての事業所関係者に対する教育及び指導、防災資機材の整備の促進、立入検査の実施などによる出火及び流出防止対策を行う。

2 初期消火

地震に伴う火災では、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブ及び事業所の自衛消防組織による初期消火活動が重要であり、住民及び事業所の火災警報及び初期消火体制の充実強化・消防用設備の耐震化・消火栓の設置・家庭への消火器具の普及を推進する。また、使用済みの風呂水は、すぐに排水せず消火水利として、利用するなどの住民への啓発を行う。

なお、大規模地震発生時においては津波の発生が想定されるため、初期消火を行う時間的な余裕がない場合は、すぐに避難する。

3 火災の拡大防止

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、人命の安全確保に重点を置いた消防体制の整備を進めることが重要である。

(1) 消防活動計画の整備

平常時における消防職員・車両の適切な配置計画、資機材の充実等はもちろんのこと、大規模地震時における消防機関の消火、救助、救急活動、広域応援活動等に対応できる消防活動計画を策定する。

(2) 消防水利の整備

大規模地震時においては、消火栓は水道施設の破壊により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあるため、耐震性貯水槽等の整備やプール、河川水、海水等の自然水利の活用を図る。

4 消防団の強化、活性化

(1) 消防団は、震災時には消防本部と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに平常時は地域住民に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。

したがって、消防団員の教育訓練、消防団用防災資機材の整備等、消防団の強化・活性化を推進する。

(2) 消防団への入団者が減少しているため、青年層、女性の消防団等への参加促進、被雇用者（会社員）消防団員に対する勤務時間中の災害出動等についての事業者の理解・協力の確保等を通じ、消防団員の確保を図る。

第8節 消防力の充実強化

大規模地震発生時における現有消防力を最大限に活用し、被害を最大限に軽減することを目的とする総合的な消防計画の策定及び消防水利の確保に努める。

《実施担当：消防本部》

1 総合的な消防計画

大規模地震発生時における消防機関の消火、救助、救急活動等の消防活動計画を定める。

2 消防水利の確保

市内の消火栓を含む水道施設の損壊が想定され、断水や減水が危惧される。このため、自然水利の活用や防火水槽の整備、学校等の水泳プールの利活用を図り、消火栓のみに依存することのない多様な消防水利の確保に努める。

(1) 自然水利の利用

ため池、井戸水、河川、海水等の自然水利については、これを活用する。

(2) 防火水槽の整備

防火水槽、耐震性防火水槽の導入を促進し、配置、整備を行う。

(3) 学校等のプールの利用

学校や施設の水泳プールについては、冬期でも満水としておくなどの方策を検討し、消火水源等として活用できる体制づくりを構築する。

第9節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などは地震及び津波の発生時に、その性質上、火災、爆発等の甚大な被害を及ぼす危険性を有していることから、法令により、平常時からの慎重な取り扱いや管理が義務づけられている。

これらの適正な取り扱いや管理については、消防本部等の指導機関の定期的な査察によって、指導、指示を行うとともに、設備等の耐震性の向上を推進する。また、関係団体と協力して講演会、研修会を実施する。さらに、想定される化学反応的火災など、地震及び津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理、又は、取り扱いの安全性の向上が図れるよう助言指導を行うとともに防災訓練を実施する。

《実施担当：消防本部》

1 石油類の販売所（貯蔵所等）への指導

石油類の取扱所は、消防本部への届け出、又は許可申請が義務づけられており、関係法令の基準の遵守を査察指導するとともに、あらゆる機会を通じ、自主的な設備の点検を促進し施設の耐震性の向上と消火機材の配備を図る。

2 LPガス・火薬等の販売所（貯蔵所等）への指導

高圧ガス・火薬等の取扱所は、県の認可制が義務づけられており、関係団体の協力体制を構築し、実態把握と指導を図る。

3 指導マニュアルの見直し

消防本部の行う危険物所有者、管理責任者への指導マニュアルについて、見直しを適時行い関係団体との協力体制を構築し、施設の耐震性の向上と事故発生時の応急体制の確立を図る。

4 防災訓練の実施

施設管理者と連携し、地震及び津波を想定した防災訓練を実施する。

第10節 建築物等災害予防対策

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図る。

1 公共建築物等災害予防対策

《実施担当：財産管理課・関係課》

防災上重要な防災基幹施設は、災害時における応急活動や復旧支援活動の本部機能が期待されるため、災害直後の初動時においてもその機能を維持できるよう優先順位を定め、整備を図る。

- (1) 既存建築物の耐震性の点検を行うとともに、非構造部材の窓ガラス、壁、天井材設備を含めた施設全体の耐震性を判断し、必要な措置を講ずる等の対策の推進を図る。
- (2) 防災業務の中心となる庁舎、消防署、福祉施設、学校等の自家発電施設等の整備について促進を図る。

2 一般建築物等災害予防対策

《実施担当：防災対策課》

- (1) 建築物の耐震性の向上及び不燃化促進のため建築主及び建築設計者に対し、広報等を通じて、次の事項の周知を図る。
 - ア 既存建築物
 - (ア) 住民の耐震に対する意識を高めるため、「相談窓口」の開設に努める。
 - (イ) 耐震診断及び耐震補強・建て替えの促進を図るよう住民への広報活動を行う。
 - (ウ) 個人住宅の耐震診断の支援を行う。
 - (エ) 木造建築物の建て替え・改修時の不燃化等についての啓発を行う。

3 ガラス飛散防止対策、天井材等の落下防止

《実施担当：防災対策課》

多数の人が通行する道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故防止についての啓発及び安全対策の実施を指導するものとする。

また、建築物における天井材、瓦等の非構造物部材の脱落の防止対策について普及啓発するものとする。

4 ブロック塀の倒壊防止対策

《実施担当：防災対策課》

安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀、石塀の補強方法等についての啓発、指導を行うなど必要な対策を講ずる。

第2章 災害予防対策

5 家具等の転倒防止対策

《実施担当：防災対策課》

タンス・食器棚・ピアノ・冷蔵庫等の転倒事故防止のため家具の固定方法など安全対策に関する知識の普及に努めるとともに、事業所等におけるスチール製の書棚、ロッカー等の転倒防止についての啓発・指導を行う。

6 コンピュータの安全対策

《実施担当：総務課》

地震発生後の緊急対応やその後の復旧対策を迅速に進めるコンピュータ・システムについて、行政情報システムの安全対策の確立を図るとともに、コンピュータを扱う事業者に対しても安全対策の実施について次の事項の啓発を行う。

- (1) データ保護対策
- (2) 非常電源対策
- (3) 転倒・落下防止対策
- (4) 漏電・火災対策

7 落下倒壊危険物対策

《実施担当：建設土木課》

道路及びその周辺の構造物等が落下・倒壊することによる被害の発生の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、次に掲げる道路構造物について、点検、補修・補強を行うものとし、道路占有物件については、占有者等に啓発・指導を行うものとする。

- (1) 橋りょう
- (2) 横断歩道橋
- (3) 道路標識及び交通信号機等
- (4) 電柱・電線・街路灯等
- (5) バス停等、屋上看板及び広告等
- (6) 自動販売機

8 文化財の耐震対策

《実施担当：生涯学習課・各課》

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努める。

9 老朽住宅の対策

《実施担当：財産管理課》

地震時に倒壊して避難路等の通行を妨げるおそれがある老朽住宅の除却等を支援する。

第11節 土砂災害予防対策

過去の地震では、地震発生に伴う土砂災害が発生しているため、人命を守ることと及び緊急輸送道路の確保に際しても重要な土砂災害予防対策を県等と連携して進める。

《実施担当：建設土木課・防災対策課》

1 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 区域及び指定基準

地震災害では、土砂災害により多くの人的被害が発生している。これらの土砂災害を起こす可能性のある危険箇所について、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地地域の崩壊による災害の防止に関する法律）の指定を要望していく。

(2) 監視警戒体制の充実

土砂災害危険箇所等に対し、定期的な県、市合同パトロールを実施するほか、パトロール等が迅速、的確に行えるよう監視警戒体制を整える。

(3) 住民への周知

住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、避難時の対応についても周知を図る。

2 崖地防災対策

がけ崩れ等により、災害の発生が予想される危険箇所については、平時から地震発生時の避難を住民に対し周知を行うとともに、危険地区の住民又は土地所有者等に対し建物の構造改善、補強、崖の改善等防災措置について助言指導を行い、被害の軽減を図る。

3 その他の土砂災害対策

地すべり、土石流、液状化の危険度が高い地域については、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

なお、土砂災害危険箇所とは、土砂災害のおそれのある箇所をいい、次の3現象がある。

ア 土石流危険溪流：土石流が発生するおそれのある溪流

- ・ 土石流危険溪流（I）：保全人家5戸以上、又は、保全人家5戸未満であっても官公署、学校、病院等のある場所に流入する溪流
- ・ 土石流危険溪流（II）：保全人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する溪流
- ・ 土石流危険溪流（III）：人家等はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流

第2章 災害予防対策

イ 急傾斜地崩壊危険箇所：がけ崩れの発生するおそれのある箇所

- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）：傾斜度 30° 以上、高さ 5 m以上の急傾斜地（人工傾斜を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公庁署、学校、病院等の他、社会福祉施設等の要配慮者関連の施設がある場合を含む。）
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）：傾斜度 30° 以上、高さ 5 m以上の急傾斜地（人工傾斜を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 1 戸～4 戸の場合

ウ 地すべり危険箇所：地すべりの発生するおそれのある箇所

- ・ 谷地形を有し、河床勾配が 3° 以上（火山砂防地域では 2° 以上）で、人家や公共施設に被害の生じるおそれのある溪流
- ・ 傾斜度 30° 以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所
- ・ 地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所

4 たため池危険地区防止対策

《実施担当：建設土木課》

本市には、農業用水の確保としてのため池施設が現在 58 箇所あり、その多くは海岸段丘に位置している。これらの施設については、施行年度が古く、老朽化している施設も数多く見られるのが現状であり、決壊等による災害の未然防止や被害解消を図る必要がある。

このため、施設調査及び計画的な改修を実施し、ため池の危険箇所対策を進めるものとする。

(1) ため池等整備事業の実施

農村地域における農業用水の確保をするための農業水利施設は、農業生産活動の中で、環境保全機能を発揮している。これら施設を良好な地域資源として保全管理するため、ため池整備等の防災事業を計画的に実施する。

(2) 監視警戒体制

関係管理者と連携を図り監視警戒体制を確立するとともに、危険箇所の定期的なパトロールを実施する。

(3) 耐震性の確保

地震による破損等により大きな被害をもたらすおそれのあるため池の安全性を確保する。

(4) 住民への周知

住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、避難時の対応についても周知を図る。

第12節 公共土木施設等の災害予防対策

地震及び津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。

1 河川施設対策

《実施担当：建設土木課・消防本部》

施設管理者は、地震に対する安全性の評価を踏まえた強度を確保する。また、津波を防ぐ水門など開口部の閉鎖を行うため、排水機場の耐水対策及び水門の自動閉鎖化及び陸閘等の常時閉鎖について施設管理者に要望していく。

2 道路・橋りょう対策

《実施担当：建設土木課》

道路は、避難、消火、救急等の緊急輸送活動のほか、地震火災における延焼阻止にも有効であるため、既存道路の機能確保という側面も照らし合わせ、道路網の整備を行う必要がある。また、橋りょうについては、河川改修と並行し架替整備の促進を図るとともに、既設の橋りょうについては耐震化を促進する。

3 海岸保全対策

《実施担当：建設土木課・消防本部》

施設管理者に対し、地震に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保、及び陸閘などは平常時の閉鎖ができる仕組みづくりを要望していく。

4 港湾施設対策

《実施担当：建設土木課》

- (1) 津波防波堤の建設を要望していく。
- (2) 耐震強化岸壁及び防災緑地の整備を要望していく。
- (3) 移動式耐震係留施設の整備を要望していく。

【防災拠点港】

室津港	室戸市浮津 2474 番地 4
-----	-----------------

5 漁港施設整備

《実施担当：建設土木課》

- (1) 防災拠点漁港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能を確保する。
- (2) 津波による浸水被害が予想される漁村における、避難路及び避難広場を確保する。

【防災拠点漁港】

室戸岬漁港	室戸市室戸岬町 6810-152
-------	------------------

第2章 災害予防対策

6 ヘリポート（ヘリコプター緊急離発着陸場）の整備

《実施担当：防災対策課・消防本部》

空路による輸送は不可欠であるため、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊所管のヘリコプター等の運行が可能な離発着場の整備を図るとともに、海上保安庁臨時ヘリポート等の使用も含めて、複数の選定・検討を行い緊急時に備える。

7 都市公園施設対策

《実施担当：建設土木課・防災対策課》

地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保として都市公園の整備を図っており、防災拠点として活用する。

公園の名称	箇所	面積	事業内容
神ノ前公園 (防災公園)	1	1.5ha	多目的広場・休憩広場
中央公園	1	46.9ha	多目的広場・散策道
広域公園	1	74.8ha	室内練習場・展望台・散策道

8 ため池等農業用施設対策

《実施担当：建設土木課》

- (1) 平常時から点検、整備を十分に行い危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 貯水制限等の措置を定める。
- (3) 施設の維持管理に必要な事項をあらかじめ施設の管理者に通知する。

第13節 ライフライン施設等の対策

水道、電気、ガス、通信施設が地震によって災害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。このため、各施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設にかかる各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに必要に応じて防災対策の向上を要請する。

また、不測の場合に備えて生活必需品の個人備蓄を推進する。

《実施担当：水道局・防災対策課・四国電力・四国電力送配電・NTT・高知県LPガス協会・芸東東部LP供給業者》

1 ライフライン施設等の確保

各ライフライン事業者は、地震、津波に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制の整備を図る。

- (1) 水道施設対策：津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施し、緊急的な給水体制の整備を図る。
- (2) 電力施設対策
 - ア 緊急的な電力供給体制の整備を図る。
 - イ 災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施する。また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が上記以外に行う措置は、別に定めるものとする。
- (3) ガス施設対策：緊急的なガス供給体制の整備を図る。
- (4) 通信施設対策：緊急的な通信体制の整備を図る。
- (5) 放送施設対策：緊急的な放送体制の整備を図る。

2 不測の場合への備え

飲料水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進する。

第14節 緊急輸送活動対策

災害時は、交通機関の混乱と道路寸断等が想定されるため、緊急輸送に対応できる陸・海・空あらゆる手段を考慮した緊急輸送路ネットワークの確立と平常時から関係機関や団体に応援・協力要請し、協定を結ぶなど体制を整備する。

《実施担当：建設土木課・防災対策課・財産管理課》

1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点（防災関係機関、港湾・漁港、災害医療拠点等）を選定する。

(2) 緊急輸送道路を選定する。

第1次緊急輸送道路

ア 国道55号

第2次緊急輸送道路

ア 県道202号・椎名室戸線（三津坂トンネル経由）

イ 県道203号・室戸公園線（旧室戸岬スカイライン）

ウ 市道（旧国道など）

エ その他の農免道路・林道

(3) 緊急輸送道路の周知

日頃から防災関係機関及び市民に対して緊急輸送道路を周知するよう努める。

2 輸送拠点の確保

(1) あらかじめ物資の集積拠点を定める。

(2) 海上輸送の拠点となる港湾管理者及び漁港管理者は、物流拠点として必要な施設の整備を図る。

(3) 空港輸送の拠点となる災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

3 輸送手段の確保

(1) 緊急時において確保できる車両、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画し、応援協定等を締結する。

(2) 人員の確保緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

4 体制整備

交通機能の確保道路、港湾、漁港の管理者は、発災時における施設の機能確保のため体制整備を図る。

第15節 避難対策

地震発生後の津波や火災、さらには二次的な災害からの一時避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進める。また、高齢者、障害者その他の要配慮者を適切に誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

《実施担当：防災対策課・関係課》

1 避難場所

- (1) 津波からの迅速かつ安全に避難するための津波緊急避難場所・広域避難場所を整備する。
- (2) 津波緊急避難場所の選定は、地域住民の参画を得て行う。
- (3) 津波緊急避難場所、広域避難場所、指定避難所について、誘導案内や避難場所の表示等の標識を整備する。
- (4) 広報紙、防災マップ及び市のホームページ等により、津波緊急避難場所や指定避難所等の周知徹底に努める。

2 避難場所の整備

避難場所については、地区内の人口に応じた有効面積と、いずれの地区からも避難者が容易に到達できる位置に存在しなければならない。

津波緊急避難場所・広域避難場所の選定については、次のような条件を考慮して選定する。

(1) 津波緊急避難場所

津波から逃げるために、避難者が一時的に避難して様子を見る場所であって避難者の安全がある程度確保される空間（高台等）や津波避難施設（津波避難タワー、津波避難ビル、津波救命艇等）である。

津波緊急避難場所選定の基準は、以下のとおりである。

- 避難者1人当たりの面積が、おおむね1㎡以上であること。
- 昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること。
- 危険な地域を避けること。
 - ・土砂災害、浸水等が予測される地域
 - ・危険物等が備蓄されている施設の付近等
 - ・耐震性が確保されていない建物の付近等
 (火災に対する避難場所)
- 耐火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m、耐火建築物からは50m以上離れていること。

第2章 災害予防対策

(2) 避難路

避難路の選定基準は、以下のとおりである。

○危険のない所

- ・土砂災害、浸水等が予測されていない地域
- ・延焼の危険性のある建物や危険物施設が近くにないこと。
- ・地下に危険な埋設物がなくないこと。
- ・耐震性の確保されていない建物が沿線になくないこと。

○避難場所まで複数の避難経路を確保すること。

(3) 広域避難場所

ア 大火輻射熱を考慮し、純木造密集地から 300m以上、木造建物疎散地域から 200m以上、耐火建造物からは 50m以上離れていること。

イ 避難場所における避難住民 1 人当たりの必要面積は、おおむね 1 m²とすること。

ウ 選定の基準としては、原則として避難距離は 2 km以内で、火災延焼の可能性、危険物等の施設が内部に存在しないこと。

エ 避難場所は、避難地域の要避難人口（昼間人口も考慮）を収容できるよう配慮する。

オ 10ha 以上の面積を有する。

3 指定避難所の整備

(1) 指定避難所の性格

公有地の恒久的な安全空間として指定する広域避難場所のほか、災害に対して安全な公共施設で、施設内に給食施設があるか、又は比較的容易に搬送給食できる施設で、耐震耐火施設を準用し、周辺地域の防火等安全が確保できる施設であること。

(2) 指定避難所としての条件

指定避難所は罹災地に近く、集団的に収容できる施設でいずれの地区からも避難者が容易に到達できる位置に、均等に存在するものとし、指定避難所の指定について、次のような条件を考慮して選定又は整備する。

指定避難所の選定基準は、以下のとおりである。

○耐震構造を有する等安全な建物であること

○大火輻射熱を考慮し、純木造密集地から 300m以上、木造建物疎散地域から 200m以上、耐火建物から 50m以上離れていること

○避難所における避難住民 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上であること

○飲料水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること

(3) 指定避難所の指定

当該場所の安全性等必要な検討を行い指定する。

建築物や周辺の状況変化等により、指定避難所を変更する必要がある場合は、必要な調査に基づき、防災会議の承認を得てこれを変更・解除するものとする。

(4) 指定避難所の開設及び管理

指定避難所については、施設管理者により速やかに開設し、避難住民を収容するものとする。

指定避難所の管理については、直ちに避難所担当職員を派遣駐在させ、施設の管理及び収容者の保護に当たる。

ア 避難状況の記録

避難所担当職員は、次の各種記録を行うものとする。

(ア) 収容台帳

(イ) 指定避難所設置及び収容状況

(ウ) 避難所用物品の受け払い簿

イ 指定避難所の衛生管理

伝染病等の発生などを防止するための防疫、又は、環境衛生について徹底した管理を行う。

4 津波避難計画の策定

市は、「高知県津波避難計画作成指針」に基づき、南海地震をはじめとする津波災害から、住民の生命、安全を確保することを目的に「室戸市津波避難計画」を策定する。また、地域住民と協力して「地区津波避難計画」を作成し、これに基づき、住民自らが要配慮者も含めた地域の津波避難の行動計画を作成するための手助けを行う。

5 避難誘導に当たる者の行動

市は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全確保のため、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立する。

そのため誘導職員を対象とした「津波災害時の活動・安全管理マニュアル」を作成し、これに沿った行動を徹底する。

6 津波情報の収集・伝達

市は、J-A L E R Tにより伝達される大津波警報・津波警報は、直ちに市防災行政無線、緊急速報メール等のあらゆる手段により住民等に伝達する。

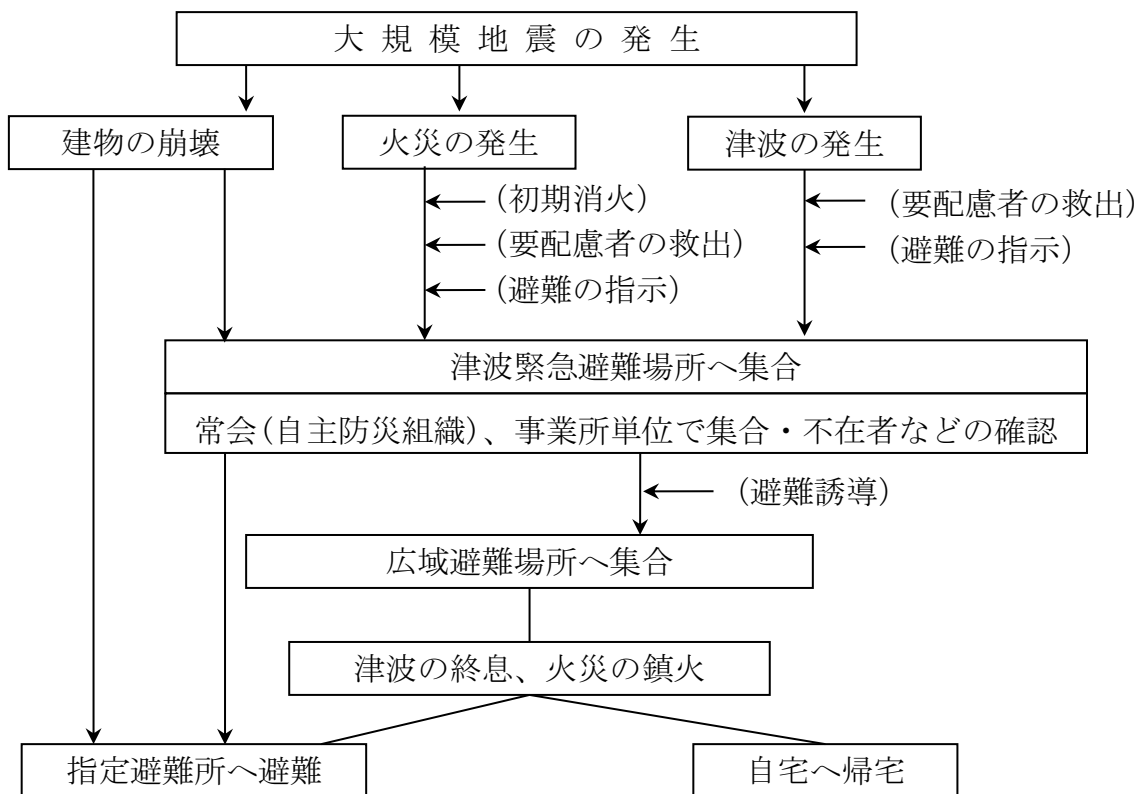
大津波警報・津波警報が発令された場合には、津波浸水想定区域に速やかに避難指示を発する。

また、津波注意報においても、海岸付近等に対しては、速やかに注意喚起や避難指示等を発する。

第2章 災害予防対策

なお、市は、津波注意報が発令された場合においても、J-A L E R Tの機能活用が有用であることに留意し、情報の収集体制を確保する。

【地震及び津波発生の際の系統図】



第16節 防災活動体制の整備

初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図る。

《実施担当：防災対策課・消防本部・関係課》

1 初動体制の整備

- (1) 参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図る。
- (2) 実践的な初動体制確立の訓練を行う。

2 防災関係機関との連携

地震発生時に協力して応急対策を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日頃から連携した取組を実施する。

第17節 市が管理等を行う施設等の災害対応力の強化

市が管理等を行う施設等が災害時に被害を受けると、市民生活や避難、救護、救援、復旧対策の円滑な活動への影響が極めて大きいため、日頃から危険箇所の把握と補強を実施し、災害に強い施設づくりを進める。

《実施担当：関係課》

1 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。災害時に「利用者の安全」を第一に考えた計画を作成し、非常時における各人の役割や行動の重要性を自覚できるような教育及び実践的訓練を行う。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全を確保するための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備等の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 継続的な訓練の実施

(2) 個別事項

- ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校等にあつては、津波からの避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等に対する措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 医療救護所及び指定避難所等となっている施設を災害時の応急物資の備蓄場所として整備に努める。また、地域住民との連携を強め、避難場所としての整備体制の強化に努める。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

4 地域社会との連携

日頃から交流を通じて、地域社会としての一員をしての協力関係を育てる。

第18節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図る。

《実施担当：防災対策課・市民課・保健介護課・福祉事務所》

1 防災倉庫、物資の備蓄と地域における備蓄の充実

(1) 防災倉庫の整備

備蓄物資の収納場所として防災倉庫を整備するとともに、補給基地として各地域に物資の性格に応じ集中備蓄又は分散備蓄を行う。

(2) 物資の備蓄

また、備蓄物資については長期保存食・毛布・発電機・トイレ・テント等数多く考えられるが、備蓄計画に基づき緊急度、重要度の高いものから、最低限必要な備蓄に努め充実を図る。

また、災害時の必要物資については、救護の状況により質量とも大きく変わることになり、あらかじめ関係団体（企業）や業者との間で協定を締結するなどして、物資の優先的供給を確保できるよう民間協力体制を整備する。

(3) 地域における備蓄

道路の寸断などで物資の配給が滞る場合、個人の備蓄が大きな支えになってくる。公共備蓄以外にも住民のコミュニティレベルでの地域備蓄を推進する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の特性に配慮した備蓄を進める。

2 飲料水、食料等の確保

(1) 3日分以上の飲料水、食料の個人備蓄を推進する。

(2) 指定避難所への飲料水、食料など必要物資の備蓄を進める。

(3) 緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図る。

(4) 供給計画の報告を行う。

3 消毒、保健衛生体制

(1) 災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ定める。

(2) 薬剤や資機材の調達方法についてあらかじめ定める。

4 災害廃棄物の発生への対応

災害時に発生する廃棄物（し尿、生活系ごみ、がれき等）に対して、災害廃棄物処理計画をあらかじめ定める。

第19節 災害時医療救護対策

「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進める。

《実務担当：保健介護課・消防署・地域医療対策課》

1 災害時医療救護体制の整備

- (1) 災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生したとき医療の途を失った負傷者に、県及び市が医療機関と連携して医療等を提供する。
- (2) 初期医療（医療救護所）
 - ア 負傷者が最初に受ける応急手当を実施する。
 - イ 市が編成する医療チームが行う。
 - ウ 必要に応じて県の派遣する医療チームが医療を行う。
- (3) 後方医療
 - ア 医療救護所等において対処できない場合は、重傷等に対する医療を実施する。
 - イ 医療救護病院、災害支援病院及び3次救急医療機関及びその他の医療機関が医療を実施する。
- (4) 広域的救護活動として県は次のことを実施する。
 - ア 広域的な医療チームの派遣
 - イ 医薬品・医療資機材の搬送
 - ウ 重傷者・重篤患者の受け入れ調整

2 初期医療救護体制の整備

- (1) 被災地の医療機関では、既入院患者の安全確保とともに、多数の傷病者処置が期待される。このため生じる人員不足・医療品不足を補い、十分な診療所活動が実施できるよう体制づくりの整備促進を図る。
 - ア 「室戸市災害時医療救護計画」を策定する。
 - イ 管内の医療機関の協力により医療チームを編成する。
 - ウ 単独で医療チームの編成ができない場合は近隣市町村と協力する。
 - エ 医療救護所を設置する場所を定めて、平時から住民に周知を図る。
 - オ 医療救護所等に資機材を備蓄する。
 - カ 重症患者の搬送について定める。
 - キ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。
 - ク 室戸市災害時医療救護計画」について関係者に周知を図る。

第2章 災害予防対策

(2) 地域の指定避難所及び危険箇所の把握

医療機関周辺における指定避難所及び危険箇所を把握し、既入院患者及び職員の安全、避難方法の確保を図るものとする。

(3) 防災関係機関との連携の充実・強化

被災状況に係る情報の収集及び患者搬送手段の確保について、県・消防署・警察署・自衛隊・医療関係機関等との関係を充実・強化し、全体としての高知県救急医療・広域災害情報システムの整備に努める。

3 医療品・医療資機材の確保体制の整備

医療機関等の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の物資の確保に関して、関係機関と連携の上、流通在庫の調整に努めるものとする。

第20節 要配慮者対策

災害時における各種警報や情報を得ることが困難で避難等に介助が必要な人々を保護し、安全の確保を図るものとする。対策を進めるに当たっては、本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等の多様な視点に十分配慮するように努める。

《実施担当：福祉事務所・保健介護課・防災対策課》

1 在宅の要配慮者への支援

- (1) 本計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、実態を適切に反映したものとなるように定期的に更新する。また、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。
- (2) 下記の条件を有する在宅等の者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に登録し、個別避難計画の作成に努める。
 - ア 要介護認定3～5を受けている者
 - イ 身体障害者手帳1・2級の第一種を所持する身体障害者（点後、心臓、じん臓、呼吸器、免疫・ぼうこう・直腸のみで該当するものは除く）
 - ウ 療養手帳Aを所持する知的障害者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - オ 市の福祉サービスを受けている難病患者
 - カ 75歳以上単身世帯で支援が必要と思われる者
 - キ その他支援が必要と思われる者
- (3) 避難者支援等に携わる関係者として室戸市地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行う。
- (4) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送する方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 社会福祉施設等における防災対策

- (1) 実態把握と継続的な防災対策
 - ア 施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。
 - イ 施設管理者は、実態を把握した上で、防災上の課題について優先順位を整理の上、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。

第2章 災害予防対策

ウ 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員が参加した防災対策に継続的に取り組む。

(2) 施設・設備の安全確保対策

ア 施設管理者は、施設の耐震化に努める。

イ 施設管理者は、津波による浸水のおそれのある地域に所在する施設は高台への移転等を検討する。

ウ 施設管理者は、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。

(ア) 自動火災報知設備、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

(イ) 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

(ウ) 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の整備

(エ) 危険物の管理

(オ) 家具及び書棚等の転倒防止対策

(3) 施設入所者の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

(ア) 施設管理者及び市は、施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法についての習得に努める。

イ 施設入所者の避難計画の作成

(施設管理者、市、住民)

(ア) 施設管理者は、夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。

(イ) 施設管理者は、夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施する。

(ウ) 施設管理者は、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施する。

(エ) 施設管理者及び市は、消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

ウ 長期的な避難と広域連携

(ア) 施設管理者は、入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。

(イ) 施設管理者は、広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。

エ 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

(ア) 施設管理者は、避難生活の長期化等に備え、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

- (イ) 施設管理者は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。
- (4) 防災関係機関との連携
消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導及び助言を行う。

第21節 各種データの整備保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努めるものとする。そのため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

《実施担当：総務課・各課》

第22節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、「南海トラフ地震臨時情報」（以下、「臨時情報」という。）が発表される。地震対策は突発対応が基本となるが、臨時情報が発表された場合には、南海トラフ地震の発生確率が相対的に高まっており、市民全員が日頃からの備えを再確認して被害軽減に努めるものとする。

《実施担当：防災対策課・各課》

1 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動計画

(1) 配備体制

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、震災第2配備体制（厳重警戒体制）をとり、以下の準備を行う。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された際の対応等の確認

(イ) 災害応急対策上必要な人員の準備及び物資、資機材等の確認

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたことに関する住民への広報活動の実施

(エ) 管理、管轄している施設の緊急点検

(オ) 市立学校、保育所等の児童、生徒等の安全確保対策

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたとき、震災第3配備（災害対策本部設置）をとり、以下の業務を実施する。

(ア) 交通に関する情報等の住民に密接に関係のある情報等の収集及び市民、防災関係機関等への伝達

(イ) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告

(ウ) 市内における地震防災対策の準備

(2) 住民への情報伝達

臨時情報が発表された場合、国は、気象庁から防災情報提供システムを通じ、県及び報道機関に伝達する。この情報は防災行政無線 FAX 及び E メールにより、県から速やかに市町村に伝達することとなっている。市は、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して臨時情報を住民へ周知する。

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の避難等

(1) 基本方針

臨時情報が発表された場合には、市民全員が日頃からの備えを再確認するとともに、一定の期間、より安全な防災行動を選択し、地震や津波の被害軽減に繋げるよう務める。ただし、津波避難警報等が発令されている場合には、解除されるまで警報等を優先する。

第2章 災害予防対策

(2) 事前避難の対象

ア 避難準備情報（巨大地震警戒）発表の場合

(ア) 避難指示

- ・30cm以上の津波が地震発生後に30分以内で襲来する地域

(イ) 避難の呼びかけ

- ・耐震性の不足する住宅
- ・斜面崩壊により著しい被害が発生するおそれのある地域
(土砂災害警戒区域（急傾斜）の斜面際から概ね10m)

イ 避難準備情報（巨大地震注意）発表の場合

(ア) 避難の呼びかけ

- ・30cm以上の津波が地震発生後に30分以内で襲来する地域
- ・耐震性の不足する住宅
- ・斜面崩壊により著しい被害が発生するおそれのある地域
(土砂災害警戒区域（急傾斜）の斜面際から概ね10m)

(3) 避難期間

受忍限界をもとに、事前避難期間を1週間とする。ただし、期間経過後も突発地震に備えた事前対策を継続する。

(4) 避難所への移動と避難所の開設等

ア 開設する避難所

耐震性のある浸水域外の避難所を優先して開設する。

イ 避難所の運営

避難所運営マニュアルを参照し、避難者が自ら行うことを基本とする。ただし、大規模避難所や要配慮者施設はその限りではない。

市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努めるものとする。

ウ 食料及び寝具等

避難者の食料や寝具は各自で準備することを基本とする。

エ 避難所への移動手段

臨時情報発表時の移動手段は、自動車での避難を可能とする。

第 3 章 災害応急対策

第1節 組織・動員配備

地震及び津波災害は、他の災害と異なり地震発生の前予知が困難であることから事前対策による被害軽減に限界がある。そのためにも地震発生直後からの初動体制の確立が不可欠であり、加えてその後の救助・救急活動・情報の伝達・広報活動等の応急活動全般に中核的役割を果たすための行動計画を作成し、毎年の訓練などにより検証する。

《実施担当：防災対策課・全職員》

1 初動体制

(1) 配備基準と動員体制

ア 初動体制の確立

市域内に災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、あらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。市は、下記に定める「配備基準・動員体制」により配備体制をとる。

【地震及び津波時の配備基準・動員体制】

配備区分		配備基準	動員体制
震災第1配備	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 高知県に【津波注意報】が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課長及び職員 災害対策本部総務部の担当職員 消防連絡員 (参集場所：本庁)
震災第2配備	厳重警戒体制 (必要に応じて 災対本部設置)	<ul style="list-style-type: none"> 室戸市で【震度4】の地震が発生した場合 高知県に【津波警報】が発表されたとき。 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市長、副市長、教育長、消防長 災害対策本部の各部長 防災対策課職員 災害対策本部総務部の担当職員 消防連絡員 (参集場所：本庁)
震災第3配備	災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 室戸市で【震度5弱】以上の地震が発生した場合 高知県に【大津波警報】が発表されたとき。 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 消防連絡員 (参集場所：本庁又は支部)

イ 職員の参集

参集までに要する時間を想定し、初動対応行動計画を策定する。

第3章 災害応急対策

ウ 活動体制の拡大

被害の規模が拡大する等、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

エ 勤務時間外の事前配備

夜間等勤務時間外において南海トラフ地震が発生した場合の参集経路や手段を事前に検証しておき、自らが、速やかに情報を得、職場に参集し職場待機による事前の警戒配備をとるものとする。

その上で、災害対策連絡会議等の議論を踏まえ、総合的に状況を判断し、本計画に定める配備基準に基づき配備を指令する。

(ア) 災害対策事前配備基準

本節の活動体制「配備基準・動員体制」を準用する。

【参考：風水害時の配備基準・動員体制】

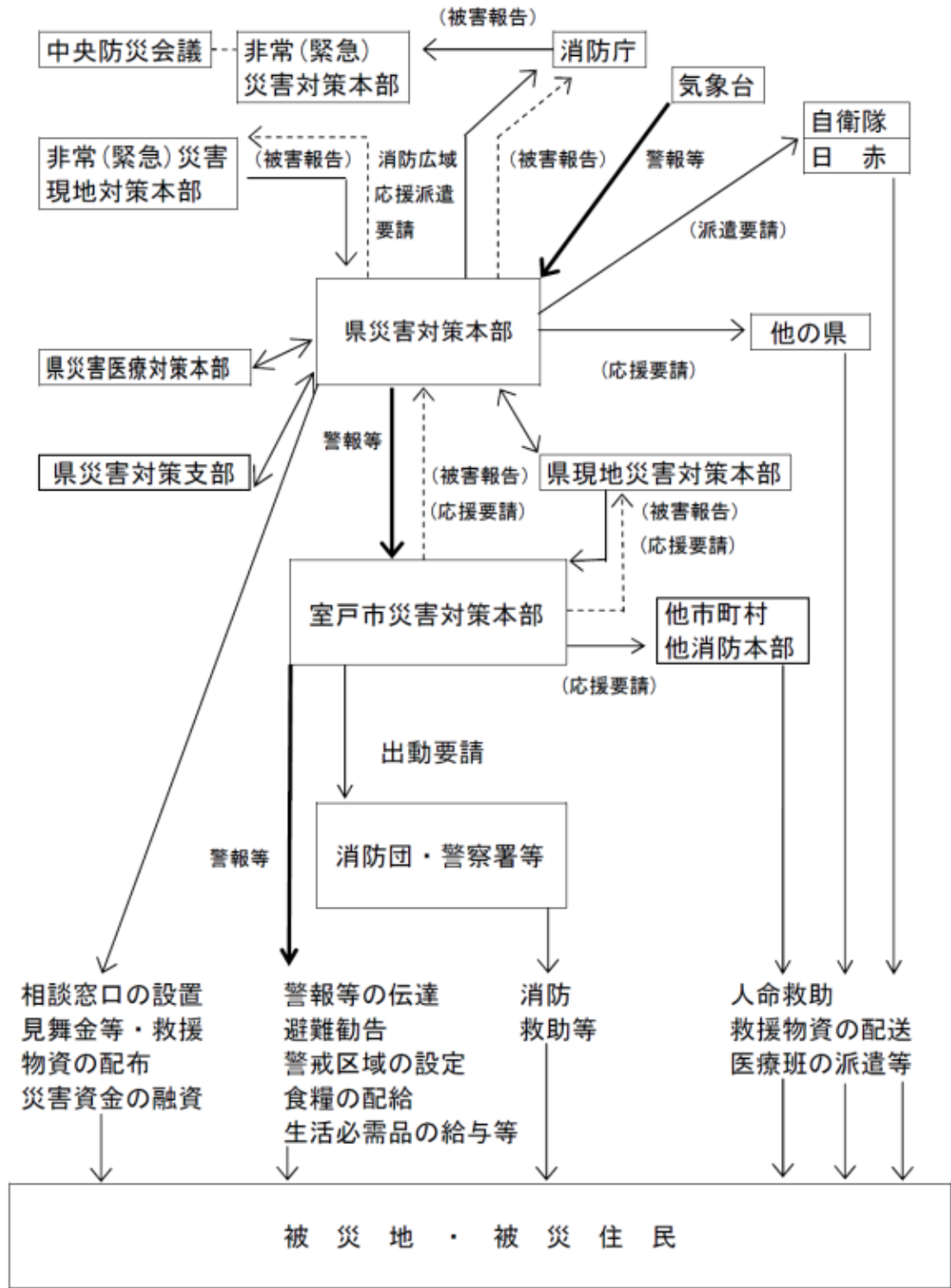
配備区分		配備基準	内容	動員体制
準備体制		<ul style="list-style-type: none"> 室戸市に災害をもたらす可能性のある台風等の気象状況が発生したとき。 	避難所用具準備、職員への参集準備及び関係施設等への注意呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課職員
第1配備	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> 室戸市に【気象警報】が発表されたとき。 〔大雨警報・洪水警報〕 〔暴風警報・高潮警報〕 など 【高知県水防指令】が発令されたとき。 自主避難者が発生したとき。 	少人数によりいつでも第2配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課職員 災害対策本部総務部の担当職員（総務課・まちづくり推進課・財政課） 関係部署の最小限の必要人員
第2配備	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想されるが、災害対策本部の開設までには時間的余裕がある場合 	少人数により情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第3配備に移行できる体制とする。また、必要に応じて災害に対する警戒体制（高齢者等避難の発令や避難所開設・運営）をとる。	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課職員 災害対策本部総務部の担当職員（総務課・まちづくり推進課・財政課） 関係各課長 各部署において必要と認められる人員 ※災害対策本部の開設に即対応できる体制
第3配備	災害対策本部設置 (初期配備)	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 	災害に対する警戒体制（高齢者等避難の発令、避難所開設・運営等）をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に備え、速やかに第4配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 市長、副市長、教育長、消防長、防災対策課長、福祉事務所長 各部において必要と認められる人員
第4配備	災害対策本部設置 (通常配備)	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合。 又、小規模の災害が発生した場合 	相当規模の災害に対する警戒体制（避難指示の発令等）をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対応し、状況により速やかに第5配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 市長、副市長、教育長、消防長 各部長、副部長 消防連絡員 各部において必要と認められる人員
第5配備	災害対策本部設置 (特別配備)	<ul style="list-style-type: none"> 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合 室戸市に【特別警報】が発表されたとき 	全職員により災害対応を行う。（緊急安全確保の発令等）	<ul style="list-style-type: none"> 全職員

2 活動体制

災害時の応急対策とその任務分担は多種多様となる。何より、被害を最小限に
くい止めるため、各部における細部の計画に基づき、速やかな任務を実施するこ
とが重要であり、災害対策本部を設置し、事態の処理に当たる。

【市等の活動体制】

○市等の活動体制



(1) 災害対策本部の設置

ア 設置の時期

市長は、地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、室戸市災害対策本部を設置する。

イ 設置基準

- (ア) 室戸市で震度5弱以上を観測したとき。
- (イ) 地震津波により、市域に重大な被害が発生したとき。又は重大な被害が想定されるとき。
- (ウ) 高知県に大津波警報が発表されたとき。

ウ 設置場所

- (ア) 本部は、本庁の3階第6会議室を原則とする。ただし、災害が一定の区域に限定して発生し、また発生するおそれがあるときは、当該地域の公共施設に置くことができる。
- (イ) 本部設置に合わせ、情報の収集・伝達及び災害復旧等を円滑に実施するため、当該地域の公共施設に、地区防災の拠点として災害対策支部を設置する。

エ 本部の解散

災害の発生するおそれなくなると認められるとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

(2) 災害対策本部の組織と運営

ア 組織と所掌事務

災害対策本部の組織と所掌事務は、原則として行政組織を主体に機能別に定める。

- (ア) 本部長
 - ア) 本部長は、市長が当たる。
 - イ) 本部長は、災害対策本部を総括し、各部の部員を指揮監督する。
- (イ) 副本部長
 - ア) 副本部長は、副市長が当たる。
 - イ) 副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- (ウ) 本部長付
 - ア) 教育長、消防長、秘書が当たる。
 - イ) 本部長付は、本部長の特命事項を処理する。
- (エ) 各 部
 - ア) 総務部、民生部、衛生部、経済部、土木部、水道部、教育部を置く。
 - イ) 各部に部長を置き、本部長の命を受け、職員を指揮監督する。
 - ウ) 部に班を置き、班に班長及び班員を置く。
- (オ) 本部会議
 - ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付及び各部長・副部長をもって構成する。
- (カ) 事務局
 - ア) 総務部の中に事務局を置き、総務部長が事務局長を兼ねる。

第3章 災害応急対策

※ 災害対策本部長は、災害対策基本法第23条第2項の規定により、市長が当たり、市長が不在の場合は、副市長（副本部長）が代行するものとする。さらに、市長及び副市長が不在の場合は、教育長の順で代行するものとし、以上の職の者が全て不在の場合は、総務部長、土木部長、経済部長が順で代行する。

イ 運 営

（ア）本部長は、災害の規模、状況等に応じて必要と認められる場合は、災害対策本部会議を開催する。

（イ）本部会議は、各部の体制及び応急対策等必要な事項について協議・報告する。

ウ 災害対策本部の配備・動員

P-81の配備基準・動員体制に基づく。

3 初動における配備と市職員の責務

（1）勤務時間内

地震直後の緊急措置として、職場ごとに次の措置を講じる。

ア 来庁者の安全確保と避難誘導

庁舎等内の市民等来庁者の安全を確保し、火災等発生により避難が必要と判断される場合は、安全な場所へ避難誘導を行う。

イ 各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

庁舎等、所管する施設の被害状況を把握し、庁舎管理者へ速やかに報告するとともに、火災が発生した場合は、初期消火に努める。

ウ 非常用自家発電機能、通信機能等の機能確保（特に災害対策本部）

庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、早期復旧等、機能確保に努める。

※ この場合、現地対策本部に配属されている職員については、速やかに指定の場所へ移動し、その配属先の長の指示に従い防災活動を実施する。

（2）勤務時間外

ア 地震及び津波情報の収集

全職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったときは、通信等の混乱が予想されるため、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震及び津波情報を収集するものとする。

また、震度5弱以上の地震の発生、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、災害対策本部が設置されることを念頭に、各自が配備体制を判断し、その配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につくものとする。

イ 職員は、勤務時間外又は休日においても、地震が発生し、被害が予測される時は、可能な限り被害状況の把握に努めるとともに、動員命令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって、登庁又はあらかじめ定められた支部へ参集しなければならない。このため、普段から各所属の部署において緊急時の情報ルートを整備しておくものとする。

ウ 参集時の留意点

(ア) 事前の習熟：職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

(イ) 地震情報の収集：職員は、地震が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴等により、自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るように努める。

(ウ) 参集経路の確認：職員は、被災により交通機関が途絶えた場合に備えて、二輪車、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時に確認しておく。

(エ) 服装及び携行品：参集する際には、応急活動に機能的で安全な服装とし、手ぬぐい、水筒、食料及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な道具をできる限り携行する。

(オ) 参集途中の措置：参集途中において、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの措置をとることとする。

(カ) 被害状況の報告：職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の長に報告し、その長は本部の情報班に報告する。

各部長及び各支部長は、配備指令に基づき、職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況及び災害情報等につき把握し、総務部を通じ、災害対策本部長に適宜報告する。

(3) 参集を免除する場合

ア 職員自身が災害発生時に、療養中又は災害の発生による傷病の程度が重症である場合

イ 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し当該職員が付き添う必要がある場合

ウ 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合

エ 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

オ その他の事情により、特に所属長がやむを得ないと認めた場合

第3章 災害応急対策

【災害対策本部・組織図】

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長、消防長、秘書
本部会議	市長、副市長、教育長、消防長、各部長・副部長

総務部 (事務局を含む。)	部長	防災対策課長
	副部長	総務課長、財政課、まちづくり推進課
民生部	部長	福祉事務所長
	副部長	税務課長
衛生部	部長	保健介護課長
	副部長	市民課長、地域医療対策課長
経済部	部長	産業振興課長
	副部長	観光ジオパーク推進課長
土木部	部長	建設土木課長
	副部長	財産管理課長
水道部	部長	水道局長
	副部長	水道局次長
教育部	部長	学校保育課長
	副部長	生涯学習課長

※市の組織改編等により、上記組織図の内容を変更する必要がある場合は、本部長が定めるものとする。

【各部・班の所掌事務 1】

部名	班名	班員	所掌事務
総務部	総務班	防災対策課 総務課の一部	・災害対策本部の運営に関する事。
			・被害情報の収集・伝達に関する事。
			・被災者台帳の作成に関する事。
			・文書の収受・発送に関する事。
			・地方公務員災害補償基金関係業務に関する事。
			・各部に対する、指示・命令の伝達に関する事。
			・県及び関係機関に対する連絡、応援要請に関する事。
			・自衛隊の災害派遣の要請に関する事。
			・被害、損害額の総括報告に関する事。
			・防災行政無線の管理に関する事。
			・部門間の総合調整に関する事。
			・災害救助法の適用に関する事。
			・部門内の災害応急計画の策定に関する事。
			・諸願、諸届の収発に関する事。
			・公用令書の発行に関する事。
			・災害見舞者、視察者に関する事。
			・防災会議に関する事。
	・部内の配備、動員に関する事。		
	・各種証明書、通知書等の発行に関する事。		
	・その他災害対策全般に関する事。		
・各支部との連絡調整に関する事。			
情報班	総務課の一部 選挙管理委員会 事務局	・災害情報の収集、伝達、記録整理に関する事。	
		・電算システム管理業務に関する事。	
		・選挙期日の延期や任期の延長に関する事。	
		・議会対応業務に関する事。	
		・被災市民の相談に関する事。	
		・住民への広報（避難所情報や危険情報等の伝達）に関する事。	
		・災害記録（写真・ビデオ等）の作成に関する事。	
		・報道機関に対する情報提供、連絡調査員に関する事。	
・出張所他出先機関の連絡調整に関する事。			

第3章 災害応急対策

部名	班名	班員	所掌事務	
総務部	出納班	財政課 まちづくり推進課 会計課 監査委員事務局	・災害関係経費の支出に関する事	
			・災害の予算編成、財政計画に関する事	
			・見舞金、義援金品の受付、配分に関する事	
			・災害救助法の適用申請に関する事	
			・出納業務に関する事	
			・緊急資材、物品の調達及び賃貸に関する事	
民生部	避難所・調査班	税務課 福祉事務所の一部 人権啓発課 学校保育課の一部 議会事務局	・家屋・事業所等の施設の被害調査に関する事	
			・罹災者並びに罹災状況の調査に関する事	
			・各種証明書、通知書等の発行に関する事	
			・税・保険料等の減免等に関する業務に関する事	
			・災害に伴う税の減免に関する事	
			・応急救助に関する事	
			・危険箇所の調査に関する事	
			・避難所の開設・運営に関する事	
			・来庁者、公共施設利用者、園児・児童・生徒の安全確保に関する事	
			・水、食料、生活必需品の確保、配布に関する事	
			・緊急物品の調達に関する事	
			・救援物資の確保並びに輸送及び配給に関する事	
			・義援物資の輸送及び配給に関する事	
			・要配慮者の支援に関する事	
	社会生活班	福祉事務所の一部		・来庁者、公共施設利用者、園児・児童・生徒の安全確保に関する事
				・生活保護・医療費・児童手当等業務に関する事
				・ボランティア活動の支援に関する事。(社協と連携)
				・日赤、その他諸団体との連携調整に関する事
				・生活再建支援のための情報提供・相談受付に関する事
				・災害見舞金、災害弔慰金の支給に関する事
				・義援、救援物資の受け入れ及び配分に関する事
・災害援護資金の貸し付けに関する事				
・被災者に対する生活保護法の適用に関する事				
・義援、救援物資の受け入れ及び配分に関する事				
食糧班	福祉事務所の一部		・罹災者、救助活動者等に対する食料の調達及び炊き出しに関する事	
			・食料の受け入れ及び配布に関する事	

部名	班名	班員	所掌事務
民生部	施設管理班	財産管理課 財産管理班	・庁舎等施設被害の取りまとめに関すること。
			・庁舎等中枢部分の機能に関する管理に関すること。
			・公有財産の被害調査に関すること。
			・公共施設等の災害復旧、復興に関すること。
			・応急車両の調達・配車管理に関すること。
			・緊急輸送に関すること。
衛生部	医療救護班	保健介護課 地域医療対策課	・医療救護活動の総合調整に関すること。
			・医療救護所の設置に関すること。
			・保健活動の準備に関すること。
			・保健活動の実施（被災者の体調管理、こころのケア）に関すること。
			・医療チームの編成に関すること。
			・災害拠点病院、救護病院、医療救護所等との連絡調整に関すること。
			・医師会・医療関係機関・薬業協会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。
			・医薬品・衛生材料等の調達、保管に関すること。
	環境衛生班	市民課	・清掃業務計画の総合調整に関すること。
			・被災地の清掃消毒等、保健衛生活動に関すること。
			・被災地のし尿処理に関すること。
			・防疫及び災害ごみ・がれきの処理に関する活動に関すること。
			・仮設トイレの設置に関すること。
			・死亡・出生届の受理に関すること。
経済部	観光班	観光ジオパーク推進課	・観光施設等の被害、損害調査に関すること。
			・罹災観光施設等に対する応急処置等対策に関すること。
	商工班	産業振興課 商工企業誘致班	・商工業施設等の被害、損害調査に関すること。
			・商工業施設及び生産品に対する被害調査に関すること。
			・罹災商工業者に対する応急融資等に関すること。
			・罹災商工業者に係る罹災証明に関すること。

第3章 災害応急対策

部名	班名	班員	所掌事務
経済部	水産深層水班	産業振興課 水産深層水振興班	・水産施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
			・被害水産業者への災害融資に関すること。
			・罹災水産業者に係る罹災証明に関すること。
			・海洋深層水関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。
			・深層水の分析、検査に関すること。
	農業経済班	産業振興課 農林振興班 農業委員会事務局	・農作物の被害調査及び災害対策に関すること。
			・農畜産物の被害調査及び災害対策に関すること。
			・被害農林業者への災害融資に関すること。
			・災害時における病害虫の防除に関すること。
			・造林及び林業施設の被害調査及び災害対策に関すること。
			・罹災農林業者に係る罹災証明に関すること。
			・選挙期日の延期や任期の延長に関すること。
	・必要物資の調達依頼に関すること。		
	土木部	土木班	建設土木課 建設土木班 国土調査班
・通行の妨げとなる障害物の除去等、道路交通網の確保及び通行規制等に関すること。			
・障害物の除去、道路交通網の確保に関すること。			
・建設業者への応援要請に関すること。			
・災害対策用資機材の確保に関すること。			
・急傾斜地の崩壊対策に関すること。			
・災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。			
・交通規制等、応急交通対策に関すること。			
・水防に関すること。			
・河川、水路に関すること。			
・第一次建築制限に関すること。			
・道路等の災害復旧に関する業務（応急業務を除く）に関すること。			
農業土木班		建設土木課 農林水産土木班	・農地、山崩れ及び農業用施設の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
			・危険箇所の巡視警戒、二次災害の防止に関すること。
	・道路・山林・農地等の被害状況の調査、交通規制に関すること。		
			・道路等の災害復旧に関する業務（応急業務を除く）に関すること。
			・道路啓開、山林・農地・河川等の応急復旧に関すること。

部名	班名	班員	所掌事務
土木部	住宅班	財産管理課 建築住宅班	・公共建築物の被害調査及び災害対策に関すること。
			・災害救助法による住宅の応急修理対象者の選考に関すること。
			・市営住宅の被害、損害額の調査に関すること。
			・市営住宅の応急対策に関すること。
			・応急仮設住宅に関すること。
			・罹災住宅の応急修理に関すること。
			・災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。
			・被災建築物危険度判定に関すること。
水道部	水道班	水道局	・応急給水対策に関すること。
			・水道施設の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
			・水、食料、生活必需品の確保、配布に関すること。
			・飲料水の分析、検査に関すること。
教育部	教育班	学校保育課の一部 生涯学習課 青少年補導センター 保育所 学校給食センター	・学校施設の被害調査及び災害対策に関すること。
			・避難所開設の初動に関すること。
			・児童生徒の避難対策に関すること。
			・罹災学校施設、罹災児童生徒の授業に関すること。
			・学校授業の再開に関すること。
			・学校給食の再開に関すること。
			・保育業務の再開に関すること。
			・保育所給食の再開に関すること。
			・災害救助法に基づく学用品の給与に関すること。
			・罹災児童生徒の救護に関すること。
			・PTA等教育関係、団体への協力要請に関すること。
			・文教関係義援金の受理及び配分に関すること。
			・文化財の被害調査及び災害対策に関すること。
・市図書館の保全及び災害対策に関すること。			

第3章 災害応急対策

【各部・班の所掌事務 2】

部名	班名	班員	所掌事務			
警防本部	消防本部	総務班	総務係	・庁舎等施設被害の取りまとめに関する事		
				・職員の配置状況の取りまとめに関する事		
				・警防本部の庶務及び経理に関する事		
				・職員の給食及び衛生管理並びに労務管理に関する事		
				・関係機関に対する応援要請に関する事		
				・職員及び家族の被害調査並びに救護に関する事		
				・建設資機材の借り上げ、その他の緊急資機材、物品等の確保に関する事		
				・消防団との連絡調整に関する事		
		警防班	警防係	警防係	・災害通報の受付及び出動指令に関する事	
					・救助に関する事	
					・災害現場における関係機関との調整、市民対応及び報道広報に関する事	
					・消防長の特命事項の実施に関する事	
					・災害現場における消防団との連携確保についての調整に関する事	
					・火災の被害、原因調査に関する事	
			災害対策係	災害対策係	災害対策係	・災害情報の収集及び消防活動の情報交換に関する事
						・気象情報の収集及び伝達に関する事
						・被害状況の調査及び記録に関する事
						・被害情報の取りまとめに関する事
						・災害対策本部と警防本部間の情報伝達に関する事
						・その他、警防本部との調整に関する事
		機械係	機械係	機械係	・消防車両等及び消防活動資機材の応急修理に関する事	
					・車両用燃料の確保及び配分に関する事	
					・消防水利に関する事	
		救急班	救急係	救急係	・救急に関する事	
・医療情報の収集・整理と提供に関する事						
・被災傷病者の搬送に関する事						
予防班	予防係	予防係	・災害警戒の広報及び指導に関する事			
			・避難の指示勧告及び誘導に関する事			
			・危険物の保安に関する事			

部名		班名	所掌事務
警防本部	消防本部	消防署	・ 参集署員の配置及び任務分担に関する事。
			・ 消防隊等の編成に関する事。
			・ 消防隊等の運用に関する事。
			・ 消火、救急、救助その他の消防活動の指揮に関する事。

【各部・班の所掌事務 3】

部名		班名	所掌事務
警防本部	消防本部	消防署	・ 応援隊の指揮に関する事。
			・ 署員の特命事項の実施に関する事。
			・ その他、他の係に属さない事項
		現地対策本部	・ 本部における応急対策の総括に関する事。
			・ 警防本部及び関係機関との連絡調整に関する事。
			・ 支援要請に関する事。
			・ 情報の収集・伝達に関する事。
			・ 広報に関する事。
			・ 被災者の救出及び救護に関する事。
			・ 被災者の収容及び介護に関する事。
	消防団本部	消防団本部	・ 団本部の運用に関する事。
			・ 団員の動員に関する事。
			・ 警防本部との部隊運用調整に関する事。
			・ 警防本部への報告及び連絡に関する事。
			・ 各分団の指揮に関する事。
		各消防団	・ 消防分団員への動員指令に関する事。
			・ 消防団本部への報告及び連絡に関する事。
			・ 参集消防分団員の編成・配置及び任務分担に関する事。
			・ 消火、救助、救護その他の災害防御に関する事。
			・ 情報の収集、整理及び消防団本部への報告に関する事。
・ 消防水利の調査に関する事。			

第2節 応援要請

地震及び津波災害はその特性上、市の防災体制のみでは発生した災害のすべてに対応できないことも予測され、県・他自治体・自衛隊等に必要に応じた応援要請を行う。

そのためにも、平常時からこれらの団体との連携を強化するとともに、自治体間等の広域応援体制を推進する。

《実施担当：総務部・消防本部》

1 自衛隊の派遣要請

災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。また、災害に際し、特に緊急を要する状況で知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知する。

これらのことに関して、自衛隊の派遣要請が迅速に行えるように、訓練等を通じ、連携を密にするとともに、要請の手順、連絡調整の方法、窓口を定める等体制の整備に努めるものとする。

(1) 災害派遣要請ができる範囲

- ア 被害状況の把握：車両、船舶、航空機等による偵察
- イ 避難の援助：誘導、輸送
- ウ 遭難者の捜索・救助：行方不明者、負傷者の捜索
- エ 水防活動：堤防護岸等への土のう積みなど
- オ 消防活動：消防機関と協力した消火活動
- カ 道路等交通上の障害物の排除：放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫の支援：応急医療活動等への支援
- ク 通信支援：被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- ケ 人員・物資の緊急輸送：緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- コ 炊飯及び給水等の支援：被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援
- サ 宿泊支援：被災者に対する宿泊支援
- シ 危険物等の保安、除去：自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
- ス その他：その他知事が必要と認める事項

(2) 派遣要請の手続き

ア 市長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする（資料編 別表8）。

イ 市長は、特に緊急を要し、知事に要請できないときには、速やかに最寄りの自衛隊に派遣を連絡する。市長から自衛隊に直接通知した場合、事後知事に対し災害派遣要請文書を提出する。

ウ 県に対する要請については、次の事項について文書をもって行うが、事態が急迫し文書によることができない場合、口頭又は電話等で要請し事後速やかに文書をもって措置する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する人員等

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項

エ 県、市、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整し、市は協力する。

一 要請を待たないで行う災害派遣（自衛隊による自主派遣）等一

ア 自衛隊は、震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとする。

イ 状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとする。この場合においても、できる限り早急に知事と連絡を取ることとする。

ウ 自主派遣の基準は次のとおりである。

(ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき。

(イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき。

(3) 派遣部隊の受入体制

知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次の事項に注意し受け入れに万全を期する。

ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所は、県立室戸広域公園とする。

イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名する。

ウ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を整える。

エ ヘリコプターの派遣を受ける場合、吹流し、着陸地点の標示（半径5m円の中にH）等受け入れに必要な準備をする。

第3章 災害応急対策

(4) 派遣部隊到着後の処置

派遣部隊の到着後速やかに目的地に誘導するとともに、部隊責任者と応援計画について協議し、調整の上必要な措置を行う。

なお、次の事項を確認し県に報告する。

- ア 派遣部隊長の官職・氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業内容及び進捗状況

(5) 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、次の事項について知事に対し撤収要請を行うこととする。

- ア 災害の終末又は推移の状況
- イ 撤収を要する部隊、人員、船舶、航空機の概数
- ウ 撤収日時
- エ その他必要な事項

(6) 経費の負担

自衛隊の災害応急対策又は災害復旧作業に要した費用は、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりである。

ただし、派遣部隊等の給食、装備器材、衣服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費は自衛隊が負担する。

- ア 救護活動に必要な資機材等の購入及び借上料等
- イ 宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料等
- ウ 宿営及び救護活動に伴う、光熱水費、通信運搬費、消耗品等
- エ 救護活動実施の際に生じた損害の補償

【応援要請先】

自衛隊

陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊（高知県香南市香我美町上分3390）

TEL0887-55-3171

海上自衛隊第24小松島航空隊司令（徳島県小松島市和田島町州端4-3）

TEL0885-37-2111

海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町住吉38）

TEL088-699-5111

2 県知事に対する応援要請

(1) 市長は、災害応急対策実施上必要があると認めるときは、知事に対し応援要請を行う。

〔災害対策基本法第68条、68条の2〕

- (2) 「高知県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めにより、必要に応じてヘリコプターの緊急運航を要請する。

高知県消防防災ヘリコプター	
消防防災航空隊（南国市物部 高知龍馬空港内）	
連絡先	TEL 088-864-3890
〃	FAX 088-864-3896

3 他の市町村長等に対する応援要請

市長は、必要と認めるときは、高知県内市町村災害時相互応援協定に基づき、他の市町村長等に対し、応援要請を行う。

〔災害対策基本法第67条〕

4 指定行政機関等への職員の派遣要請

- (1) 市長は、必要と認めるときは災害対策基本法の規定に基づき、県知事に対し指定行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、また指定地方行政機関の長に対し、職員派遣を要請する。

〔災害対策基本法第29条第2項〕

- (2) 市長は、必要と認めるときは、地方自治法の規定に基づき、知事に対し職員の派遣を要請する。
- (3) 職員の派遣要請及びあつせんを求めるときは、次の事項を記載し文書により行うものとする。

また、受入体制及び経費負担等については、おおむね自衛隊の派遣要請による経費の負担に準じて行う。

- ア 派遣を要請（あつせん）する事由
- イ 派遣を要請（あつせん）する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

5 民間業者の緊急調達要請

地震災害時の防災用資機材の不足に対応するため、市内の重機保有業者等にこれらの資機材の確保について協力を要請する。

6 労務供給計画

災害応急対策を実施する場合、災害対策本部職員及びボランティアのみでは労力に不足が生じるときに、必要な人員の確保を次のとおり実施する。

第3章 災害応急対策

(1) 従事協力命令

市長は、災害応急対策実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対 象 事 業	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害応急対策全般)	従事命令	市 長	災害対策基本法 第65条第1項
		警 察 官	災害対策基本法 第65条第2項
災 害 救 助 作 業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知 事	災害救助法 第24～25条
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	知 事 (市長)	災害対策基本法 第71条第1項
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害応急対策全般)	従事命令	警 察 官	警察官職務執行法 第4条
水 防 作 業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条
消 防 作 業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条 第5項

ア 従事命令等の執行

(ア) 従事命令等の執行に際しては、必要最小限度とする。

(イ) 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

イ 損害賠償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事し、そのことによって死亡あるいは負傷し、若しくは疾病等にかかった人又は遺族に対する補償は、次の法律に基づき行う。

(ア) 消防法第36条の3

(イ) 災害救助法第29条

(ウ) 水防法第45条

(エ) 警察官の職務に協力援助した人の災害給付に関する法律

第3節 災害情報の収集・伝達対策

地震及び津波に関する災害の情報としては、高知県・気象庁等の関係機関から受領し、住民等に対して迅速に伝達する。また、必要に応じて避難指示を実施する。

これらの情報活動を的確かつ迅速に実施するため、防災関係機関の連携の強化、情報の共有化等に心がけることとする。

《実施担当：総務部・各部・消防本部》

1 初動情報（気象情報等）の収集・伝達

(1) 初動情報の種類

初動情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ア 地震・津波情報（気象情報）
- イ 人命に関する情報（応援要請）（広域災害時）
- ウ 火災の発生状況、延焼状況（広域災害時）
- エ 避難の指示
- オ 避難の状況（指定避難所の開設状況等）
- カ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- キ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況

(2) 情報の収集・伝達の優先順位

収集、伝達すべき情報の種類、優先順位等は原則として前項（1）の項目順とする。また、収集するため、あらかじめ収集責任者を定めておくものとする。

(3) 情報等の受領責任者

- ア 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部設置前は防災対策課で行い、災害対策本部設置後は災害対策本部総務部で受領する。
- イ 地区防災の拠点が、出張所及び公民館等に設置された場合、所轄区域内で得たこれらの情報をすべて災害対策本部総務部情報班員に通報する。なお、出張所、関係機関の出先の職員は、それぞれの伝達先から津波注意報、警報を受領したときは、その内容に応じ適切な措置を講ずるとともに、ラジオ、テレビ、防災行政無線等によりその他の状況の聴取に努める。
- ウ 情報等の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各部に連絡する。
- エ 情報受領担当部員は、原則として総務部情報班員とする。

第3章 災害応急対策

(4) 住民及び施設管理者への周知

ア 警戒が発せられたときは、直ちに防災行政無線等を用いて地域住民に伝達するものとする。また、水門などの施設管理者への伝達を迅速に行う。

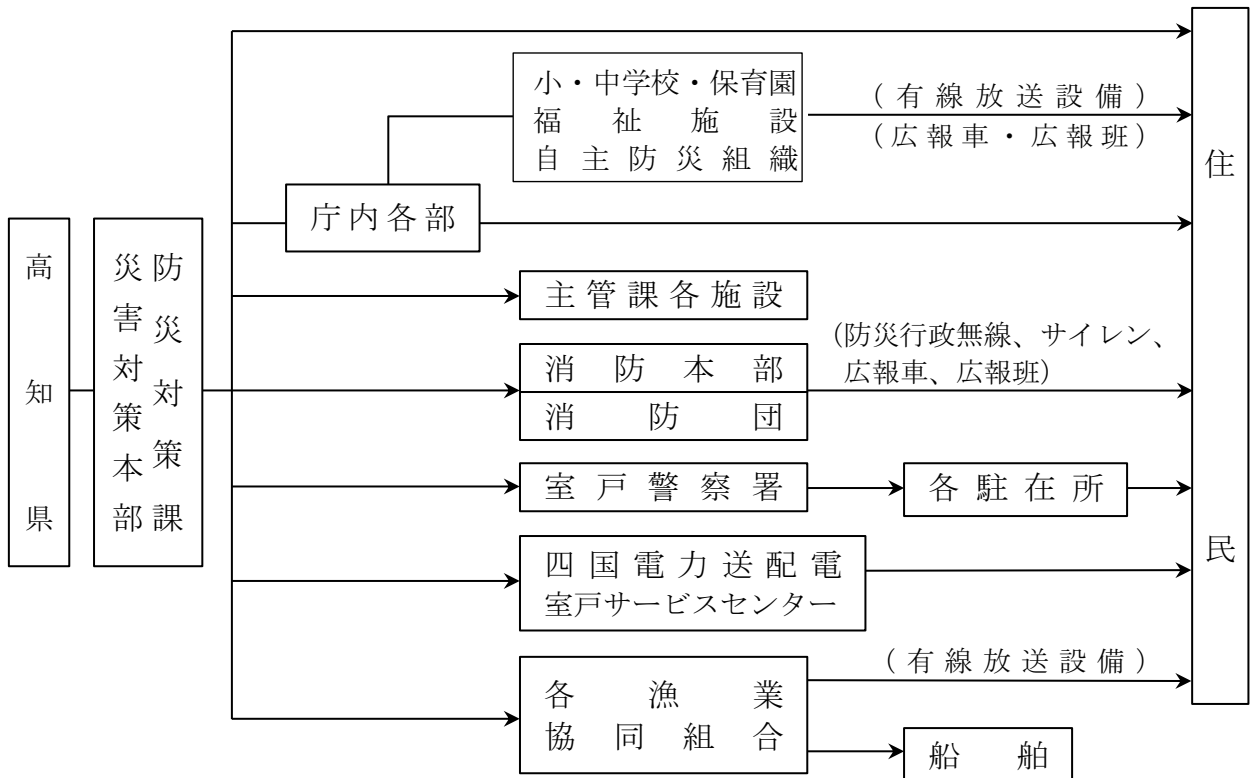
イ 津波予報等のほか、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策状況、住民に対する避難指示及び注意事項等を迅速に住民に広報伝達する。

(ア) 津波時の吹鳴等

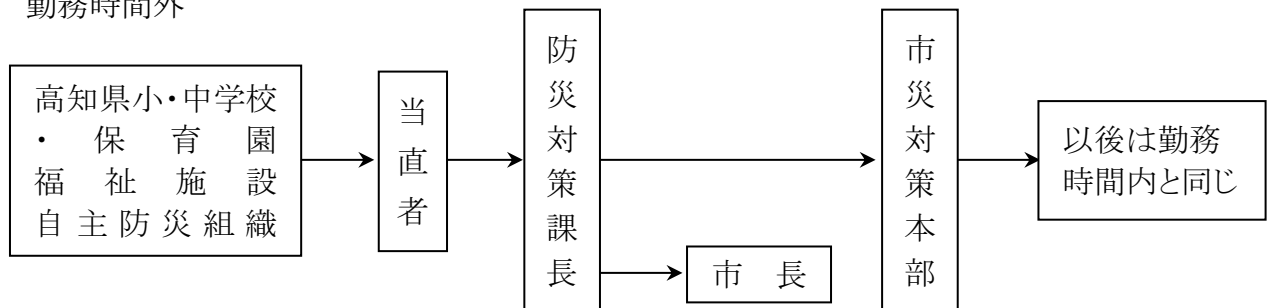
予報の種類		吹鳴時間 (秒)	停止時間 (秒)	繰り返し数 (回)	サイレン信号等
津波警報	津波	5	6	2	6秒休 ○—— ○—— 5秒 5秒
	大津波	3	2	3	2秒休 2秒休 ○— ○— ○— 3秒 3秒 3秒
解除	津波警報解除	30		1	*防災行政無線での 広報・広報車等で周知を 図る。 ○—— (30秒)

(イ) 住民・関係機関等への伝達系統

勤務時間内



勤務時間外



2 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定される。そのためには、当初は人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高めることとする。

収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図る。

(1) 災害情報の種類

ア 地震発生直後

- (ア) 庁舎、施設、設備等の損壊状況
- (イ) 周辺建物の倒壊状況
- (ウ) 道路交通障害の状況

第3章 災害応急対策

- (エ) 火災の発生状況、延焼状況
- (オ) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (カ) 住民の動向
- (キ) 避難の必要の有無、及び避難の状況
- (ク) 被災者の状況
- (ケ) その他災害対策上必要な事項

イ 地震発生後、数時間経過後

- (ア) 市域内の各種被害状況（津波の心配がなければ港湾・漁港施設を含む）
- (イ) 災害に対し既に行った措置
- (ウ) 災害に対し今後取ろうとする措置
- (エ) その他災害対策上必要な事項

(2) 情報及び被害状況等の収集

各部は、地震が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項に重点を置き、全市的に被害の状況その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、逐次総務部情報班を経て災害対策本部総務部に報告する。

また、市の区域内で震度4以上を記録した場合は、被害状況の第1報を県に対して、震度5強以上を記録した場合は、高知県総合防災情報システム等により県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(3) 被害・救命情報の優先

多くの災害情報の中で住民の生命・財産の安全を確保するため、次の事項の情報報告をする。

- ア 人命に関する情報
- イ 火災の発生、延焼状況
- ウ 道路交通障害状況

(4) 各部の最終報告

各部長は、災害対策本部解散に当たり、速やかに確定した被害状況、応急措置の状況及び損害見積額について取りまとめ、文書で総務部長（防災対策課長）へ報告する。

3 知事への報告

市長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は、「高知県地域防災計画」（地震及び津波対策編・資料「被災情報伝達経路図」）に従い報告する。

情報種別	市の担当課	県への報告先 (災害対策本部)
被害速報	総務課	本部事務所
人・家屋被害	福祉事務所	地域福祉部地域福祉政策課
農地農業施設被害状況	産業振興課	農業振興センター
農作物被害状況	産業振興課	農業改良普及センター
家畜関係被害状況	産業振興課	家畜保健衛生所
林業関係被害状況	産業振興課	林業事務所
水産・漁港関係被害状況	産業振興課	土木事務所・漁業指導所
商工観光被害状況	観光ジオパーク推進課	商工労働部商工政策課
道路橋りょう施設被害状況	建設土木課	土木事務所
河川海岸被害状況	建設土木課	土木事務所
清掃施設被害状況	市民課	林業振興・環境部環境対策課
水道施設被害状況	水道局	健康政策部食品・衛生課
福祉施設等の被害状況 (老人憩の家)	保健介護課	地域福祉部高齢者福祉課
福祉施設等の被害状況 (保育所)	教育委員会	教育委員会 幼保支援課
公立文教施設被害状況	教育委員会	教育事務所
文化財被害状況	教育委員会	教育委員会 文化財課
地方税減免状況	税務課	総務部税務課

(1) 緊急報告

市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告するものとする。

- ア 発生日時
- イ 発生場所
- ウ 被害の状況、応急措置の概要
- エ その他参考となる事項

第3章 災害応急対策

(2) 災害速報及び災害確定報告

被害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計をその都度報告するとともに、被害が確定したときは遅滞なく確定報告を行うものとする。〈資料編 別表4〉

4 被害の分類認定基準

被害状況等報告に関する人及び住家、その他被害程度の認定は、災害救助法及び災害対策基本法による被害状況認定基準（資料編参照）による。

なお、災害救助法では、資料編 別表1～4の帳票を使用する。

第4節 通信運用対策

地震発生時において、災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示・命令・報告などの伝達のため、通信施設の適切な利用計画を定める。

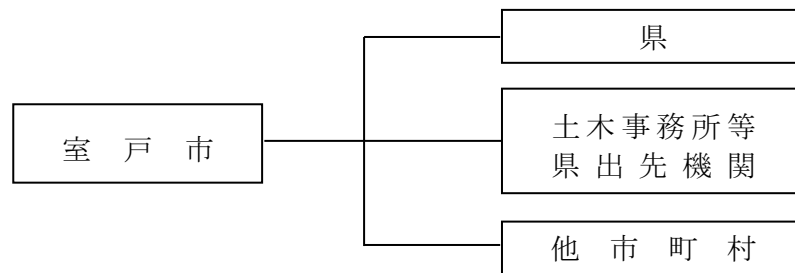
《実施担当：総務部・消防本部》

1 通信手段の種別

以下に示す通信手段をその災害の規模・程度により適切な運用活用を図るものとする。

(1) 高知県防災行政無線システム

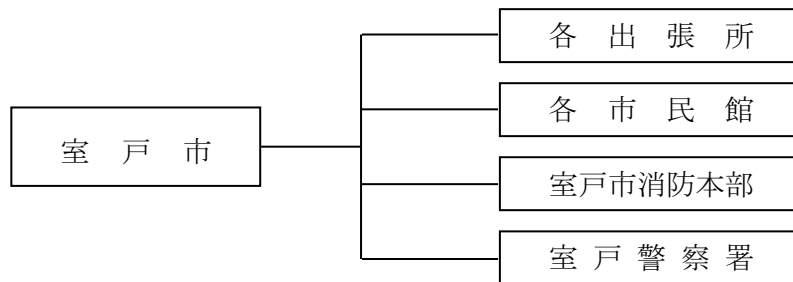
高知県災害対策本部からの指示や気象情報等を受信し、市から発信する報告・応援要請等に使用する。(受信拡声機・電話・FAX)



(注) 停電時は、庁舎4階に備えている発動発電機で対応する。

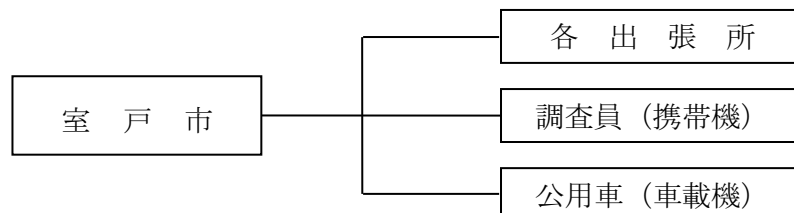
(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、発信が一般電話より優先して扱われているため、災害時に輻輳の影響を受けにくくなっている。



(3) 室戸市移動系防災行政無線

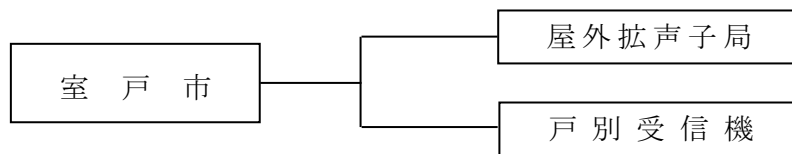
災害対策本部・支部・調査員の通信手段として利用し、現地の情報を収集する。



第3章 災害応急対策

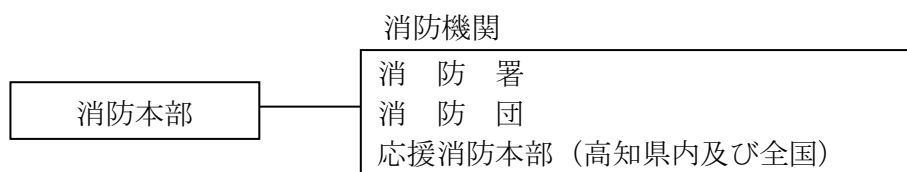
(4) 室戸市同報系防災行政無線

同報系防災行政無線を適切に運用することにより、防災情報を正確かつ迅速に住民に知らせるとともに、双方向通話機能を活用して被災地域等の情報収集を図る。



(5) 室戸市救援救助デジタル無線

消防本部－消防機関の移動局への指令・報告等に使用する。また、災害時における情報・伝達手段として使用する。

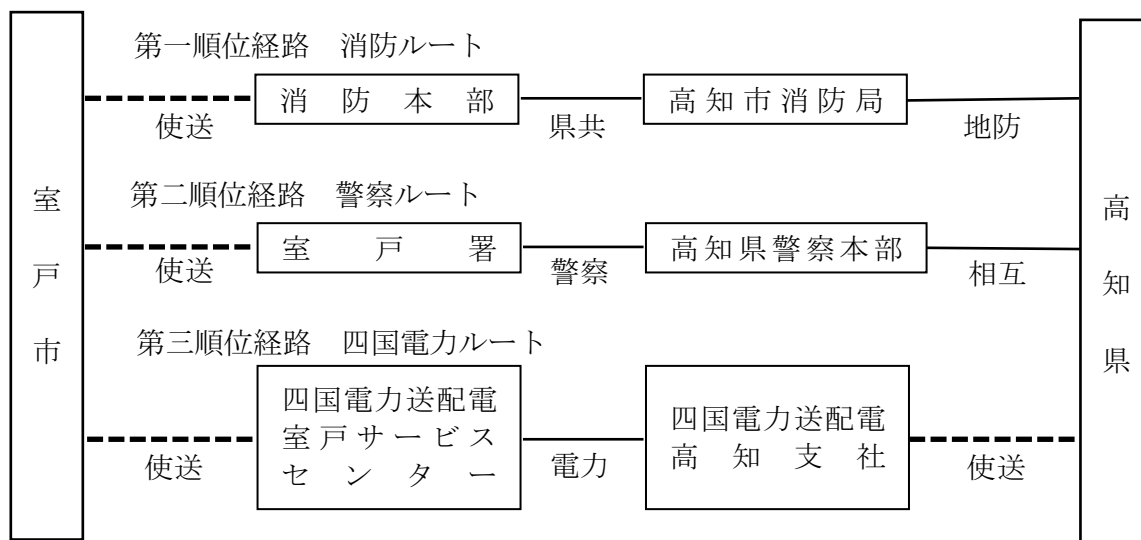


(6) 衛星携帯電話

孤立集落等に対応するために衛星携帯電話の適切な管理・運用を行う。

(7) 非常通信

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、またこれを利用することが著しく困難な場合は、次に記載するほかの無線施設者に依頼し非常無線通信により行う。



(注) 県危機管理・防災課を事務局とする非常無線通信協議会の「非常通信の手引き」を参考とする。また、市内のアマチュア無線局等についても、非常時・災害時における非常通信に協力を得ることとする。

2 通信施設の整備

通信施設、設備の耐震性の向上を図り、通信機材の更新を検討するとともに電波法令に定められた点検・整備を行う。

3 通信手段の確保

災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するために、情報通信機材の機能確認を行う。

4 通信設備の応急復旧

災害発生時、通信設備の機能低下や停止時には、市職員で復旧に向け対応するが、技術的・系統的に保守契約業者に頼るべき事項については、業者との連携による早期復旧を図る。

5 非常通信の運用

各機関は、有線通信が途絶し利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することとする。

第5節 災害広報

流言、飛語などによる社会的混乱を防止し人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

このため、災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報と総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。特に、被災者に対して情報をきめ細かく伝達する。

《実施担当：総務部》

1 広報資料の作成

情報班は、各部と連携を図り、災害状況及び応急措置の状況等の報告資料を写真・ビデオ等を中心に収集作成する。

2 報道関係に対する発表

災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示及び注意事項を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民へ周知徹底の必要のある事項については速報を依頼する。なお、記者会見を行う場合は、状況に応じて適切な場所で市長等が行うものとする。

3 災害広報する内容

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
- (2) 災害対策本部の設置又は解散
- (3) 気象情報
- (4) 余震情報
- (5) 二次災害の危険性
- (6) 被害状況
 - ア 人的被害（死者・行方不明者・負傷者状況等）
 - イ 家屋被害（発生箇所・状況等）
 - ウ 火災被害（発生箇所・状況等）
 - エ 浸水被害（発生箇所・状況等）
 - オ 山・がけ崩れ（発生箇所・状況等）
 - カ 河川・港湾・橋りょう等土木施設被害（発生箇所・復旧状況）
- (7) 応急対策の実施状況
- (8) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- (9) 電話、電気、水道、ガス等公益事業実施状況（被害状況、注意事項等）
- (10) 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）

- (11) 医療救護所の開設状況、こころのケアの相談状況
- (12) 指定避難所等（開設場所の位置、経路、収容人数等）
- (13) 車両移動等の指定道路区間、道路障害物、災害廃棄物の状況並びに除去見込み
- (14) 防疫状況と注意事項
- (15) 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項
- (16) 被災地住民へのお願い
- (17) 福祉に関する情報（救援物資、義援金、貸付制度）
- (18) ボランティア活動状況
- (19) 問い合わせ、相談先に関する情報

4 一般住民に対する広報

災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報するものとし、災害発生前の報告としては予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関に依頼し、広報を行うほか、広報車等を利用して、広報活動を行うものとする。

5 避難住民に対する広報

避難者に対して、災害情報、生活情報等を常に伝達できるよう、体制及び施設、設備の整備を図る。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮して整備するものとする。

第6節 応急避難活動

災害発生後の火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難指示及び緊急安全確保を速やかに発令し、誘導を行う。

市が実施できない場合には、県などが代行して避難指示等を発令する。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。

《実施担当：消防本部・防災対策課・各部》

1 住民等の自主的な避難

- (1) 強い地震や長時間の揺れを感じた時は、迷うことなく自ら率先して避難する。
- (2) 津波の場合は一刻を争うため、てんでんばらばらになっても、避難場所等の高い場所へ避難することが基本であり、事前に家族で集合場所を話し合っておくことが必要である。なお、市は、この内容の理解を防災教育時等に徹底する。

2 避難指示等発令の実施責任者

区 分	実 施 責 任 者	根 拠 法
災害が発生又は発生するおそれがある場合	市長又は権限の委任を受けた者	災害対策基本法 第60条
市長が避難の指示をすることができない場合又は市長から要請のあった場合	警察官又は海上保安官	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
洪水、高潮による危険の場合	知事又は知事の命を受けた者 及び水防管理者	水防法 第30条
地すべりによる危険の場合	知事又は知事の命を受けた者	地すべり等防止法 第25条
警察官がその場に不在の場合	災害派遣された部隊の自衛官	自衛隊法 第95条

3 避難のための指示及び緊急安全確保

(1) 避難指示等発令の基準

市長は、原則として「避難指示」を発令し、急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。また、市長が不在の場合は副市長（副本部長）が行うものとし、さらに市長及び副市長が不在の場合は、教育長の順で行うものとする。災害が発生し又は発生するおそれのある場合には、可能な限り危険地域の住民に対し避難指示を発令する。また、危険の切迫度、避難の状況等により急を要するときは、緊急安全確保を発令する。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難対象地区の住民等に対し、警鐘・放送・広報車又は伝達員等により避難指示等の伝達を行うものとする。また、警察署、海上保安部に対し、避難指示等の伝達について協力を要請するものとする。なお、広域にわたって避難指示等を伝達する場合、市長は必要に応じ避難指示等に関する周知について県に依頼する。

避難指示等については、住民等に周知徹底のため、次の事項を明確にし伝達する。

- ア 避難指示等の事由
- イ 避難対象地域
- ウ 避難経路及び避難先
- エ 避難する時期
- オ 避難に際しての服装、携帯品等、避難上の注意事項
- カ その他必要な事項

(3) 避難誘導の方法避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては消防・警察・防災関係機関・地元自治組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。避難に当たっては、幼児・高齢者・病人・障害者等の要配慮者を優先して避難させる。

ア 住宅密集地域

(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力して、あらかじめ定められた場所へ集合する。

(イ) 自主防災組織等は、集合場所を中心に組織をあげて消火、救出、救護及び情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合場所周辺の災害が拡大し、危険が予想されるときは、自主防災組織等の避難誘導者の指導のもとに、津波緊急避難場所又は広域避難場所へ避難する。

(エ) 津波緊急避難場所へ集合した住民等は、情勢判断に基づき、市職員・警察官・消防団員等の避難誘導に従い、自主防災組織の区域ごとに幹線道路を活用し広域避難場所へ避難する。

イ 津波及び山崩れ危険地域

津波及び山崩れ危険地域等の住民は、出火防止措置をとった後は直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

ウ 任意避難地区

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、家庭ごとに自宅周辺の安全な場所へ自主的に避難し、必要に応じ指定された避難地へ移動する。

この場合、所属する自主防災組織等に避難予定地について一報を入れる。

4 避難路の確保

第3章 災害応急対策

本部長は、避難の状況報告に基づき避難路上にある障害物の除去に努め、避難の円滑化を図るものとする。

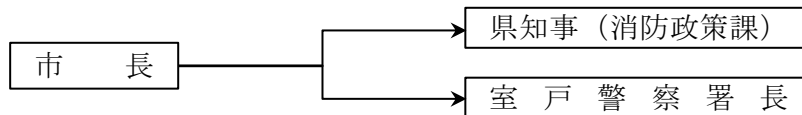
5 避難人員等の掌握

広域避難場所に職員を派遣し従事する職員は、避難人員・傷病者の有無・周囲の火災の状況による安全の確認等を行い、災害対策本部との連絡に当たる。

6 避難指示等を発令した場合の報告

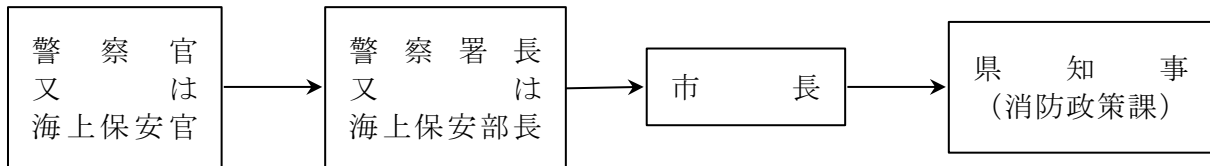
(1) 関係機関への周知

ア 市長の措置

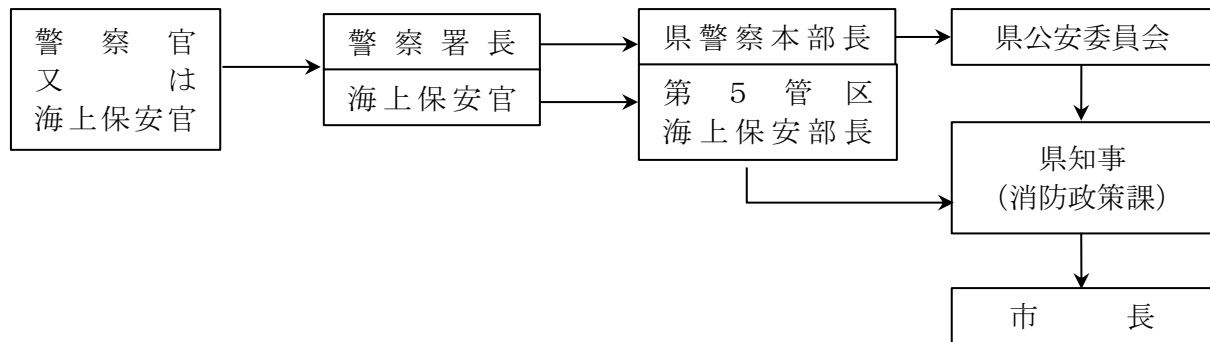


イ 警察官又は海上保安官の措置

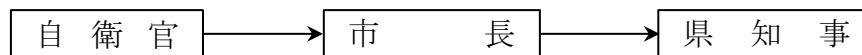
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 職権に基づく措置



(ウ) 自衛官の措置



(2) 消防長の措置

消防長は、避難指示等が発令されたときは、速やかに避難対象地域、避難世帯人員等を市長に報告する。

7 指定避難所の開設・運営・閉鎖

(1) 指定避難所の開設基準

ア 災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合は、指定避難所の被害状況を早急に把握し、「資料編 指定避難所」に示す指定避難所のすべて又は一部を迅速に開設することとし、民生部避難所・調査班長に開設の指示を行うものとする。

イ 指定避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請する。

(2) 収容対象者

ア 災害によって、現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った場合

(イ) 現に災害を受けた者

自己の住宅の被害に直接関係ないが現に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者

(例) 旅館、一般家庭の来訪客、通行人等

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示等が発令された場合

(イ) 避難指示等は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

ウ ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者

(3) 指定避難所の開設方法

ア 勤務時間内の場合

(ア) 指定避難所の管理責任者に連絡し、開設させる。

(イ) 避難者が収容された場合は、施設管理者は災害対策本部に連絡し、指示を受けるものとする。ただし、災害対策本部と連絡が取れない場合等は、施設管理者の判断で避難所を開設するものとする。

(ウ) 指定避難所開設の要請後、直ちに民生部避難所・調査班員を派遣し避難所運営に当たるものとする。

イ 勤務時間外の場合

(ア) あらかじめ指名された各支部員は、災害対策本部の指示又は被害の状況等から、避難者の収容が必要であると判断した場合は、直ちに、指定避難所に参集し、指定避難所の開設・運営に当たるものとする。

(イ) 開設後に、直ちに避難状況等について各支部長に連絡するものとする。

第3章 災害応急対策

(4) 指定避難所の運営管理

避難所・調査班員は、避難所・調査班長の指示のもと各指定避難所において適切な管理運営を行わなければならない。また、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、環境管理等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めなければならない。

なお、指定管理者が管理する施設が指定避難所となる場合には、あらかじめ指定管理者との協定の締結等を行うとともに、避難所運営の対応マニュアルを作成し、指定避難所の運営管理に当たる。

さらに、避難所における感染症の蔓延を防止するために、各種マニュアルを参照しながら、必要な対策を講じなければならない。

ア 指定避難所における役割分担

(ア) 指定避難所の管理責任者

発災直後においては、民生部避難所・調査班員又は支部員が当たるものとし、報告を受けた避難所・調査班長又は支部長は、開設状況を取りまとめた後、総務部に連絡するものとする。

- a 開設の時刻、場所又は施設名
- b 収容人員
- c 給食の要否等、緊急又は必要事項

(イ) 施設管理者

施設の管理者（学校長等）は、施設の避難利用者に対して助言するほか、指定避難所運営に協力するものとする。

(ウ) 運営主体

指定避難所の運営及び責任は市が負うものとする。ただし、避難所運営が長期にわたる場合は、自主防災組織等に委ねた運営方法に切り替える。

(エ) ボランティア

日赤ボランティア、避難住民等のボランティアは、管理責任者と協議・協力して指定避難所運営を補助するものとする。

イ 指定避難所の運営

(ア) 避難者の受け入れ等

- a ボランティア等、避難所運営への協力者の募集
- b 指定避難所での避難・収容エリアの確保
- c 指定避難所の施設・設備等の被災状況調査
- d 指定避難所の机、いす等の片付け
- e 避難者を避難場所（エリア）に誘導、案内
- f 避難者名簿の作成
- g 避難者の避難状況等の避難所・調査班長への連絡

(イ) 避難者の世話及び運営

- a 生活必需物資等の調査（ニーズ調査）
- b 社会的弱者・要配慮者等の把握
- c 物資班から救援物資、食糧等の受け取り・配布
- d 円滑な避難所運営を行うためのルール、マナー（リーダーの選出を含む。）づくりとその周知・指導
- e 災害対策本部との連絡・調整
- f その他、指定避難所運営全般に関すること。

(ウ) 指定避難所の管理

指定避難所の管理・運営に名簿が必要になるため、名簿の作成・管理には正確を期するものとする。又、入退所の確認は常に定期的実施するものとする。（1日1回）

- a 「入退所書」用紙を配布、回収する。
- b 回収した用紙は、避難者名簿に整理記入する。
- c 避難者が退所又は転所した場合は、必ず届け出るよう指導する。
- d 避難者名簿（避難者数）は、定期的に本部に連絡するものとする（資料編別紙5）。

(エ) 指定避難所の環境保護等

避難所・調査班員は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化、プライバシー保護、保健・医療等にも配慮しなければならない。

(オ) 避難者情報の管理

- a 避難所・調査班長は、各避難所において作成している避難者名簿を定期的に報告又は回収し、市内の避難者の情報を統括管理するものとする。
- b 避難所・調査班長は、応急対策活動、避難者の自立支援等を実施するための資料として、避難者情報を総務部に連絡する。
- c 総務部は、避難者情報等の情報を収集する必要がある場合は、避難所・調査班長に調査の依頼を行うものとする。

(5) 指定避難所でない場合

指定避難所に指定されていない場所においても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は、事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることを考慮し、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体との協議を行う。

第3章 災害応急対策

(6) 要配慮者への対応

- ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等の聞き取り調査を行う。
- イ 管理責任者は、この結果に基づきこれらの者が必要とする食料、生活必需品等を民生部物資班に要請するほか、指定避難所内でも比較的落ち着いた場所等の提供に配慮する。
- ウ 集団的な避難生活が困難な要配慮者のために指定避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては避難所・調査班長と協議の上、福祉避難所等への移動を調整する。

(7) 医療・保健体制

- ア 衛生部医療救護班は、避難所生活が長期化すると予想される場合は、指定避難所に保健師、看護師を常駐又は巡回させ、避難者の健康管理に当たるものとする。
- イ 又は、指定避難所への巡回医療のため医師の派遣、精神ケア等についても配慮する。
- ウ さらに、発熱、咳などの体調不良がみられる避難者の対応については、マスク、ゴム手袋を必ず着用して、別室で過ごしてもらおう等の対応をとる。
- エ 管理責任者は、指定避難所の良好な衛生状態を確保するため、生活用水の確保とともに、仮設トイレ、生活ごみ処理体制を早急に整えるものとする。

(8) 避難生活の長期化への支援

民生部避難所・調査班は、避難所生活が3日以上となる場合は、「生活機器等の提供」「入浴支援」「洗濯支援」等の避難生活支援対策を考慮し、適切な措置を講じるものとする。

また、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、こころのケアを含め対策を行う。

(9) 多様な視点での配慮

民生部避難所・調査班は、避難生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護対策を講じるとともに、避難者の健康管理や男女のニーズの違い等多様な視点に配慮した指定避難所の運営に努める。また、避難者の総合的な相談窓口を設置する。

(10) 在宅の避難者対策

指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(11) 指定避難所の閉鎖

本部長は、避難者及び指定避難所の運営状況等を考慮し、又は別の指定避難所への転所、応急仮設住宅への入所の措置を行い、指定避難所の開設の必要がなくなったと判断した場合は、開設した指定避難所の全部又は一部を一斉又は順次閉鎖するものとする。

ただし、閉鎖する場合には、避難者の生活・自立支援のため施策等を可能な限り実施するものとする。

(12) 家庭動物への対応

必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努める。

第7節 災害拡大防止対策

地震及び津波発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

《実施担当：消防本部》

1 応急活動体制の確立

地震発生により、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、次により応急活動体制の確保を図る。

(1) 地震特別配備体制

地震特別配備体制は、別に定める消防計画による。

(2) 地震対策消防指揮本部（以下「消防指揮本部」という。）の設置

消防長は、消防指揮本部長として消防本部全般の統括的指揮に当たり、災害対策本部で決定された重要施策方針、又は災害の予防、警戒及び警防活動を直ちに実施するものとする。

ア 消防指揮本部の設置

警備体制の確立及び指揮命令の徹底を期するため、消防本部に設置する。

イ 消防現地指揮所の設置

津波の発生、又はそのおそれのあるときは、消防計画に定める運用基準に基づき消防現地指揮所を設置する。

(3) 職員の動員

地震及び津波による災害が発生したときは、災害応急活動に必要な消防職員、団員を緊急に参集させ、警防活動要員の確保を図り、組織的指揮体系の確立と消防力の総力をあげて災害活動体制を確保する。

2 警防活動の基本方針

地震及び津波災害発生時に消防が行う警防活動は、人命の安全確保を最優先とし、その基本方針は次のとおりとする。

(1) 消火活動の優先

地震及び津波災害は、人命に対するあらゆる危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。

このため、人命の安全確保を優先し、消防の全機能をあげて出火防止や火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地に続発することも予測されるため、火災状況が消防力を上回ると判断したときは、次の原則に基づき選択防御により消火活動を実施する。

ア 重要防御地区優先の原則

イ 消火有効地域優先の原則

ウ 市街地火災優先の原則

エ 重要対象物優先の原則

(2) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保することは消防の責務であり、安全避難に必要な火災の鎮圧と拡大防止に全力を傾注する。

特に、避難場所、空き地、広場等には多数の住民が殺到し、混乱が予測されるため、これらの混乱防止と避難援護の防御に当たる。

(3) 人命救助、救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等車両の衝突、劇毒物の漏洩、がけ崩れ等不測の事態が複合して発生することがある。大規模人身災害に発展することが予測されることから、必要に応じ人員機材を活用して、人命救助、救急活動を実施し、人命の安全確保に努めるものとする。

救助、救急活動は次の原則に基づき実施する。

- ア 重症者優先の原則
- イ 幼児、高齢者、障害者優先の原則
- ウ 火災現場付近優先の原則
- エ 救助、救急効率重視の原則
- オ 大量人命危険対象物優先の原則

(4) 津波対策活動

地震発生後の津波に際し、海面監視及び情報収集に全力を傾注して、迅速かつ適切な部隊の配置に基づいて確実な情報を伝達し、安全避難の徹底を図るため、次の原則に基づき実施する。

- ア 広報周知の迅速徹底の原則
- イ 短時間避難の原則
- ウ 高所避難の原則
- エ 避難行動要支援者優先避難の原則
- オ 避難支援者の活動は、本人や支援者の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提

(5) 避難指示等

火災が広大な地域にわたり延焼拡大したとき、及び爆発性物質、大量危険物貯蔵施設に火災が発生したとき、並びに毒性ガス等が流出拡散したときなど、住民の避難指示等を発令する。

なお、人命危険が著しく切迫しているときは、現場活動の消防隊等により直接避難の指示を行う。

3 防御地区及び重要対象物の指定

地震時における消防効果をあげるため、地域及び対象物等で火災拡大のおそれがあるものを優先とし、現有消防力を効果的に投入すべき地域を明確にするため、防御地区及び重要対象物を指定する。

第3章 災害応急対策

(1) 防御地区

防御地区とは、住民が避難するに当たって重要な街区及び延焼危険が高い地区であり、被災することが社会的に多大な影響を及ぼす地区のことをいう。

防御地区については、重点的に選択防御を要する重要地区であり、この地区については消防計画に定める。

(2) 重要対象物の指定

市民生活に直接影響を及ぼす避難者の収容施設、救護施設及び災害対策中枢機関等の施設で延焼危険のある地域に所在するもののうちから、消防計画に定める重要対象物をいう。

4 消防団活動

地震及び津波災害発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、消防計画に基づく効率的活動を実施し、住民の生命、身体の安全を確保する。

(1) 緊急配備体制の確立

消防団員は、震度5強以上の地震又は津波警報が発表され、消防長が「地震特別配備体制」を発令したときは、消防計画に基づき早期に緊急配備体制を確立し活動に移行する。

(2) 本部の設置

ア 消防団指揮本部

消防指揮本部内に設置し、所属団員が行う活動全般を指揮統括する。この場合、消防指揮本部と相互に連絡を密にし、消防団指揮の徹底を図る。

イ 分団現地本部

前項に準じて各方面に設置し、受け持ち区域内各分団の現地指揮の徹底を図り、消防指揮本部等と連絡を密にし、行うものとする。

(3) 消防団指揮本部及び分団現地本部の任務

ア 出火防止及び火災防御活動に関すること。

イ 人命の救出救護活動に関すること。

ウ 住民の避難の指示及び避難誘導に関すること。

エ 災害情報の収集・伝達に関すること。

オ 警防活動の指揮に関すること。

カ 消防指揮本部との連絡調整に関すること。

(4) 消防団員の安全確保

消防団員は、消防団員本人や団員の家族等の生命、身体の安全を守ることが大前提となる。

第8節 緊急輸送対策

地震及び津波災害時においては、災害応急対策に関する諸活動に必要な物資、資機材、人員及び被災者等を緊急輸送する必要がある。しかし、大規模災害発生時には道路等については、交通が途絶する等の障害が想定される。

これらの事態に対応するため、関係機関が協力し緊急輸送活動に取り組む。

《実施担当：土木部・総務部・民生部・衛生部》

1 緊急物資輸送用道路の確保

(1) 緊急物資輸送用道路の条件

- ア 市域外と有機的に結続していること。
- イ 著名な道路であること。
- ウ 有効幅員が広いこと。
- エ 正常な都市機能の早期回復に便利であること。

これらの条件を満たす本市の幹線道路は、国道55号のみであり、海岸沿いを通るこの国道が津波等で寸断された場合においては、補足可能な次の道路を活用し対応を図る。

- ・ 県道202号・椎名室戸線（三津坂トンネル経由）
- ・ 県道203号・室戸公園線（旧室戸岬スカイライン）

これらの幹線道路を有効なものとするため、他の農免道路の利活用を図る。また、佐喜浜地区方面の孤立化に対応するため国道493号の通行の可否等の状況を速やかに確認する。

(問い合わせ先)

高知県土木部安芸土木事務所室戸事務所	TEL0887-22-1531
高知県土木部安芸土木事務所	TEL0887-34-3135
奈半利町役場	TEL0887-38-4011
東洋町役場	TEL0887-29-3111

2 輸送運用

地震及び津波災害時に、より効果的な輸送を行うため運用を行う。

《実施担当：総務部・民生部・衛生部》

(1) 輸送物資等の内容

- ア 医薬品・医療資機材
- イ 食料・水・その他生活必需品
- ウ 応急復旧対策に必要な資機材
- エ 災害対策要員の輸送

第3章 災害応急対策

オ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 集積場所及び要員の確保

物資の集積配分業務を円滑に行うため、次のとおり緊急物資集積場を指定する。

ア 室戸中央公園及び中央公園相撲場

室戸岬町 6811 (食料・その他生活必需品等対象)、
ヘリポート (臨時離着陸場)

イ 室戸市保健福祉センター

領家 87 (医薬品・医療資機材等対象)

3 輸送体制の確立

(1) 陸上輸送

ア 警察、自衛隊の支援を要請し、交通可能路、施設の被害状況等情報の確認を行うとともに、緊急輸送路を主体に緊急輸送ルートを整備、確保する。

イ 輸送手段の確保

(ア) 市有車両の活用

(イ) 民間車両の協力要請

(ウ) 陸上自衛隊への支援要請

(エ) 県への要請及び調達、あっせん依頼

ウ 緊急輸送車両の確認

(ア) 災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両であること

(イ) 災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急輸送車両は、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により、緊急輸送車両の確認後、知事・公安委員会より、総理府令で定める様式の標章及び証明書の交付を受け、車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

(ウ) 道路交通法第 39 条に規定する緊急自動車については、緊急車両の確認手続きを省略する。

緊急輸送車両の標章



備考

- 1 「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに月及び日を表示する部分を白色とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 航空輸送（ヘリコプター）

- ア 航空輸送は原則として、自衛隊への支援要請により行うものとする。
- イ 必要に応じ、民間機の協力要請を行う。
- ウ 県への要請及び調達、あっせん依頼を行う。
- エ 県防災ヘリコプターの運航に当たっては、本章第2節応援要請2県知事に対する応援要請を参照のこと

【ヘリポート（臨時離着陸場）】

名 称	住 所
室戸市消防本部ヘリポート	室津 12 番地
行当運動広場	元甲 2743-88 番地先
室戸中央公園	室戸岬 6811 番地
海上保安庁臨時ヘリポート	室戸岬高岡
神ノ前公園（防災公園）ヘリポート	領家 80 番地

(3) 海上輸送

災害後、本市の地形的条件等から海路による輸送を可能な限り最大限に利用するために、次の港湾・漁港を防災拠点港として耐震性の向上を図り、海上輸送を有効に行う。

- ア 室津港
- イ 室戸岬漁港（新港部分のうち、長さ 100m、深さ 6mの耐震バースは完成 2,000 t の船舶までは入港可能である。
- ウ 上記以外の漁港については、水深が浅く輸送船の入港、係留が困難であることから市内に点在する他の漁港への輸送が必要な場合は、必要に応じ地元漁業団体、漁船等所有者に協力を要請の上漁船・タグボート等の借り上げや利用で海上輸送を行う。

(4) 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第9節 交通規制対策

地震発生直後に予測される交通渋滞については、救急車や消防車などの緊急車両をはじめ、応急対策のための車両すべてがその機能を奪われることとなる。

そのため、一般車両の運行について必要な措置を定める。なお、警察署長の行う交通規制については第17節「災害警備」によりその活動が行われることとなる。

《実施担当：消防本部・土木部・総務部》

1 緊急輸送路の確保及び被災地区等の交通規制

交通が輻輳し、被災者の輸送、緊急物資等の輸送が困難になることが予想される。交通規制等が必要であると認められる場合には、警察署長に連絡するとともに、その要請を行うこととする。

2 広報活動

交通規制等を実施しようとするとき、また実施したときは速やかに広報車・立て看板による広報活動及び報道機関等を通じて住民への周知を図るものとする。

3 自衛官、消防吏員の権限

災害対策基本法第76条の3第3、4項に基づき災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいないときに限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の円滑な運行を確保するため必要な措置を命じ又は自ら当該措置をとることができる。

4 交通規制時における車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第76条の2の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとする。

5 施設の応急復旧等（道路啓開、航路啓開）

道路管理者は、関係機関と協力し、緊急交通道路の確保を最優先に応急復旧（道路啓開）や代替路の設定を実施する。

港湾及び漁港管理者は、輸送機能を確保するための応急復旧（航路啓開）を早急に実施する。

第10節 障害物除去対策

地震発生時の倒壊家屋、工作物の転倒、津波による障害物が人命の救助、消火活動に支障を及ぼすことが想定される。このため、自衛隊・市建設協会等との協力体制の確立を図り、緊急輸送道路の確保等を目的とする障害物の除去計画を定める。

《実施担当：土木部・衛生部》

1 障害物除去の原則

- (1) 障害物の除去は、災害応急対策及び災害復旧作業に係る応急的な除去に限るものとする。
- (2) 人命の救助、消火活動に支障のある障害物の除去を優先して行う。

2 災害時における車両の移動等（災害対策基本法第76条の6関係）

- (1) 道路管理者は、道路における車両の通行が停止、停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となる場合、必要に応じてその区間を指定して、車両等の占有者等に道路外の場所へ移動すること等を命じることができる。
- (2) 道路管理者は、指定した道路の区間の周知を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、自らが（1）の措置をとることができる。また、やむ得ない場合、車両その他の物件を破損することができる。その場合、損害を補償する。

3 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む。）除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

4 実施機関

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去等は、その維持管理者が行う。
- (3) 山・がけ崩れ、浸水、津波等により、住家、あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は市が行う。
- (4) 施設敷地内の障害物の除去等は、その施設敷地の所有者又は管理者が行う。
- (5) 本市だけで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請するとともに、自衛隊に対しての派遣要請も行う。

第3章 災害応急対策

5 除去した障害物の集積場所

除去した障害物については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、災害の状況によっては、遊休地等を一時使用する。

ただし、広域・収容避難所やヘリポート（臨時離発着場）、医療救護所等に指定された以外の場所とする。

第11節 地域への救援活動

地震の発生直後から、住宅の倒壊、ライフラインの途絶などにより、多くの避難者を避難所に受け入れなければならない。

また在宅での生活もライフラインの途絶により、困難が予想される。

これらの心身の疲労した住民等に対して、早急に、飲料水・食料・生活関連物資の公平な供給を行うための供給計画を定める。

1 飲料水の供給

《実施担当：水道部》

(1) 飲料水の確保

飲料水の最低必要量は、1人1日30、生活用水は、1人1日200を目標とし、災害による応急給水として供給する。

ア 飲料水を確保するため、地域ごとに拠点を定め、給水車による応急給水に努める。

イ 必要に応じ、仮設供用栓等を設置し、生活に必要な水の供給に努める。

ウ 飲料水の取り扱いについて、衛生上の注意を広報する。

エ 飲料水を確保できない場合においては、県に対し調達のあっせんを依頼する。

(2) 給水機器の確保

被災者への応急給水のため、必要な給水機器を所有するとともに、状況に応じ民間からの借り上げなどを考慮しておくものとする。

(3) 学校プールの管理 《実施担当：教育部・消防本部》

市内小中学校のプールについては、火災発生時の消火水源としての活用と併せて濾水機の設置も検討の上、清掃等特別の場合を除き、災害の発生に備え常にプールを満水にしておくものとする。

2 食料の供給

《実施担当：民生部・総務部》

(1) 応急供給の対象

災害発生時における食料の供給は、災害の状況について必要と認めた場合、被災者等に対して供給するもので、次の者に対し行う。

ア 被災者に対して、炊き出しによる給食を行う必要のある場合

イ 供給機関による通常の供給ができない場合

ウ 救助活動及び応急復旧作業に従事するものに対して行う必要がある場合

※食料の配分に当たっては、事前に広報を行うとともに、公平の維持に努める。

第3章 災害応急対策

(2) 応急供給品目

供給品目は原則として、実情に応じて、非常食、乾パン、缶詰、インスタント食品（レトルト食品）、乳幼児についての粉乳等とする。

(3) 食料の確保

調達先の確保のため、民間業者との協定書の締結作業を進め、原則として協定業者からの調達を図るものとするが、これによって調達できない場合は、他の業者から調達し、又は県に対してあっせん等の協力を求めるものとする。

(4) 米飯の炊き出し

炊き出しのための施設は、指定避難所の給食調理場を利用し、炊き出し従事者は、市職員をもって充てるほか、協力者として婦人団体等の市民組織やボランティアの協力を求めるものとする。

(5) 供給の期間と経費負担

供給の期間は、被害状況により限度を定めるが、長期にわたることが予想される場合は、通常供給への切り替えを行うものとする。

これらの給食費については、災害救助法適用以外は、市の負担とする。

3 生活関連物資の供給

《実施担当：民生部》

(1) 生活必需品の供給対象

ア 災害による住家の全壊、半壊等によって、日常生活に欠くことのできない衣類、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は棄損し、しかも資力の有無に関わらず、これらの物品を直ちに入手する事ができない状態にあると認めたものとする。

イ 要配慮者の特性や男女のニーズ等様々な視点に配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時期を得た物資の調達に留意する。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。

(2) 生活必要物資の供給範囲

災害のため供給する衣料品等生活必要物資は、次に掲げるもののうち、必要最小限のものとする。

ア 寝具 毛布又は布団

イ 外衣 普通着、トレーニングウェア、靴等

ウ 肌着 下着、靴下等

エ 日用品 タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等

オ 炊事具食器 鍋、包丁、バケツ、茶碗、箸等

- カ 光熱 材マッチ、ろうそく、携帯用ガスコンロ等
キ その他 生理用品、紙おむつ、車イス、ポータブルトイレ等

※参考 阪神・淡路大震災等による不足物資

防水シート、携帯用ガスコンロ、簡易食器（ピクニックセット、紙コップ等）、石油ストーブ、ボンベ、台所用品（鍋、やかん）、使い捨てカイロ、寝具、電気ポット、日用雑貨（日々消費するもの）、生活用品（洗濯ハサミ、物干しロープ、段ボール、ガムテープ、ごみ袋）、ポリバケツ、ポリタンク、時計（目覚まし）、携帯ラジオ、ウェットティッシュ、マスク、医薬品（包帯、薬）、紙おむつ、生理用品、肌着（各種、できるだけ新しいもの）

(3) 物資の確保

次のとおり、必要物資の確保に努める。

ア 救援物資は、災害救助法の適用となると、原則として知事が調達し、被災地区に配分するものとされているが、災害の状況により被災地への配分が必要な場合、災害対策本部長は、業者に対し、災害時における衣料・生活必需物資等の緊急放出に関し、あらかじめ協定「災害用必需物資の調達に関する協定」を締結するとともに、協力を要請する。

イ 緊急物資の輸送は、事情の許す限り調達先に依頼するが、早急な物資の配分のためにも各部が協力して実施する。

ウ 緊急物資の配分に当たっては、事前に広報するとともに、公平の維持に努める。

エ 市は、必要に応じて日本赤十字社高知県支部に毛布等の配布を要請する。

(4) 物資集積所

物資集積所の設置場所は、室戸市南海トラフ応急期機能配置に定めるところによる。

第12節 医療救護

災害医療における救命行為は、迅速で的確な医療の提供が求められる。これらの活動の展開では、医療機関、医師、看護師、医薬品等の人的・物的の確保が不可欠であり、医療チームの編成など高知県及び高知県災害医療対策本部安芸支部との連携を図るとともに、被災者の収容治療、重傷者の後方病院への移送の実施について、その医療救護対策を示す。

《実施担当：衛生部》

1 医療救護活動

市及び高知県災害医療対策安芸支部は、指定されている医療救護所及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定め、傷病者を必要に応じて最寄りの医療救護所等に搬送する。

(1) 応援の要請

災害発生時の状況による医療救護活動や負傷者の搬送、並びに医療救護チームの支援要請については、「高知県災害時医療救護計画」に基づき行うものとする。

(2) 医療救護チームの受け入れ体制

災害状況に応じて設置される医療救護所及び被災現場に派遣される医療救護チーム等の受け入れについて、次の事項に留意する。

- ア 医療救護所の設営、管理運営
- イ 宿泊場所及び医療資機材等の確保
- ウ 医療機関及び派遣チームとの連絡責任者の指名
- エ 各種報告書の作成

(3) 災害医療活動支援拠点

災害医療活動支援拠点は、室戸市南海トラフ地震応急期機能配置計画で定めるところによる。

2 医療救護所及び救護病院等の活動

(1) 医療救護所

ア 設置

災害の状況に応じて適時医療救護所を設置するとともに、その旨、高知県災害医療対策安芸支部に連絡する。

また、医療救護所における負傷者等の救護については、医療救護チームが実施することとなるが、軽傷者（医師の処置を必要としない者）の処置は、原則として、家庭又は自主防災組織等が行うこととする。

(ア) 保健福祉センター

TEL 0887-23-3100 FAX 0887-24-2287

イ 医療救護所の活動

(ア) 重症患者、中等症患者、軽傷患者の治療優先順位の振り分け（トリアージ）

(イ) 中等症患者及び重症患者の応急処置並びに軽傷患者に対する処置

(ウ) 救護病院等後方病院への患者搬送の要請

(エ) 医療救護活動の記録

(オ) 遺体搬送の手配

(2) 準医療提供場所

佐喜浜、吉良川、羽根の各地区においても医療救護活動が必要となるため、地区拠点（避難所や公民館等）において応急手当等医療の提供を行う。

また、医療活動に必要な医療資機材やテント等の備蓄、医師等の医療従事者の確保に努める等、医療を提供できる体制を整える。

(3) 救護病院・災害拠点病院

ア 設置

重傷者（入院を必要とする者）の医療救護は救護病院が行う。ただし、救護病院の診察機能の限界等により、搬送患者の手術や入院が制限される場合には、災害拠点病院がこれを行うこととする。

・災害拠点病院

県立あき総合病院 安芸市宝永町 3-33

TEL 0887-34-3111 FAX 0887-34-2687

防災行政無線 TEL 490-611 FAX 490-710

衛星携帯電話 090-6886-8909

e-mail 620103@ken.pref.kochi.lg.jp

イ 救護病院の活動

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

(ウ) 災害拠点病院への患者搬送の要請

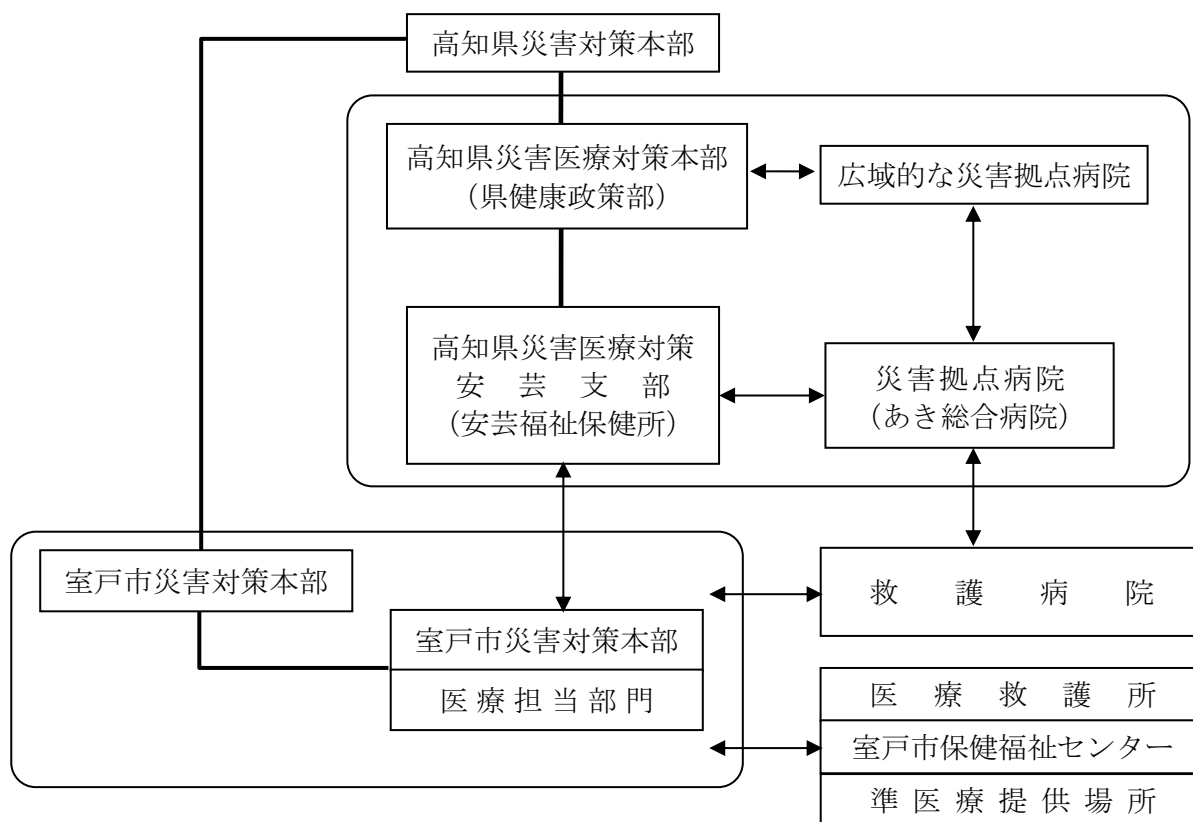
(エ) 医療救護活動の記録

(オ) 遺体搬送の手配

ウ 医療品等の確保

災害発生の場合、必要に応じ医師団、薬剤師会等に対し、必要な医薬品等の調達について協力要請するとともに、県及び関係機関に対しても応援要請する。

【災害医療体制図】



【医療対策各機関の役割】（高知県災害時医療救護計画より抜粋）

「1. 医療救護活動の流れ」で定められている各機関の役割は下記のとおり。

名称	役割
高知県災害医療対策本部 (県医療本部)	県が設置する災害医療の本部。高知県庁4階に設置され、県内全域の医療救護活動の総合調整を主な目的としており、各医療支部を通じて情報収集及び支援を実施していく。また、県内の医療資源では対応が困難な場合には、県外の関係機関との連絡窓口となり、各種支援を受け入れることとなる。
高知県災害医療対策支部 (県医療支部)	県内5箇所の県福祉保健所及び高知市保健所に設置する災害医療の支部。管内の市町村が行う医療救護活動の支援を主な目的としており、県医療本部の指揮のもとで他の医療支部と連携しながら医療救護活動を実施していく。
災害拠点病院	災害発生時において、当該病院が所在する医療支部管内の医療救護活動の拠点となる病院。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。また、災害拠点病院には、「地域災害拠点病院」と「基幹災害拠点病院」がある。
救護病院	災害拠点病院自体が被災し、また診療機能を超える状態が発生した場合等に、災害拠点病院の機能を補完する。

名 称	役 割
医療救護所	市町村が指定するもので、被災者を初めに受け入れる医療救護施設。避難所となる公民館や学校、体育館などに設置される場合（この場合、医療スタッフは市町村があらかじめ医師会等と協議し決定）と病院・診療所を指定する場合とがある。傷病者の収容（入院治療等）は基本的には行わず、中等症者、重症者を応急処置の上後方病院に送ることとなる。また、医療救護チームが派遣される場合がある。
医療救護チーム	この計画では災害医療を行うすべての医療チームをいう。DMATや日赤救護班、JMAT、歯科医療救護班、薬剤師医療救護班、精神科医、こころのケアチームその他の医療救護班、海外などからの医療ボランティアも含む。
現場医療チーム	この計画では、災害時に本県の要請等に基づいて医療救護活動を行う医療チームをいう。 DMATのほか日赤救護班（日本赤十字社）、JMAT（日本医師会）等のほか歯科医師や薬剤師で編成するチームを含むが、医療ボランティアは含まない。

第13節 被災地応急対策

被災地においては、住民が心身ともに不健全な状態に追い込まれることが懸念される。そのため、被災地における保健衛生活動を迅速に実施することが必要である。

《実施担当：衛生部》

1 保健衛生

(1) 保健活動

被災地において、次の保健活動を行う。

- ア 被災者や要配慮者のニーズ等に対応した健康管理を保健師等により行う。
- イ 被災地における食料品については、できる限り熱処理を行ったもの又は加熱処理した後の食用指導を行う。
- ウ 被災地域の住民の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、こころのケアを含めて対策を行う。
- エ 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- オ 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行う。要配慮者については、特に配慮する。

(2) 衛生活動

被災地における環境衛生の維持と防疫対策の活動により、感染症の発生防止に努める。患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに安芸福祉保健所に連絡し、患者等に対する処置を依頼する。

- ア 感染症の予防を図るため指定避難所を中心とした消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
 - (ア) 生活雑排水路、便所、その他不潔場所の薬品による消毒を原則として実施する。
 - (イ) 指定避難所等で使用する飲料水、井戸の消毒、滅菌等の指導を行う。
- イ 被災地の衛生状態保持のため、周辺の清掃、消毒について防疫用薬剤の配布などを行い、衛生上の指導又は指示を行う。
- ウ 感染症発生地区については、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- エ 津波浸水地域については、被災後直ちに防疫活動を行う。
- オ 防疫薬剤については、卸業者から調達するが、必要に応じ県に対して防疫薬剤及び資機材のあっせん並びに応援人員の派遣を要請する。

(3) 記録及び報告

担当班（課）は、被災地及び指定避難所での防疫活動について、防疫日報（その日の患者発生数、地区別消毒害虫駆除実施箇所・戸数、防疫作業従事者数、使用薬剤・器具、種類別使用量等）を記録し、報告する。

第14節 災害廃棄物処理対策

《実施担当：衛生部・芸東衛生組合》

1 し尿の処理

- (1) し尿処理施設の被害状況及び指定避難所の避難者数を把握する。
- (2) 処理に必要な人員、物資を調達する。また、必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- (3) し尿処理施設の被害状況を把握し、計画収集が可能となるまでの間、市民に対して自己処理するよう指導する。
- (4) 広域避難場所並びに指定避難所を優先して処理するものとし、応急仮設便所を設置する。
- (5) し尿浄化槽設置家屋の多い地域においては、上水道の断水及び浄化槽施設の破損等による被害も推測されるため、近隣の公園、広場等に仮設便所等の設置を行う。
- (6) 汲み取りについては、被害状況により指定避難所等を優先する。
- (7) 終末処理については、必要に応じて海洋投棄処分を行う。

バキュームカー保有状況

業者名	保有車両	容量	連絡先
室戸環衛保全公社	2 t - 4 台	7,200 ℓ	0887-22-2015
	4 t - 1 台	3,700 ℓ	
室戸衛生	2 t - 2 台	3,600 ℓ	0887-23-0200

2 生活系ごみ（生活ごみ及び粗大ごみ）、がれき等の処理

(1) 処理方法

- ア 被害状況から災害時の生活系ごみ、がれき等の量を想定する。
- イ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達する。
- ウ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。
- エ 生活系ごみ、がれき等の処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知を図る。
- オ 生活系ごみ、がれき等の処理を計画的に実施する。
- カ 多量に排出される生活系ごみについては、住民が自己処理可能な可燃性のごみは、努めてこれを処理する。処理できないものはごみ仮置き場に搬出する。集められた生活系ごみ及びがれき等は、埋め立て、焼却処理などの方法により処理する。この場合、リサイクルの徹底を図るため、ごみの分別を指導する。一方、事業系による廃棄物は、それぞれの責任で行うものとする。
- キ 倒壊家屋から排出される柱などの木材処理については、その処理・効率を高めるため大型前処理機（粉碎機）等の整備充実を図る。

第3章 災害応急対策

ク 生活系ごみ、がれき等を仮置きすることを想定し、分別した仮置き場を確保しておく。

ケ 生活系ごみ、がれき等には、危険物等を含むことが想定され、関係者の安全確保を行う。

(2) 収集方法

住民によって集められた仮置き場のごみはできる限り速やかに積み出しするものとし、人員・車両が不足する場合は、次の方法により処理する。

ア 建設業者、各種団体等の自動車、特種車両の借り上げ

イ 民間各種団体への応援要請

3 災害廃棄物仮置き場

災害廃棄物仮置き場の場所は、室戸市南海トラフ地震応急期機能配置計画で定めるところによる。

4 報告

被害状況を把握し、その概要を県（保健所）に報告するとともに、防疫活動を実施したときは、その概要も併せて報告する。

清掃車保有状況

業 者 名	保有車両	形 態	連絡先
室 戸 公 益 社	2 t - 6 台	パッカー車	0887-23-1165
室 戸 市	3 t - 2 台	ダンプ	0887-22-5126
東 部 リ サ イ ク ル	2 t - 4 台 4 t - 1 台	ダンプ 平ボディー	0887-27-2833

第15節 行方不明者の搜索、遺体の検案等

一刻も早い行方不明者の搜索と遺体の懸案等の体制を構築し、被災者に寄り添った活動を行う。

《実施担当：民生部・衛生部・医師会》

1 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会・回答

市長は被災者の安否に関する情報について照会があったときは、安否情報を回答することができる。また、安否情報の回答又はその準備に必要な限度で、被災者に関する情報を市内部で目的外利用し、又は他の地方公共団体の長その他の関係者に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

(2) 安否情報の照会手続き

ア 照会は、市長に対し、照会者や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由等を明らかにして行う。

イ 市長は、照会者に対し運転免許証等の本人確認ができるものの提示を求め、当該照会者本人であることを確認する。

ウ 市長は、当該照会が不当な目的によるものと認められる時等の一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。

エ 市長は、照会に係る被災者の同意がある時等の一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況の安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。

2 行方不明者及び遺体の搜索

警察署、海上保安部及び消防等の防災機関の協力を得て、行方不明者・遺体の搜索を行う。

搜索活動については、防災関係機関及び自治会等の協力並びに車両・船舶・機械器具の借り上げ等により早期収容に努める。

3 遺体の検案等

(資料編 別表6)

(1) 身元確認

検視後の身元確認については、警察署、自治会等の協力を得て遺体引取人の発見に努め、写真撮影、氏名、遺留品等の識別記録の後、親族に引き渡す。

第3章 災害応急対策

(2) 遺体の検案

遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により市の設置する検案所で医師が行う。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

(3) 遺体検案・安置所

遺体検案・安置所の場所は、室戸市南海トラフ地震応急期機能配置計画で定めるところにより開設し、運用は室戸市遺体対応マニュアルで定める。

(4) 安置所の開設

ア 福祉事務所長は、寺院、公共建築物等遺体安置に適切な場所を設定し、安置所を開設する。また、安置所において必要な棺桶やドライアイス等を確保する。

イ 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にする。

4 埋葬（資料編 別表7）

(1) 相当期間引取人が判明しない遺体は、所持品等を保管の上火葬し、また、遺族の都合により、本埋葬することが困難な場合には、埋葬又は火葬の応急的な仮葬を行う。

(2) 多数の遺体により、火葬場の持つ処理能力を超える場合は、近隣市町村への緊急依頼について県に要請する。

(3) 遺族が判明しない場合の遺骨は寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り手のない場合は、無縁墓地等に埋葬する。

(4) 仮埋葬地は、室戸市南海トラフ地震応急期機能配置計画で定めるところによる。

第16節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物保護及び危害防止に対応するため、県、市、住民等による協力体制を確保する。

《実施担当：衛生部》

1 市の役割

- (1) 指定避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。
- (2) 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。
- (3) 県の動物救護本部が動物救護施設を市内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。

2 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。

第17節 災害警備

南海トラフ地震等の地震が発生し、又は津波警報が発令された場合（以下「地震災害等が発生した場合」という。）における警察活動（以下「地震災害警備活動」という。）に関し、基本的事項を定め、その万全を期すことを目的とする。

《実施担当：高知県警察》

1 警備活動

地震災害警備活動は、住民の生命及び身体の保護並びに地域の安全確保を第一に考える。そのため、平時から県及び市並びに防災関係機関と緊密な連携の下に、地震災害警備諸対策を推進し、地震災害等が発生した場合は直ちに警備体制を確立して地震災害警備活動を実施する。

地震災害等が発生した場合の地震災害警備活動は、次に掲げる事項について行う。特に、発生直後の地震災害警備活動は、余震、津波等から被害防止を念頭に置き、情報収集隊、救出救助隊、交通対策隊を中心に活動させ、被害実態の早期把握並びに負傷者等の救出救助及び行方不明者の捜索並びに緊急交通路の確保等交通上の措置を実施するものとする。

- (1) 津波及び地震災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 避難誘導及び二次被害の防止措置
- (4) 負傷者等の救出救助及び行方不明者の捜索
- (5) 緊急交通路確保等交通上の措置
- (6) 遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 住民の安全確保と不安解消のための広報
- (9) 関係機関の行う災害復旧及び復興対策への協力
- (10) その他必要な警察措置

2 警備本部班の編制

警戒体制、非常体制を発令した場合は、署に震災警備本部を設置するものとする。

第18節 応急仮設住宅建設等

災害により住家が倒壊、焼失し又は被害を受けた者に対し、応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施し、居住の安定を図る。

応急仮設住宅の建設について、災害救助法が適用されたときは、同法の実施基準により知事が実施するが、委任を受けたときは市長が行う。市長は、十分な連携と調整を図るよう努めることとする。

《実施担当：土木部》

1 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の建設基準

ア 対象者

住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ 設置戸数

全壊、全焼及び流出による世帯数の30%以内

ウ 規模及び費用

- ・規模 — 1戸当たりの規模は29.7㎡（9坪）
- ・工事費の限度額 — 1戸当たり2,530,000円とする。

エ 着工時期

災害発生の日から20日以内。ただし、20日以内に着工できない場合は、知事と協議する。

オ 建設予定地

建設予定地は、室戸市南海トラフ地震応急期機能配置計画で定めるところによる。

カ 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、その建築工事が完了した日から2年3か月とする。

キ 配慮事項

応急仮設住宅の建設に際しては、要配慮者に配慮した構造、設備とする。

ク 学校教育への配慮

学校のグラウンド等、教育施設への仮設住宅設置は、学校教育への影響に配慮し、その設置については十分な検討を行う。

第3章 災害応急対策

2 住宅の応急修理

(1) 対象者等

ア 住宅が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にある者で、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 規模及び費用の限度額

・規 模 —— 屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分の必要最小限の補修

・修理費の限度額 —— 一世帯当たり 547,000 円以内

ウ 修理期間災害発生の日から1ヶ月以内（協議により延長可能）

(2) 応急修理

ア 必要に応じて被災建築物応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口を設置する。

イ 被災した住宅・建築物の解体を含む取り扱いには、アスベストや水銀、危険物等に関しては健康被害を及ぼす場合があるため、取り扱いには適切な方法を用いる。

3 公的住宅・みなし仮設等の活用

(1) 市は、市営住宅等や空き家等を把握し、被災者の入居をあっせんする。

(2) 災害などで住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合であって、その賃貸住宅が国や自治体が提供する「仮設住宅」（応急仮設住宅）に準じるものを「みなし仮設住宅」といい、その提供について検討する。

4 応急仮設住宅の運営管理等

(1) 入居者・修理者の選考

ア 選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査するものとし、必要に応じて民生委員の意見を聴くなど公平な選考を行い決定する。

イ 選考の基準

おおむね次の事項に該当するものである。

(ア) 生活保護法による被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者

(エ) 特定の資産のない勤労者、身体障害者等

(オ) 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 運営管理

各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止、住民のためのこころのケア及び入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

5 建設資材等の確保及び建設措置

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の施工は、工事請負により行うものとする。
- (2) 建設資材、労務等の確保が困難な場合は、知事にその調達を要請する。
- (3) 建築資材等の輸送は、原則として、物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注者等において措置できないときは、本章第8節「緊急輸送対策」に基づき指定する。

6 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

7 広域的な避難

管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

第19節 ライフライン施設の応急対策

市民生活の基幹をなす水道・電気・ガス・通信などのライフライン施設における被害の影響は極めて大きいので、災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を行う。

1 水道施設応急対策

飲料水の確保及び被害施設の復旧に対応するため、これに必要な人員、車両及び資機材を確保し、給水拠点への応急給水、復旧に努める。

《実施担当：水道部》

(1) 応急復旧対策

- ア 災害発生状況に応じ、送水を停止するなど必要な措置を講ずる。
- イ 応急拠点給水配管の仮設、給水車両等による応急給水を速やかに行う。
- ウ 給水管の復旧については、避難施設、病院、学校、その他公共施設等から順次行う。
- エ 応急復旧に必要な資機材、車両を確保し、応急給水に必要な給水機器の完備に努める。

(2) 要員の確保

被害の状況に応じて、要員の確保を図り、早期に復旧工事を実施するため、あらかじめ工事業者を選定し、復旧工事協力に関する契約等を締結しておく。

(3) 広報

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、また断水のおそれが生じたときは、住民の混乱を防止するため、防災行政無線等により周知徹底を行う。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込みについて
- イ 給水拠点の場所及び給水見込みについて
- ウ 水質についての注意事項について

2 電力施設応急対策

《実施担当：四国電力(株)・四国電力送配電(株)》

(1) 広報の実施

- ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。
- イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員・資材の確保

ア 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じ関係事業者や県内外の他機関の応援を要請する。

イ 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入する。また、状況に応じ関係事業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請する。

(3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。

イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して電気施設保安のため必要な措置を実施する。

ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施する。

(4) 供給設備の復旧

ア 被害状況・優先順位を見極めながら公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施する。

イ 仮復旧工事に引き続き本工事を実施する。

(5) ダムの管理

河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前機能の維持に努める。

3 ガス（L P）施設応急対策

L P ガス容器、不燃焼器具等の供給及び被害による二次災害防止に対処するため、高知県L P ガス安協会災害対策委員会規定に基づき、ガスの供給、保安等の体制に努めるものとする。

《実施担当：高知県L P ガス協会芸東東部L P 供給業者》

(1) 応急復旧対策

ア 流出など危険箇所からの容器の回収及びL P ガスの施設の安全点検を実施し、漏洩ガスの停止を行う。

イ 指定避難所等緊急に必要なものに対し、燃料供給を行う。

ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

(2) 要員の確保

動員計画に基づき、要員の確保に努め早期復旧を図る。不足する場合は、各支部等へ応援要請を行う。

(3) 広報

報道機関、防災関係機関と協力し、L P ガスの安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第3章 災害応急対策

4 通信施設応急対策

災害により、電気通信設備に被害を受けた場合は、重要通信を確保するとともに、被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、N T Tが定める防災業務計画（平成26年6月、日本電信電話株式会社他）に基づき、次の事項を実施する。

この場合、市災害対策本部及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

《実施担当：N T T安芸支店》

(1) 災害対策本部の設置

防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信疎通の確保、設備の復旧、広報活動、市災害対策本部等との情報連絡及び調整、その他災害対策に関する業務を行う。

(2) 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等の措置をとる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条並びにN T T契約約款の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条並びにN T T契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

被災した電気通信設備の応急復旧工事は、次により速やかに実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、N T Tの契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則としてN T Tの標準的復旧方法により行う。

イ 復旧工事に要する要員、資材及び輸送は、全社的に優先して応援し、使用及び実施するほか必要に応じ、社外の機関に対し応援又は協力を要請する。

ウ 復旧に関する広報は、被災した電気通信設備の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用の制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、窓口掲示、マスコミ、広報車等により周知を図る。

第20節 教育対策

災害時における児童・生徒・教職員の被災、また文教施設の被害により通常の教育を行うことができない場合、学用品の給与、応急教育を実施し、早期に就学できる措置をとるとともに、文教施設の応急復旧対策についてその体制を整える。

《実施担当：教育部》

1 応急復旧措置

(1) 被害状況の把握

ア 児童・生徒及び教職員の安全の掌握と文教施設の被害の程度等、二次的な災害の危険性について迅速に把握する。

イ 応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

ウ 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てる。

(2) 応急教育の実施方法

ア 応急教育の計画を作成し、応急教育開始の時期、方法を定める。

イ 校舎のうち安全なものを使用し、分散授業又は二部授業の実施する。

ウ 施設の復旧に長期間を要する場合は、市有施設、近隣小・中学校の一時借用の措置を講ずる。

エ 文教施設の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

オ 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施する。

カ 異なった教育環境を配慮し、授業を実施する。

(3) 学校が津波緊急避難場所・指定避難所として使用された場合の措置

ア 学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。

イ 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行い対応するものとする。その際の基本的な考え方は、できる限り学校教育を再開できるように、指定避難所の機能を学校以外の施設に移すこととする。

ウ 学校給食施設・設備については、被災者用の炊き出しに供されることとなり、学校給食との調整に留意するものとする。そのため、学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努める。また、指定避難所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意するものとする。

2 教材・学用品等の調達及び配分方法

教材・学用品等は、総合的な調達計画を定め、その計画に基づき調達して、災害の状況により災害救助法の基準に基づき配分するものとする。

第3章 災害応急対策

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の被害により、学用品を紛失又は損傷した就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に、必要最小限の学用品を平等に給与するものとする。

(2) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

(3) 学用品の調達方法

学校別、学年ごとに最低限必要な学用品の品目・数量を調査集計し、県に報告するとともに、指示に基づき供給を受ける。

(4) 学用品の配布方法

ア 給与対象者名簿を作成し、その名簿に基づき県から送付されたものを配布するほか、調達したものを作成した配分計画表に基づき配分する。

イ 原則として小学校児童及び中学校生徒の判定時点は、災害発生の日とする。

3 学校安全対策

(1) 事前対策

ア 教育委員会・学校長は、各施設の消火設備、出入口及び非常口、プールの貯水状況等、定期的な安全点検を行い、非常時における児童・生徒の安全管理を行う。

イ 地震についての知識及び地震及び津波発生時の心得など防災教育を推進するとともに、防災関係機関などの協力により定期的な避難訓練を実施する。

ウ 児童・生徒・教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるように、校医、医療機関との連絡体制の整備に努めるものとする。

エ 登・下校時に災害が発生した場合における安全確保や連絡方法等について確認しておくものとする。また、家庭との緊急時の連絡方法や協力体制を整える。

(2) 事後対策

ア 災害の規模、児童・生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告するものとする。

イ メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施するものとする。

第21節 文化財保護対策

文化財を地震から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒、倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

《実施担当：教育部》

第3章 災害応急対策

第22節 労務の提供

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るため、次により実施する。

《実施担当：民生部・社会福祉協議会》

1 民間協力体制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために、次の事項により地域の住民等を当該応急措置の業務に従事させることとする。

- (1) 災害応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、関係法令に基づき、従事命令を発する。

内 容	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策業務 (災害応急対策全般)	従事命令	市 長	災害対策基本法 第65条第1項
水防作業	従事命令	水防管理者 消 防 長 水防団長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消 防 吏 員 消 防 団 員	消防法第29条第5項

- (2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、一般のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときは、これを受け入れる。

2 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて関係機関の職員の派遣要請を行う。

第23節 要配慮者への配慮

要配慮者の避難行動については、集団避難を基本とし、住民等の協力体制の構築を図るとともに、要配慮者の避難生活について配慮するように努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

《実施担当：民生部・衛生部》

1 安否の確認と救出

地域住民等の協力体制を図り、隣人・関係者からの情報収集により、安否の確認と救出に向けた活動を行う。

この場合、地元出身・在住の消防分団員や自主防災組織の協力や助言を得て、提供された情報を有効に活用する。

また、市内には、要配慮者利用施設として、医療機関、特別養護老人ホーム、老人保健施設、高齢者のグループホーム、サービス付き高齢者住宅、障害者の居住施設があり、災害対策本部民生部により、安否確認を行うとともに、支部員を中心に指定緊急避難場所への避難支援を行う。

2 指定避難所等における対策

- (1) 指定避難所開設後は、要配慮者の把握を行い、避難生活上の必要な情報が適時伝達されるように配慮するとともに、支援の充実を図り、障害等の程度に応じた生活上必要な補助資機材、装具等の確保、提供に努める。
- (2) 要配慮者への配慮として、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。

3 相談事業の充実

指定避難所内において、医療・保健・福祉担当者による相談所の開設を図り、要配慮者を含めた避難者への助言助力に努め、必要な支援を行う。

4 地域全体での福祉サービスの維持

災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、児童福祉施設設置者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

第24節 二次災害の防止

地震発生後の余震、降雨等による二次的災害の防止を図り、罹災後の災害復旧を円滑に実施するための対策を示す。

《実施担当：土木部・消防本部》

1 実施内容

(1) 水害・土砂災害対策

- ア 施設管理者は、土砂災害等危険箇所の点検を専門技術者等により実施する。
- イ 点検の結果、危険性が高く、緊急度の高いと判断された箇所から早期に応急対策に努める。
- ウ 二次災害発生のおそれがある場合は、関係機関や住民に周知を図るとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 高潮・波浪等の対策

- ア 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行う。
- イ 危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- ウ 危険情報を関係者や住民に周知を図り、必要な場合には、避難対策を実施する。

(3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- ア 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- イ 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知を図る。
- エ 必要に応じて避難対策を実施する。

第25節 自発的支援の受け入れ

ボランティアや義援金等の自発的な支援を積極的に受け入れる。

《実施担当：総務部・民生部》

1 ボランティアの受け入れ

市、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

2 義援金の受け入れ

- (1) 義援金は、迅速に受入窓口を開設し、報道機関の協力を得て、周知を図る。
- (2) 義援金収入団体と配分委員会を設置し、公平な配分を実施する。

3 義援物資の受け入れ

- (1) 被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知を図る。
- (2) 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配分する。

第26節 災害救助法の適用申請と運用

地震による甚大な被害が発生した場合、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じる。したがって、本市における人的・物的被害が「災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条の規定に基づく）」に該当し又は該当する見込みがある場合には、直ちに被害状況を知事に報告し、この法律による救助の実施を要請する。

以下、本市において適用される被害の程度及び救助法の適用基準等について、次のとおり示す。

《実施担当：総務部・民生部》

1 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条・災害の程度）

(1) 一般の基準

ア 市域内にある住家が全壊（全焼・流失）等により滅失した被害世帯数が50世帯以上になったとき。

イ 被害世帯数が県下の広範な地域にわたって発生し、県下の被害世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、本市の被害世帯数が25世帯以上になったとき。

(2) 特別基準

ア 県下の被害世帯数が5,000世帯以上になった場合で、本市の住家が多数滅失したとき。

イ 災害が隔絶したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困窮にする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、また受けるおそれが生じたとき。

※被害認定基準による世帯数の算定（災害救助法施行令第1条②）

住家の滅失（全壊・全焼・流失）した世帯を標準とし、住家の半壊（半焼）、床上浸水は住家の滅失に準ずるものとして取り扱う。

住家半壊（半焼）は、全壊（全焼）の $\frac{1}{2}$ 、住家床上浸水は、全壊の $\frac{1}{3}$

2 災害救助法の適用手続き

(1) 市域における災害の程度が前記1の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

3 救助の内容

災害救助法第4条による救助の種類は、次のとおりである。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するものの外、政令で定めるもの

4 災害救助法による被害状況認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	負傷者	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者 重傷者 1ヶ月以上の治療を要する見込みのある者 軽傷者 1ヶ月未満で治療できる見込みのある者
住家の被害	全壊 焼失 流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊半焼	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

第3章 災害応急対策

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	住家の損壊程度が半数に至らず、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のもは除く。

被害区分		認定基準
住家の被害	床上浸水	浸水が住家の床上に達したもので、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することのできない状態になったものとする。
	床下浸水	床上浸水に達しない程度のものとする。

判定基準

- ア 住家：現実に居住のために使用している建物
- イ 棟：一つの独立した建物をいう。主家に付着している風呂場、便所等は同一棟とする。
- ウ 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(同一家屋内の親子夫婦等であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等の下宿、その他これに類する施設に居住する者で、共同生活を営んでいる者については、1世帯とする。)

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 基本方針の決定

《実施担当：各課》

1 基本方針の決定

被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決を図る計画復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。必要な場合には、これに基づいて復興計画を作成するものとする。

2 計画的復旧

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 国・県への協力要請

市は、災害復旧・復興対策のため、必要に応じて国・県等に対して職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 復興計画の進め方

《実施担当：各課》

1 復興計画等の策定

- (1) 必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定める。
- (2) 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- (3) 復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- (5) 必要に応じ関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境整備
 - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
 - イ 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるとともに努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
 - ウ 津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行う。
 - エ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。
 - オ まちづくりに当たっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となる避難路、津波緊急避難場所、指定避難所の整備を行う。
- (2) 復興のための市街地等の整備改善
 - ア 被災市街地復興特別措置法等を活用する。
 - イ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方針について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。
 - ウ 土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図る。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
 - ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。

イ 公園・緑地等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、津波緊急避難場所として活用可能な空間、ヘリポート（臨時離発着場）としての空き地の活用等、防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るよう努める。

(4) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、その解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言をする。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

《実施担当：各課》

1 罹災証明の交付等

各種の支援措置を早期に実施するため、速やかに罹災証明を交付する。

2 災害弔慰金の支給等

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けや生活福祉資金の貸し付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
- (2) 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金（「基礎支援金」最高 100 万円、「加算支援金」最高 200 万円、合計で最高 300 万円）を支給することにより、その生活の再建を支援する。（被災者生活再建支援法）
- (3) 各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

3 税及び医療費等負担の減免等

- (1) 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減を図る。
- (2) 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更生を支援する。

4 住宅確保支援策

- (1) 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。
- (2) 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空き家の活用や応急仮設住宅等の提供により、その間の生活を維持するための支援を行う。
- (3) 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行う。

5 広報連絡体制の構築

- (1) 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (2) 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

6 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かく、かつ機動的、弾力的に進めるために特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

7 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。

第4節 被災中小企業等の復興その他経済復興の支援

《実施担当：各課》

1 施設復旧資金等の貸し付け

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸し付けを行う。

2 経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

3 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第5節 公共施設の災害復旧

災害への速やかな応急・復旧対策実施上、拠点となる公共施設の機能回復を図るための措置を示し、二次災害等防止、国土保全施設等の応急復旧対策の概要を示す。

《実施担当：各課》

1 建築物等の応急対策

災害時の拠点となる市庁舎、消防署などの防災基幹施設の災害復旧は、災害対策本部や被災者の救護機能が優先されるため、その利用安全性の確保に努めるとともに、応急復旧工事を迅速に実施するものとする。

- (1) 建築物の被害の全容を把握するため、地震発生時には災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定士の派遣等県への支援要請を行うとともに、ガス漏れや漏電等による被害を緊急調査し、消防計画等と調整を図るとともに必要な措置をとる。
- (2) 防災基幹施設を優先し通信施設、収容場所設置の順次復旧を図る。
- (3) 被災者・要配慮者が集中する社会福祉施設等は、その収容機能の確保に努める。
- (4) 指定避難所となる施設について被害の大きい場合は、他施設への集団避難の措置をとる。また、必要に応じて広域避難等の措置をとる。

2 建築物の応急危険度判定

地震及び津波による被害を受けた建築物について、余震などによる倒壊や外壁等が落下する危険性等を応急に調査し、その建築物が使用可能かどうかを判定することによって、二次的な人身被害を防止する。

- (1) 地震及び津波が発生した場合は、災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士の派遣要請等を県等に行うとともにその受け入れを行う。(P-98 参照)
- (2) 応急危険度判定士は、建築士の資格等を持ち応急危険度判定の講習を受講し、高知県知事の受講修了書の交付を受け名簿に登録されたものとする。
- (3) 被災した建築物の対策として、地震発生後の時間の経過に伴い2段階に分ける。

第1段階：地震発生直後に判定士の協力により、応急危険度判定を実施する。

第2段階：被災建築物の所有者が民間の建築技術者への委託により被災建築物を復旧して再使用するか否かを判断するため被災度区分判定を実施する。

第4章 災害復旧・復興計画

(4) 応急危険度判定は、全ての被災建築物を対象とする。ただし、大規模な地震発生の場合は被災建築物が膨大な量となるため、被災建築物の構造、用途、立地条件等から早期に安全性の確保を必要とする、防災対策拠点の公共施設、病院、老人ホーム等の救援介護施設、学校、体育館等の被災者収容施設等から順次実施する。

(5) 応急危険度判定は、被災建築物を外部からの目視調査等により、地盤、建築物、落下危険物の危険性を調査し、「応急危険度判定基準」(調査票)に基づき「危険」赤、「要注意」黄、段階の判定を行い、当該建築物の見えやすい場所にステッカーを張りつける。

なお、応急危険度判定の効力は、一次的には行政機関の情報提供に留まるものであるが、特に、危険性の高い被災建築物の判定については、災害対策基本法に基づく使用制限措置や建築基準法第10条に基づく除去、使用制限等の是正命令を行うための基礎資料ともなるものである。

3 被災宅地の応急危険度判定

地震及び津波又は豪雨により宅地が被災した場合、災害対策本部の中に被災宅地応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画を策定の上、二次災害を防止するため被災宅地危険度判定士により、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講ずるものとする。また、必要に応じて宅地判定士の派遣についての支援を要請するものとする。

4 土木施設の対応策

(1) 港湾、漁港、傾斜地等の危険箇所や被害状況を把握し、構造物の欠損箇所については、関係機関に報告し必要な措置を講ずる。

(2) 道路管理者は、警察署等と相互に連携を保ちながら被害状況を把握し、代替路の開設等緊急輸送路の確保を迅速に実施する。

(3) 破堤による浸水被害等については、水防計画に基づき適切な情報連絡体制の確保を図る。

5 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

ア 河川災害復旧事業

イ 海岸災害復旧事業

ウ 砂防施設災害復旧事業

エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業

オ 地すべり防止施設災害復旧事業

カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

キ 道路施設災害復旧事業

ク 港湾災害復旧事業

- ケ 漁港災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 上下水道災害復旧事業
 - ウ 公園災害復旧事業
 - エ 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設復旧事業
- (4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- (5) 公営住宅災害復旧事業
- (6) 公立文教施設災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公立医療施設災害復旧事業
- (9) 公営企業施設災害復旧事業
- (10) 公有財産災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

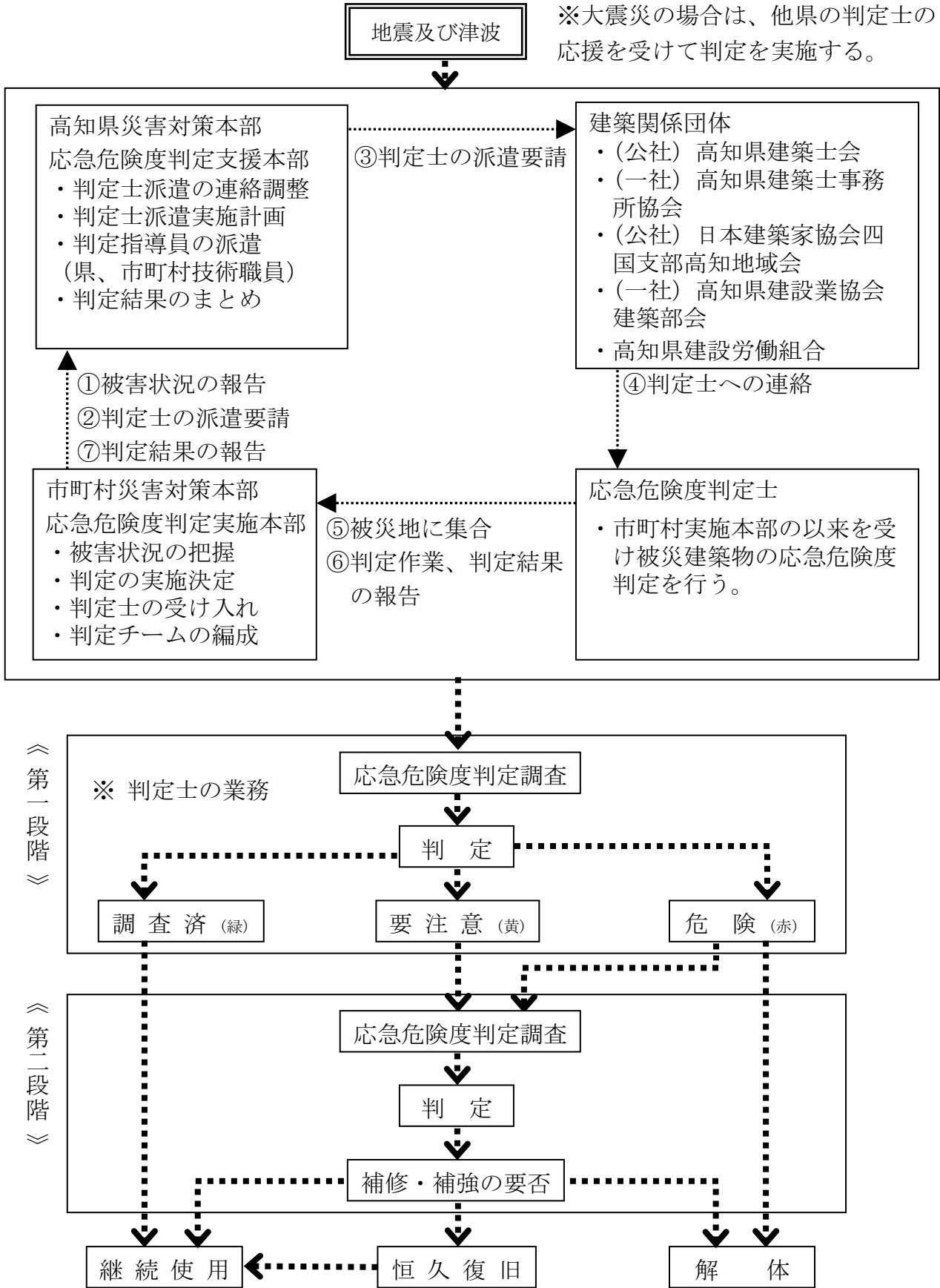
6 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定を受けるように努めるものとする。

7 緊急災害査定の実施

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、災害査定の緊急な実施が容易となるように所要の措置を講じ、復旧作業が迅速に実施できるように努めるものとする。

【高知県地震被災建築物応急危険度判定フローチャート】



第6節 災害復旧に伴う財政援助

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早急に必要な財源確保に努める。

【災害復旧に係る国の財政援助】

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に対する法律第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧事業国庫負担法第3条	同上 第3条第1項
公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条第1項
農林水産施設災害復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上 第5条第1項・第6条
都市災害復旧事業	国土交通省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する法律基本方針	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の災害援助等に対する法律第3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第53条	同上 第3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条第1項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条	同上 第3条第1項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第26条	同上 第3条第1項
伝染病院隔離病舎災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条、第62条	同上 第3条第1項
堪水排除事業	—	同上 第3条第1項・第10条
天災による被害農林漁業者に対する資金融通	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上 第8条第1項
共同利用小型漁船の建造	—	同上 第11条
中小企業信用保険法による災害関係補償	中小企業信用保険法第3条	同上 第12条

第4章 災害復旧・復興計画

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条
私立学校教育施設災害復旧事業	—	同上 第17条
水防資材費	水防法第33条	同上 第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	同上 第22条
上水道簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	同上	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び災害義援金の貸し付け	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	
災害特例債	—	小災害特例債・歳入欠かん債・災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

第7節 民間施設等の災害復旧資金対策

被災した民間施設の早期復旧を図るために必要な復旧資金、復旧資材等についてあっせん指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資のあっせん等被災者の生活確保の措置を講じて、住民の生活の安定及び社会経済活動の早期回復に努めることを目的とする。

1 農林漁業復興資金（農林・水産課）

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法により融資する。

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法、天災のつど政令によって発動し、資金使途貸付条件等を定める。）

地震、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者に対し、農林漁業者の経営等に必要な再生産資金を融通する。

- (2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策投資銀行）

被災したときや、社会的・経済的環境の変化により、資金繰りに支障を来している場合等のための資金である。

- (3) 農林業災害対策特別資金

暴風雨等による農林業被害が集中的に発生している地域において著しい被害を受けた農林漁業者に、施設機械器具等の復旧又は再生産に必要な資金を低利に融通する措置を講じ早期の復旧を図り、再生産・経営の安定に資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金としては、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫及び国民金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別市費預託等により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が行われる。これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

3 住宅復興資金（独立行政法人住宅金融支援機構）

住宅に被害を受け、住宅金融公庫法の規定による災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸し付けを行う。

4 災害援護資金

災害救助法が適用され、かつ住宅等に被害を受けた世帯主に対し、災害援護資金の貸し付けを行う。

第4章 災害復旧・復興計画

5 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自立更生させるため市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸し付け規程による災害援護資金の貸し付けを行う。

第5章 南海トラフ地震防災 対策推進計画

この章では、地震防災対策のうち南海トラフ地震対策として特に取組の必要な事項について定める。

《実施担当：防災対策課・関係課》

第1節 総則

1 推進計画の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「本推進計画」という。）は、南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、室戸市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

	応援協定名
1	高知県内市町村災害時相互応援協定
2	高知県内広域消防相互応援協定

- (2) 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3 南海トラフ地震における緊急消防援助隊

震央が南海トラフ地震の想定断層域に該当し、かつ中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合に南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用されるため、室戸市消防本部が作成の緊急消防援助隊受援計画に基づき活動を展開する。

4 帰宅困難者への対応

本市では、帰宅困難者を「避難者」として取り扱う。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- (1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 市又は堤防、水門等の管理者は、津波からの防護のため、次の計画に基づき各種整備等を行うものとする。
 - ア 堤防、水門等の点検方針及び計画
 - イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針及び計画
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場等整備の方針及び計画
 - オ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

- (1) 津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は「第3章 第3節 災害情報の収集・伝達対策」に示す。
- (2) 役割分担や連絡体制等の検討に当たって配慮すべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
 - イ 船舶に対する津波警報等の伝達
 - ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
 - エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
 - オ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

3 避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示の発令基準は、原則として「第3章 第6節 応急避難活動」に示す。

4 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測（平成24年12月10日）」の津波浸水予測図に基づいて、津波の浸水が予測される地域を設定する。なお、避難を検討するに当たり、常会や自主防災組織、道路の状況などによって、一定のまとまりとして計画する必要がある場合は、これらを分断しないよう、津波浸水想定では浸水しないとされている地域も、避難対象地域に含めるものとする。

なお、最大クラス（L2地震・津波）の津波にも対応できる津波緊急避難場所や津波避難タワー等の津波避難施設を整備する。避難場所となる津波避難施設等を適切に指定するほか、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

避難の指示の対象となる地域

地区	避難対象地区
佐喜浜	入木、根丸、南町、北町、中町、西町、中里、都呂、尾崎
室戸岬	椎名、三津、高岡、坂本、宮の前、中町、新町、東上町、西上町、西下町、長屋町、東河原町、西河原町、高浜、東菜生、西菜生、耳崎
室戸	後免、水尻、室津東町、室津中町、東植松団地、西植松団地、室津西町東、室津西町西、境町上、境町下、古戸上、古戸下、下町東、下町西、浮津東町、浮津西町東、浮津西町中、浮津西町西、浮津三番町、東大谷東、東大谷西、西大谷東、西大谷西、東奈良師、西奈良師、岩戸、上の内、脇地、向江、行当東、行当西、新村
吉良川	黒耳、傍士、宮の内、東町、上町東、上町西、北村、中町、西町、西の宮、西灘一区、西灘二区、西灘三区、西灘四区、西灘五区、西灘六区、立石、立石住宅
羽根	羽根団地、東船場、西船場、新田、戎町、里、尾僧、西の浜、田の中、明神川、東坂本、中坂本、西坂本、平田岩
5地区	90地域

(2) (1) に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- ア 地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 津波緊急避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 津波緊急避難場所に至る経路
- オ 避難の指示の伝達方法

カ 指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 津波避難場所は、原則として周辺に山崩れやがけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険個所がない場所を指定し、自主防災組織等が設定する津波緊急避難場所とともに、室戸市津波防災マップに記載する。

(4) 津波避難ビル等は耐震安全性、浸水深に応じて階数や津波の進行方向の奥行き等に留意して指定する。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議し、整備に取り組む。

(5) 津波避難困難地域は津波避難ビルの指定のほか、津波避難タワー・津波避難シェルター等津波避難施設の整備に取り組むとともに津波救命艇を配備する。

(6) 指定避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し「避難所開設・運営マニュアル」を策定し、あらかじめ準備する事項を定める。

(7) 指定避難所を開設した場合に、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

(8) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた地区津波避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとる。

(9) 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。また、同時に避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保する。

ア あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

イ 津波が発生するおそれがあることにより、市長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の津波緊急避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、市は指定避難所への避難者等、アに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(10) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は、以下に留意する。

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努める。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保する。

(11) ア 指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりである。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

- (ア) 指定避難所への収容
- (イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

(12) 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(13) 地域特性や津波到達時間、避難者の避難速度を十分に考慮し、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、津波緊急避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した「室戸市津波避難計画」を見直すものとする。「室戸市津波避難計画」は、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮して策定する。

5 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の地区津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出及び活動拠点の確保

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置として耐震化を進める。また、応急対策は、「第3章 第19節 ライフライン施設の応急対策 1 水道施設応急対策」に示す。

(2) 電気

ア 電力事業者（指定地方公共機関四国電力㈱及び四国電力送配電㈱）は、緊急的な電力供給体制の整備を図る。

イ 災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施する。また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。四国電力㈱及び四国電力送配電㈱が上記以外に行う措置は、別に定める。

(3) ガス

- ア ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- イ 指定地方公共機関(一社)高知県 LP ガス協会が行う措置は、別に定める。

(4) 通信

- ア 電気通信事業者は、地震発生に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信を確保するため回線利用制限等必要な措置を講ずるとともに、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- イ 市が行う措置への支援については、別に定めるところにより実施する。

(5) 放送

- 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への正確かつ迅速な情報伝達のために不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

7 交通

(1) 道路

- 市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知を図る。

(2) 海上

- 高知海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するために必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講じるとともに、施設の利用者に対し、津波来襲のおそれがある旨の周知を図る。

(3) 乗客等の避難誘導

- 一般旅客運送に関する事業者は、乗客の避難誘導計画を定める。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- 市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保するための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等にあつては、

a 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば障害児）これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全を確保するために必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める指定避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者は(1)のア又は(2)のアに掲げる措置を取るとともに、市が行う指定避難所又は医療教護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 実動部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(3) 消防団の充実

市は、消防団への加入を促進ことによる人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

整備計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の整備耐震化・不燃化・耐浪化

「第2章 災害予防対策 第10節 建築物等災害予防対策」で定めたとおり、建築物、構造物等の安全性の確保を行う。

2 避難場所の整備

「第2章 災害予防対策 第15節 避難対策」で定めたとおり、避難場所の整備を行う。

3 指定避難所の整備

「第3章 災害応急対策 第15節 避難対策」で定めたとおり、指定避難所の整備を行う。

4 土砂災害防止施設

一般災害対策編「第2章 災害予防対策 第11節 土砂災害予防対策」で定めたとおり、土砂災害防止施設の整備を行う。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

「第2章 災害予防対策計画 第14節 緊急輸送活動対策」で定めたとおり、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備を行う。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

「第2章 災害予防対策計画 第14節 緊急輸送活動対策」で定めたとおり、緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備を行う。

7 通信施設の整備

「第2章 災害予防対策 第6節 情報収集・伝達体制」で定めたとおり、通信施設の整備を行う。

(1) 防災行政無線

(2) その他の防災機関等の無線

第5節 防災訓練計画

1 防災訓練

(1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協力体制強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて計画の見直し等を行うこととする。

(2) (1) の防災訓練は、市内一斉の津波避難訓練等を実施するなど、年1回以上実施するよう努める。

(3) (1) の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

(4) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。

(5) 県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(6) 防災訓練の実施に当たっては、配慮すべき事項は次のとおりとする。

ア 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫すること。

イ 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災関係機関、自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関にて行う。防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、学校や地域で住民等に対する教育を実施する。

学校での防災教育は発達段階に応じた学習プログラムとし、児童、生徒の学習から家庭、そして地域に広がる一体的な取組として行う。

また、市は、関係機関と協力してハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第5章第3節の4で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりである。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
佐喜浜地区	避難施設その他の避難場所	1箇所（整備済1）	平成27年度
	避難経路	1箇所（整備済1）	
室戸岬地区	避難施設その他の避難場所	2箇所 （整備済1・整備中1）	平成27年度 ～令和6年度
	避難経路	12路線（整備済9）	
室戸地区	避難施設その他の避難場所	3箇所（整備済3）	平成28年度
	避難経路	4路線（整備済3）	令和2年度～6年度
吉良川地区	避難施設その他の避難場所	2箇所（整備済1）	令和2年度～6年度
	避難経路	2路線（整備済1）	
羽根地区	避難施設その他の避難場所	1箇所（整備済1）	平成28年度
	避難経路	6路線（整備済4）	令和2年度～6年度

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

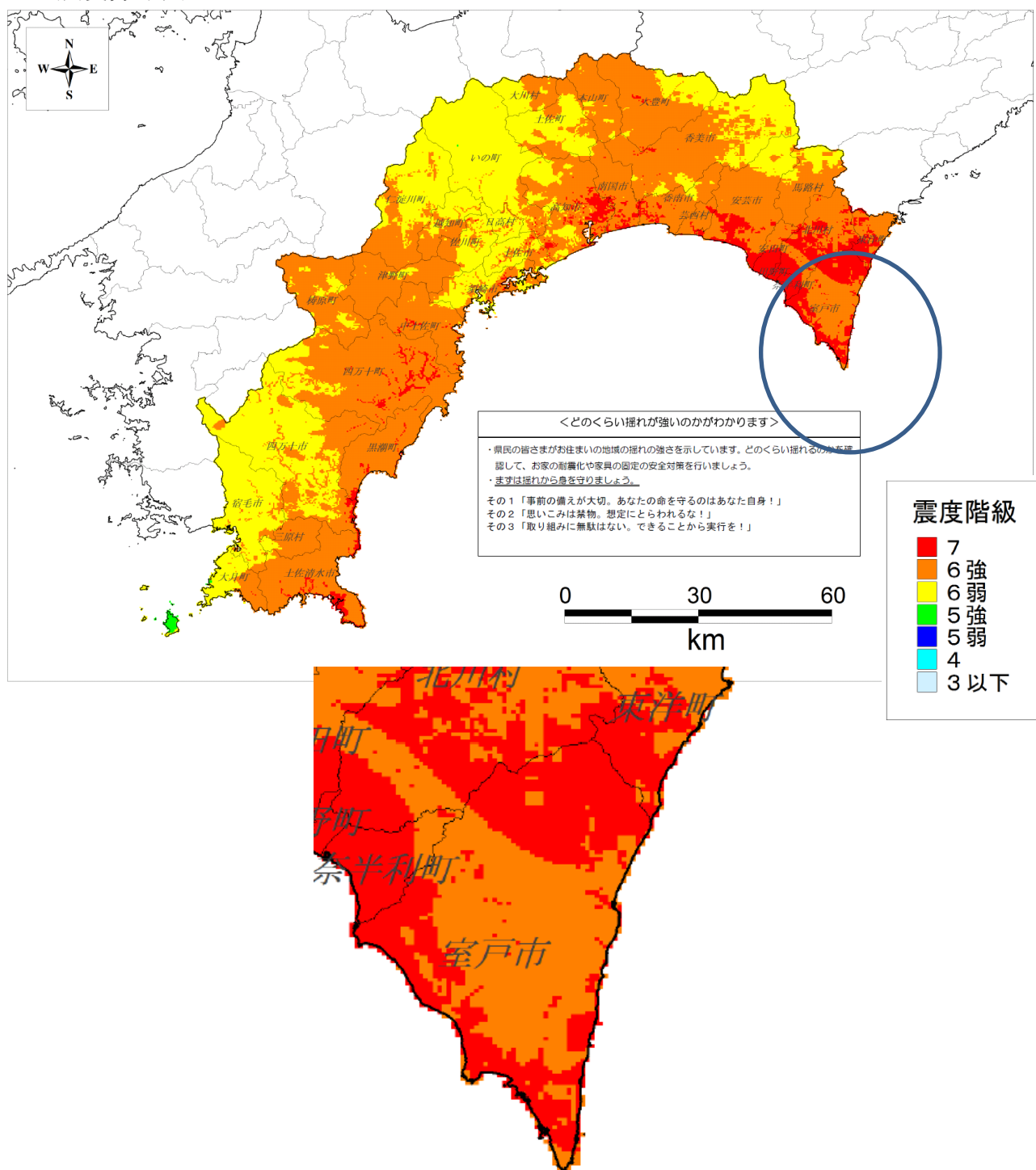
資料編

1 南海トラフ地震

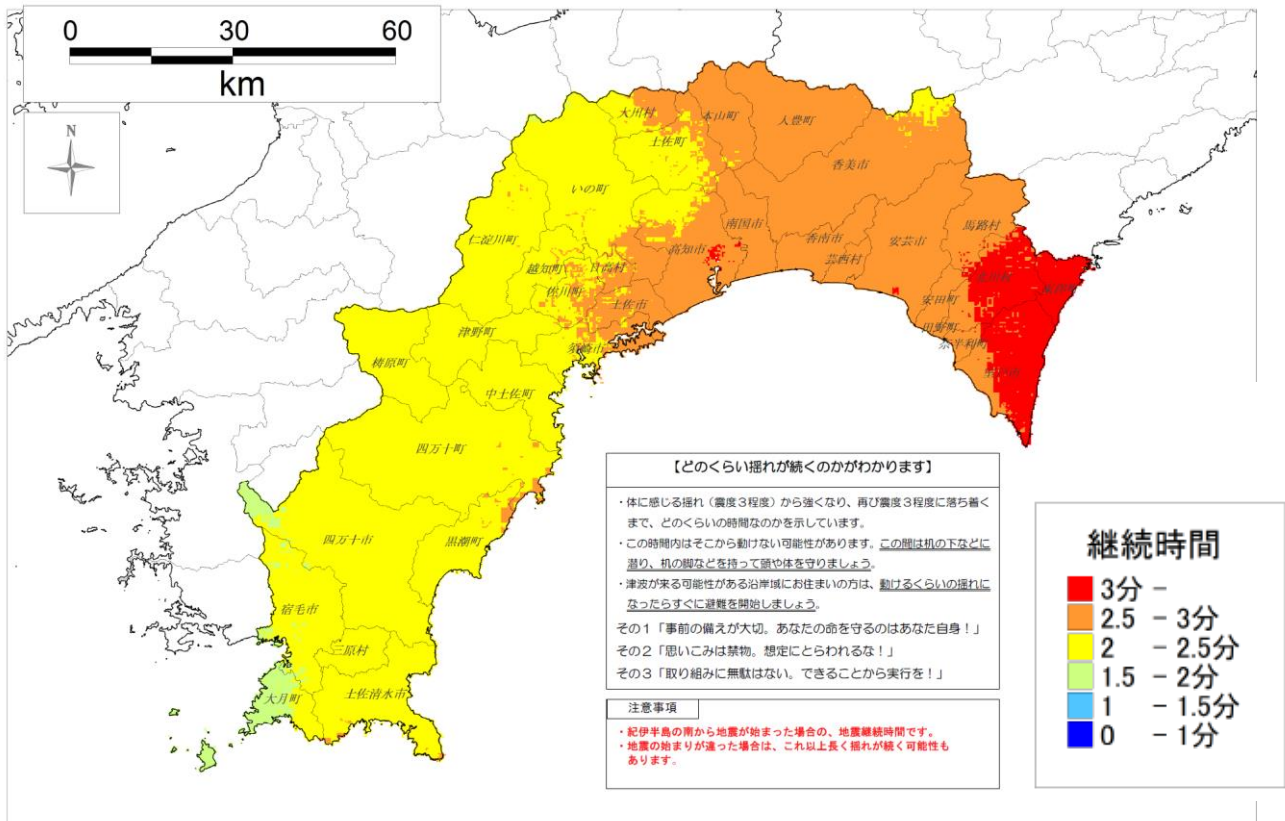
地震及び津波防災対策の基礎資料とすることを目的に、県は、「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測（平成24年12月10日）」を公表している。県の公表資料のうち、本市に關係する部分を掲載する。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2地震・津波）

○ 震度分布図



○ 地震継続時間分布図



○ 解析条件

高知県が行った津波浸水予測計算に必要となる津波遡上計算の主な解析条件は、次のとおりである。

ア 津波断層モデル：内閣府モデル（平成 24 年 3 月）における 11 ケースの津波断層モデルのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生するケース 3、4、5、9、10、11 の 6 ケースを設定。

イ 初期潮位：本県沿岸における「朔望平均満潮位（平成 14 年～23 年の平均値）」に設定

※ 朔望平均満潮位：朔（新月）及び望（満月）の日から 5 日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値

ウ 河川の水位：平水流量による水位又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位で設定

※ 平水流量：1 年を通じて 185 日はこれを下回らない流量

エ 地盤高の取り扱い

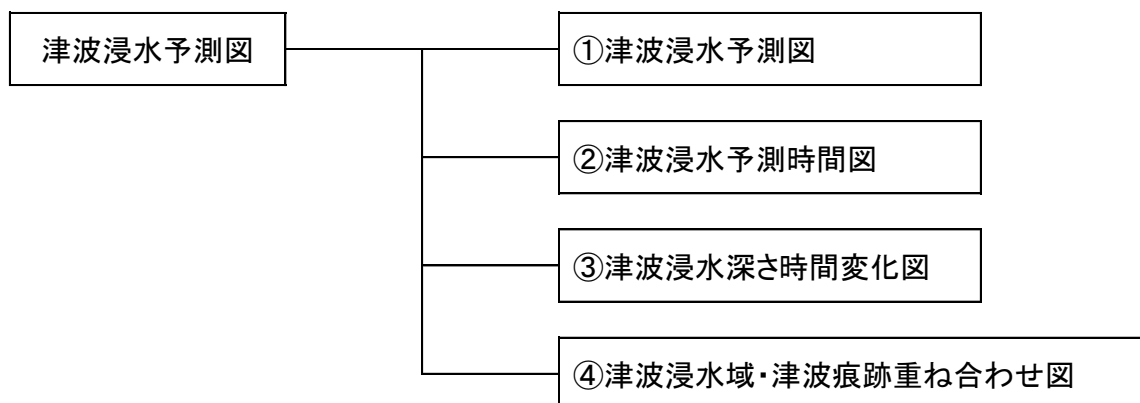
- ・ 海域は地盤の隆起・沈降（沈下）を考慮
- ・ 陸域は、より厳しい条件下で津波避難を検討する必要があることから、隆起は考慮せず、沈降のみを考慮

オ 各種構造物の取り扱い

- ・ 土で築造された堤防は、堤防高を地震前の 25%の高さで設定。また、津波が越流し始めた時点で「なし」と設定
- ・ コンクリート製の堤防は「なし」と設定
- ・ 防波堤は「なし」と設定
- ・ 水門等は、施設が耐震化され、ゲートが自動降下対策済み、又は常時閉鎖の施設は水門が閉まっているものとする。これ以外は開条件としている。

○ 津波浸水予測図の種類

「津波浸水予測図」と「津波浸水予測時間図」「津波浸水深さ時間変化図」「津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図」の 4 種類の図で構成している。



浸水した場合に想定される水深（浸水深）は、8 段階で表示している。

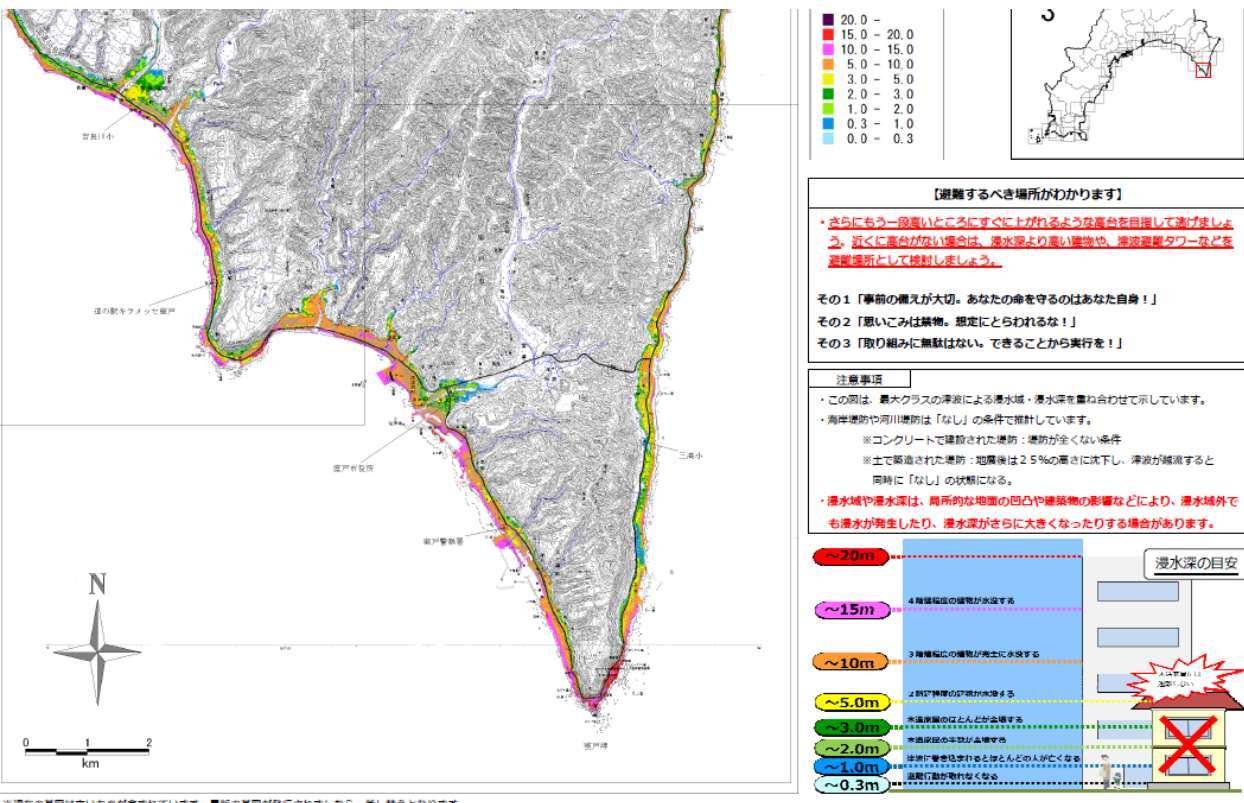
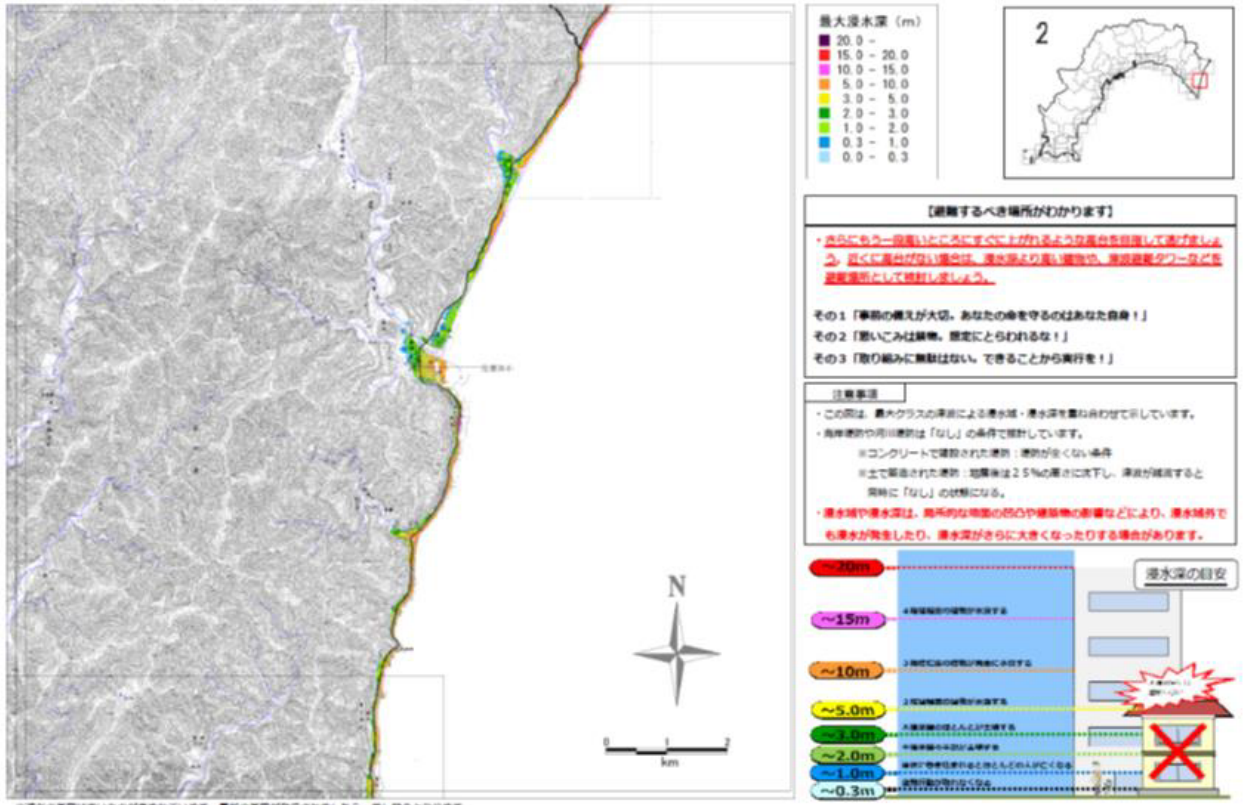
浸水深	区分としての根拠
15m	4 階建て程度の建物（あるいは 4 階部分まで）が水没することとなる。
10m	「3 階建て程度の建物（あるいは 3 階部分まで）が完全に水没する。」※
5m	「5m 以上になると、2 階建ての建物（あるいは 2 階部分まで）が水没する。」※
3m	「3m 以上になると木造家屋のほとんどが全壊する。」※
2m	「2m 以上になると、木造家屋の半数が全壊する。」※
1m	「1m 以上になると、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる。」※ 大人の腰がつかれる程度である。
0.3m	「0.3m 以上になると、避難行動がとれなく（動くことができなく）なる。」※ 子どものひざが浸かる程度である。

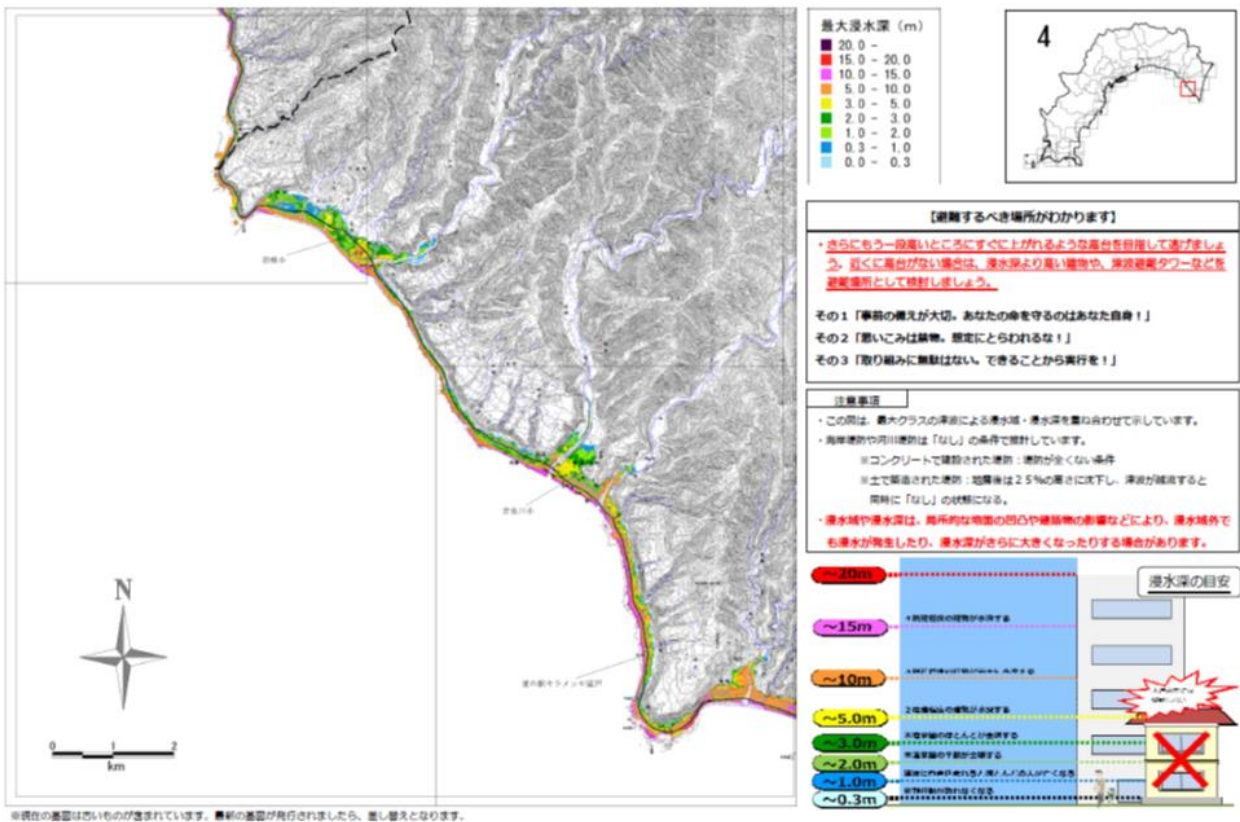
※ 内閣府（防災担当）、南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）追加資料（津波の推計結果の活用にあたっての留意点等、2012.8.29）

ア 津波浸水予測図

・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計

※ 最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示している。



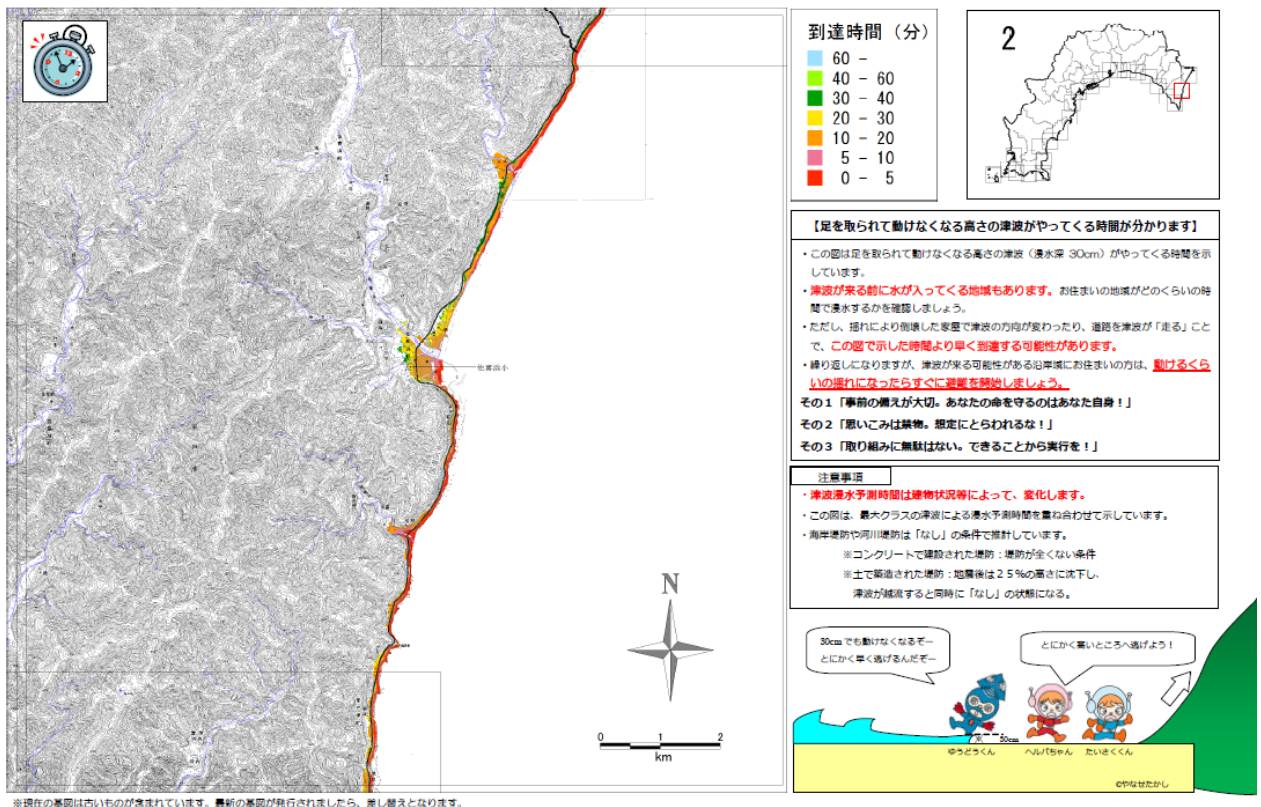


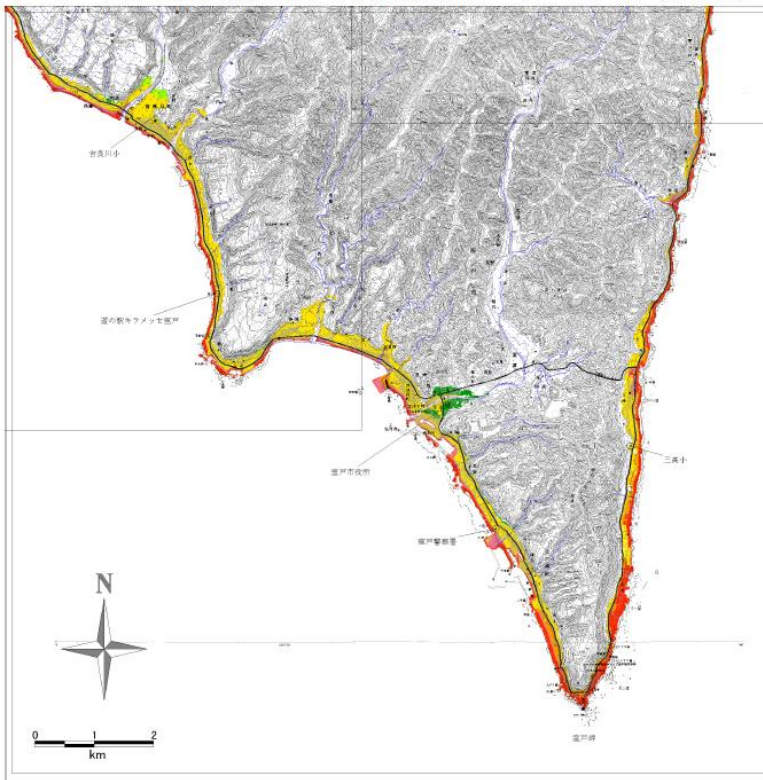
イ 津波浸水予測時間図（浸水深 30cm）

・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計

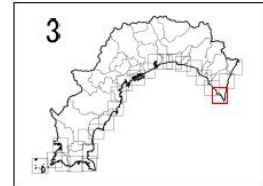
※ 津波発生後、足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深 30cm）がやってくる時間を表している。

※ 最大クラスの津波による浸水予測時間を示している。





※現在の地図は古いものが含まれています。最新の地図が発行されましたら、差し替えとなります。



【足を取られて動けなくなる高さの津波がやってくる時間が分かります】

- ・この図は足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深 30cm）がやってくる時間を示しています。
- ・津波が来る前に水が入ってくる地域もあります。お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう。
- ・ただし、揺れにより倒壊した家などで津波の方向が変わったり、道路を津波が「走る」ことで、この図で示した時間より早く到達する可能性があります。
- ・繰り返しになりますが、津波が来る可能性がある沿岸域にお住まいの方は、**動けるくらい揺れになったらすぐに避難を開始しましょう。**

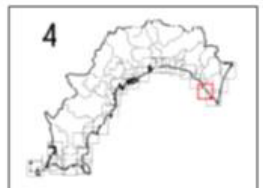
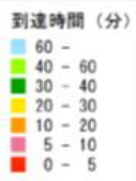
その1「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」
 その2「悪いこみは建物。想定にとられるな！」
 その3「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」

注意事項

- ・津波浸水予測時間は建物状況等によって、変化します。
- ・この図は、最大クラスの津波による浸水予測時間を重ね合わせて示しています。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で算出しています。
 - ※コンクリートで建設された堤防：堤防が全くない条件
 - ※土で築造された堤防：地震後は2.5%の高さに低下し、津波が通過すると同時に「なし」の状態になる。



※現在の地図は古いものが含まれています。最新の地図が発行されましたら、差し替えとなります。



【足を取られて動けなくなる高さの津波がやってくる時間が分かります】

- ・この図は足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深 30cm）がやってくる時間を示しています。
- ・津波が来る前に水が入ってくる地域もあります。お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう。
- ・ただし、揺れにより倒壊した家などで津波の方向が変わったり、道路を津波が「走る」ことで、この図で示した時間より早く到達する可能性があります。
- ・繰り返しになりますが、津波が来る可能性がある沿岸域にお住まいの方は、**動けるくらい揺れになったらすぐに避難を開始しましょう。**

その1「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」
 その2「悪いこみは建物。想定にとられるな！」
 その3「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」

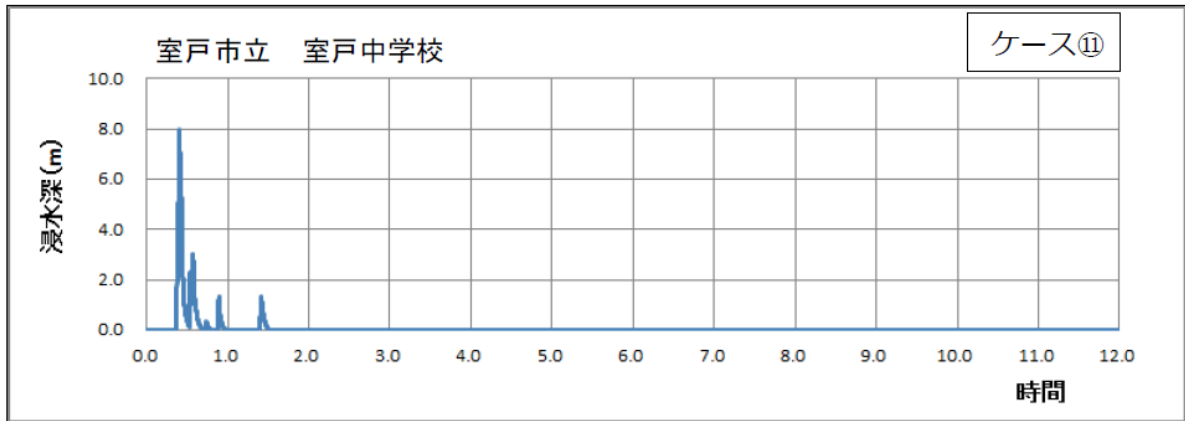
注意事項

- ・津波浸水予測時間は建物状況等によって、変化します。
- ・この図は、最大クラスの津波による浸水予測時間を重ね合わせて示しています。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で算出しています。
 - ※コンクリートで建設された堤防：堤防が全くない条件
 - ※土で築造された堤防：地震後は2.5%の高さに低下し、津波が通過すると同時に「なし」の状態になる。



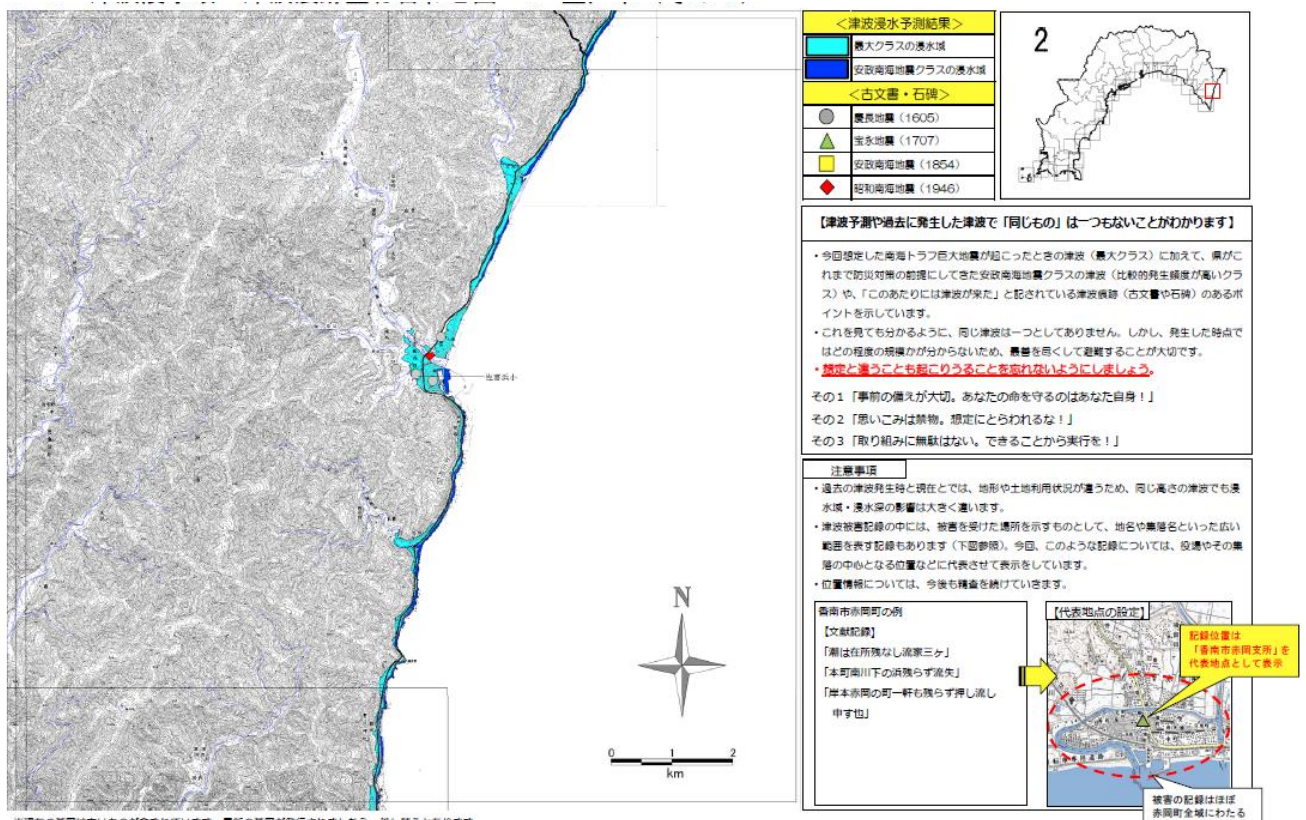
ウ 津波浸水深時間変化図

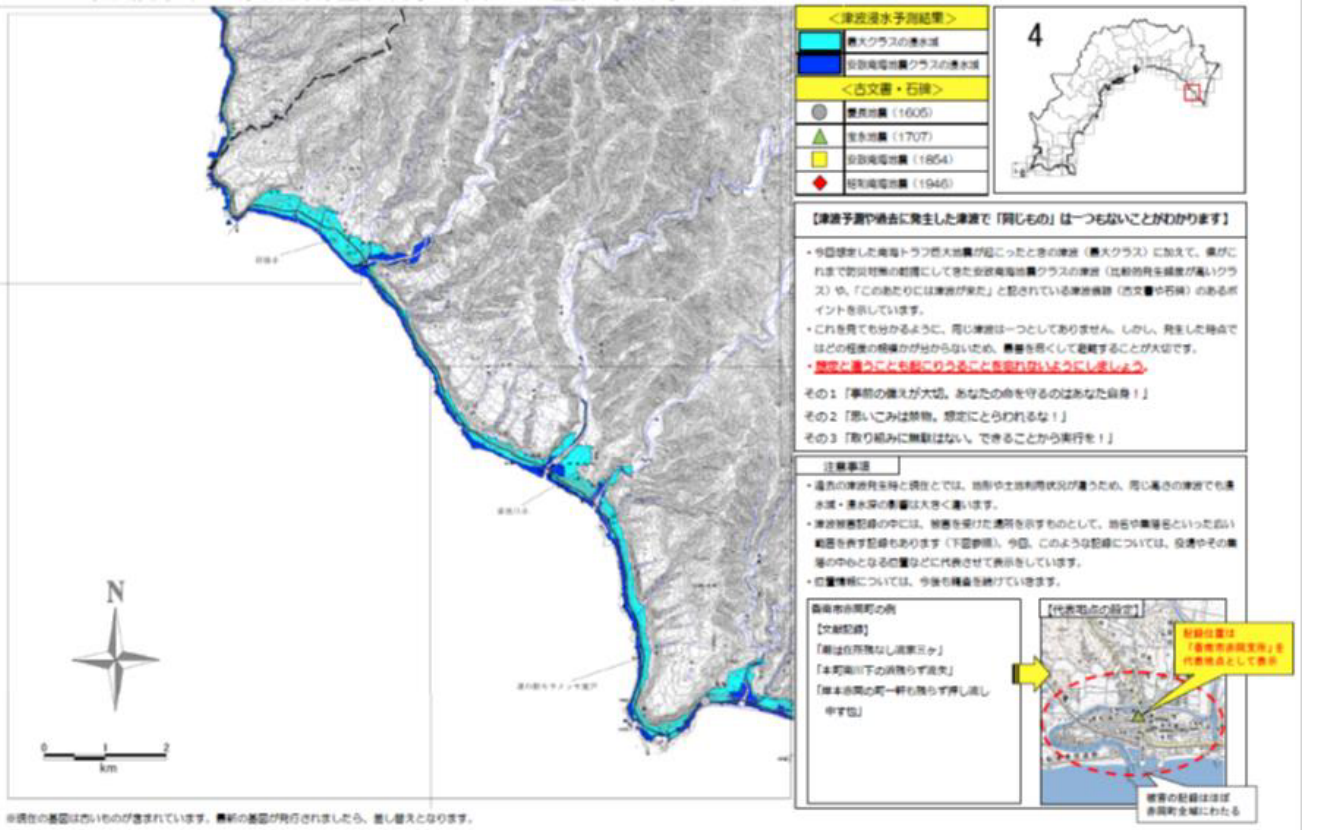
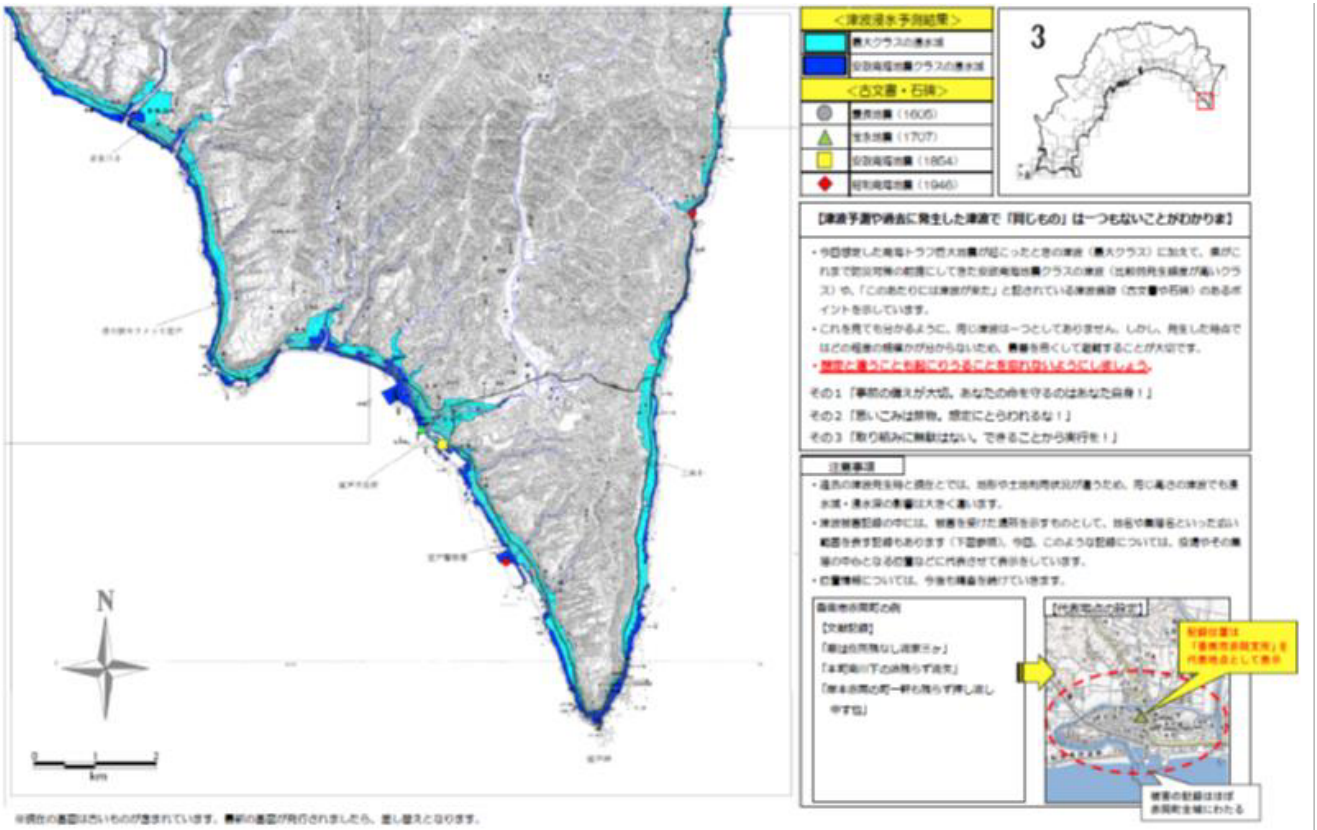
室戸中学校における津波浸水深の時間変化の想定を示している。



エ 津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図

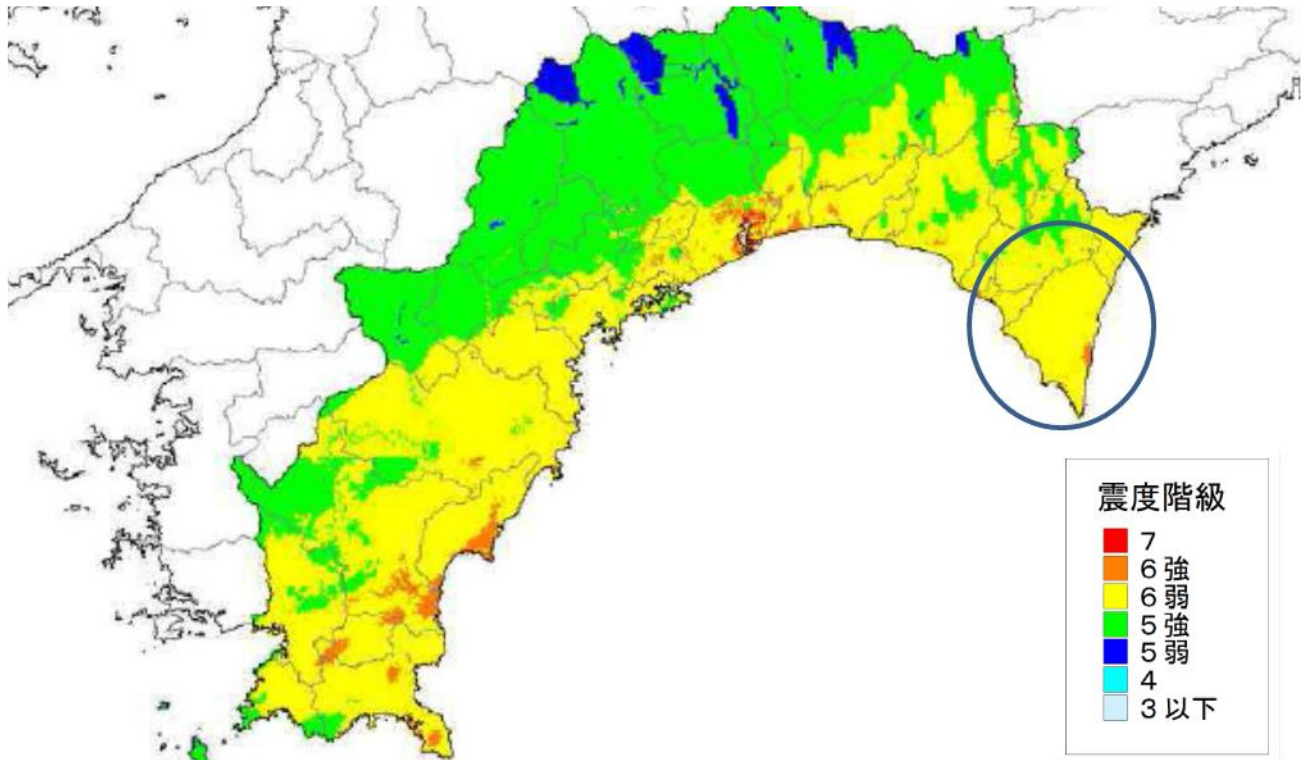
最大クラスの津波による浸水域に、発生頻度の高い一定程度の津波による浸水域を重ね合わせて表示するとともに、ボーリング調査や古文書等で津波痕跡を確認したポイントを示している。





(2) 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波(L1地震・津波)の想定結果の概要

○ 震度分布図



2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。臨時情報は、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表され、以下のキーワードを付記した4つがある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

3 消防水利

()は耐震防火水槽

区分 地区別	消火栓	防火水槽					プール	計	
		40 以上	40 未満		20 未満	小計			
		基準	基準	(外)					
佐喜浜	49	1	13	9	3	26 (0)	2	77 (0)	
室戸岬	椎名	18	2	4		1	6 (0)		24 (0)
	三津	27		4 (1)	1		5 (1)	2	32 (1)
	高岡	18	1 (1)	3 (1)	1	1	6 (2)		24 (2)
	岬	51	2	5	1	1	9 (0)	0	60 (0)
	菜生	27	2	10	2	1	15 (0)		42 (0)
	小計	141 (0)	7 (1)	26 (3)	5 (0)	3 (0)	41 (3)	0 (0)	182 (3)
室戸	室戸	152	6 (1)	21 (2)	4	4	35 (3)	3	190 (3)
	元	48	3	9 (1)	2	2	16 (1)	1	65 (1)
	小計	200 (0)	9 (1)	30 (3)	6 (0)	6 (0)	51 (4)	4 (0)	255 (4)
吉良川	115	3	13 (3)	11	1 (1)	28 (4)	2	145 (4)	
羽根	77		17 (3)	17 (1)		1	35 (4)	2	114 (3)
合計	582 (0)	20 (2)	99 (11)	48 (1)	14 (1)	181 (15)	10 (0)	773 (15)	

4 土砂災害予防

(1) 土砂災害危険渓流箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

土石流危険渓流箇所（I）

保全人家5戸以上、又は、保全人家5戸未満であっても官公署、学校、病院等のある場所に流入する渓流

渓流番号	水系名	渓流名	所在地	
			市・郡	町・村
54-001	室戸東岸	入木谷川	室戸市	入木
54-002	室戸東岸	霞ヶ谷川	室戸市	入木
62-001	室戸西岸	西坂本川	室戸市	坂本
62-002	室戸西岸	赤木谷川-2	室戸市	田の中
62-003	室戸西岸	赤木谷川-1	室戸市	上段
62-004	羽根川	素焼谷川	室戸市	里
62-005	羽根川	明所谷	室戸市	大岸
62-006	羽根川	大谷川	室戸市	大岸
62-007	室戸西岸	水汲谷川	室戸市	舟場
62-008	室戸西岸	西二又谷川	室戸市	舟場
62-009	室戸西岸	西細野谷川	室戸市	立石
62-010	室戸西岸	東細野谷川	室戸市	西灘
62-011	室戸西岸	西の川-1	室戸市	珍地
62-012	室戸西岸	中の川谷川-1	室戸市	中の川
62-013	室戸西岸	中の川谷川-2	室戸市	西灘
63-001	室戸西岸	釣の口谷川-1	室戸市	釣の口
63-002	室戸西岸	下釣の口谷川	室戸市	釣の口
63-003	室戸西岸	東の川-1	室戸市	日南
63-004	室戸西岸	東の川-2	室戸市	日南
63-005	室戸西岸	東の川-3	室戸市	日南
63-006	室戸西岸	東の川-4	室戸市	日南
63-007	室戸西岸	日南谷川	室戸市	日南
63-008	室戸西岸	弘ヶ谷川	室戸市	河内
63-009	室戸東岸	若松谷川	室戸市	鹿岡
63-010	室戸東岸	夫婦谷川	室戸市	立岩
63-011	室戸東岸	大谷先作谷川	室戸市	都呂
63-012	室戸東岸	弥ヶ谷川	室戸市	浦
63-013	佐喜浜川	天立谷川	室戸市	中里
63-014	佐喜浜川	苫阪谷川	室戸市	苫阪
63-015	佐喜浜川	小山谷川	室戸市	小山
69-001	室戸西岸	黒茂谷川	室戸市	西の宮

溪流番号	水系名	溪流名	所在地	
			市・郡	町・村
69-002	室戸西岸	西の宮谷川	室戸市	西の宮
69-003	室戸西岸	コゴの谷川	室戸市	上町
69-004	室戸西岸	コゴの谷川-2	室戸市	上町
69-005	室戸西岸	平九谷川	室戸市	傍土
69-006	室戸西岸	平九朗谷川	室戸市	傍土
69-007	室戸西岸	上立岩谷川	室戸市	傍土
69-008	室戸西岸	立岩谷川	室戸市	黒耳
69-009	室戸西岸	高僧谷川	室戸市	黒耳
69-010	室戸西岸	黒耳谷川	室戸市	黒耳
69-011	室戸西岸	浅谷川	室戸市	平尾
69-012	室戸西岸	栗の木谷川	室戸市	平尾
69-013	室戸西岸	八竹谷川	室戸市	平尾
69-014	室戸西岸	カウソ谷川	室戸市	平尾
69-015	室戸西岸	新村谷川	室戸市	新村
69-016	室戸西岸	向江谷川	室戸市	向江
69-017	室戸西岸	上向江谷川	室戸市	向江
69-018	室戸西岸	樋の谷川	室戸市	岩戸
69-019	室戸西岸	池ヶ谷川	室戸市	岩戸
69-020	室戸西岸	坊ヶ谷川	室戸市	浮津
69-021	室戸西岸	トの谷川	室戸市	浮津
69-022	室戸西岸	下旭ヶ丘谷川	室戸市	旭ヶ丘
69-023	室戸西岸	旭ヶ丘谷川-1	室戸市	西大谷
69-024	室戸西岸	旭ヶ丘谷川-2	室戸市	旭ヶ丘
69-025	室戸西岸	上大谷川	室戸市	大谷
69-026	室戸西岸	大谷谷川	室戸市	大谷
69-027	室戸西岸	上柳の内谷川	室戸市	大谷
69-028	室戸西岸	領家谷川-1	室戸市	領家
69-029	室戸西岸	夏吉谷川	室戸市	耳崎
69-030	室戸西岸	菜生谷川	室戸市	菜生
69-031	室戸西岸	ソトバ谷川	室戸市	菜生
69-032	室戸西岸	樽石谷川	室戸市	菜生
69-033	室戸西岸	水無谷川	室戸市	菜生
69-034	室戸西岸	高浜谷川	室戸市	津呂
69-035	室戸西岸	猫捨谷川	室戸市	津呂
69-036	室戸西岸	西大谷川	室戸市	津呂
69-037	室戸西岸	琴平谷川-2	室戸市	津呂

資料編

溪流番号	水系名	溪流名	所在地	
			市・郡	町・村
69-038	室戸西岸	琴平谷川-1	室戸市	津呂
69-039	室戸西岸	善導寺谷川	室戸市	津呂
69-040	室戸西岸	宮ノ谷川	室戸市	宮の前
69-041	室戸西岸	東大谷川	室戸市	津呂
69-042	室戸西岸	タブタ谷川	室戸市	津呂
69-043	室戸西岸	大杉谷川	室戸市	津呂
69-044	室戸西岸	坂本北谷川	室戸市	坂本
69-045	室戸西岸	繁晶谷川	室戸市	坂本
69-046	室戸西岸	坂本谷川	室戸市	坂本
69-047	室戸西岸	とんぼ谷川	室戸市	坂本
69-048	室戸西岸	空谷川	室戸市	坂本
69-049	室戸西岸	坂本	室戸市	坂本
69-050	室戸東岸	ミヤマエ谷川	室戸市	高岡
69-051	室戸東岸	杉ヶ谷川	室戸市	六ヶ谷
69-052	室戸東岸	六ヶ谷川-1	室戸市	六ヶ谷
69-053	室戸東岸	ヨケノ谷川	室戸市	六ヶ谷
69-054	室戸東岸	松の元谷川	室戸市	六ヶ谷
69-055	室戸東岸	三津大谷川	室戸市	三津
69-056	室戸東岸	薬師谷川	室戸市	三津
69-057	室戸東岸	ことが谷川	室戸市	三津
69-058	室戸東岸	庄屋谷川	室戸市	三津
69-059	室戸東岸	ヲソ越谷川	室戸市	三津
69-060	室戸東岸	丸山谷川	室戸市	三津丸山
69-061	室戸東岸	水尻谷川	室戸市	三津
69-062	室戸東岸	岩谷川	室戸市	三津
69-063	室戸東岸	椎名谷川	室戸市	椎名
69-064	室戸東岸	飛鳥谷川	室戸市	三津
69-065	室戸東岸	宮の谷川	室戸市	清水

土石流危険溪流箇所（Ⅱ）

保全人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する溪流

係留番号	水系名	溪流名	所在地	
			市・郡	町・村
54-201	佐喜浜川	上中尾谷川	室戸市	中尾
54-202	佐喜浜川	滝ヶ谷川	室戸市	山口
54-203	佐喜浜川	上保能母谷川	室戸市	保能母

係留番号	水系名	溪流名	所在地	
			市・郡	町・村
54-204	佐喜浜川	保能母谷川	室戸市	保能母
62-201	室戸西岸	深谷川	室戸市	坂本
62-202	室戸西岸	赤木谷川-3	室戸市	田の中
62-203	室戸西岸	東谷川	室戸市	上段
62-204	羽根川	家ヶ谷川	室戸市	黒見
62-205	羽根川	僧津谷川	室戸市	大岸
62-206	室戸西岸	唐谷川	室戸市	船場
62-207	室戸西岸	平山谷川	室戸市	平山
62-208	室戸西岸	太田谷川	室戸市	千ヶ谷
62-209	室戸西岸	立石谷川	室戸市	立石
62-210	室戸西岸	西の川-2	室戸市	脇の内
62-211	室戸西岸	西の川-3	室戸市	珍地
62-212	室戸西岸	下北谷川	室戸市	珍地
62-213	室戸西岸	中の川西公谷	室戸市	中の川・西灘
62-214	室戸西岸	後ヶ谷川	室戸市	北村
62-215	室戸西岸	鳥越谷川	室戸市	北村
62-216	室戸西岸	樋の谷川	室戸市	川長
63-201	室戸西岸	中古矢川	室戸市	古矢
63-202	室戸西岸	長者野谷川	室戸市	長者野
63-203	室戸西岸	西谷川-2	室戸市	朴ノ木
63-204	室戸西岸	西谷口谷川	室戸市	西谷口
63-205	室戸西岸	ベザシ谷川	室戸市	古矢
63-206	室戸西岸	榎木谷川	室戸市	南口
63-207	室戸西岸	堀田ヶ谷川	室戸市	日南
63-208	室戸西岸	大平谷川	室戸市	大平
63-209	室戸西岸	楠ヶ谷川	室戸市	大平
63-210	室戸西岸	日南谷川	室戸市	日南
63-211	室戸西岸	高谷川-1	室戸市	河内
63-212	室戸東岸	鶴ヶ谷川	室戸市	清水
63-213	室戸東岸	遠江谷川	室戸市	鹿岡
63-214	室戸東岸	荒神谷川	室戸市	鹿岡
63-215	室戸東岸	鹿岡谷川	室戸市	鹿岡
63-216	佐喜浜川	上立花谷川	室戸市	立花
63-217	佐喜浜川	白壁谷川-1	室戸市	白壁

資料編

係留番号	水系名	溪流名	所在地	
			市・郡	町・村
63-218	佐喜浜川	白壁谷川-2	室戸市	白壁
63-219	佐喜浜川	大山谷川	室戸市	大山
63-220	室戸東岸	ホモイ谷川	室戸市	根丸
63-221	室戸東岸	根丸谷川-2	室戸市	根丸
69-201	室戸西岸	妙見谷川	室戸市	黒耳
69-202	室戸西岸	コウボ谷川	室戸市	黒耳
69-203	室戸西岸	平尾谷川	室戸市	平尾
69-204	室戸西岸	米ヶ谷川	室戸市	脇地
69-205	室戸西岸	脇地谷川	室戸市	脇地
69-206	室戸西岸	西川	室戸市	西川
69-207	室戸西岸	高谷川-2	室戸市	奥郷
69-208	室戸西岸	上里谷川	室戸市	上里
69-209	室戸西岸	今谷川	室戸市	上里
69-210	室戸西岸	南ヶ谷川	室戸市	稲石
69-211	室戸西岸	ソウダ谷川	室戸市	長野
69-212	室戸西岸	行所谷川	室戸市	長野
69-213	室戸西岸	バレ谷川	室戸市	河内
69-214	室戸西岸	上河内谷川-2	室戸市	河内
69-215	室戸西岸	上河内谷川	室戸市	河内
69-216	室戸西岸	下河内谷川	室戸市	河内
69-217	室戸西岸	山田川	室戸市	山田
69-218	室戸東岸	シバサキ谷川	室戸市	高岡
69-219	室戸東岸	高岡谷川	室戸市	高岡
69-220	室戸東岸	下浦の谷川	室戸市	椎名

土石流危険溪流に準ずる溪流

現在、保全人家戸数0戸であるが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する溪流

溪流番号	水系名	溪流名	所在地	
			市・郡	町・村
69-501	室戸東岸	山田川-2	室戸市	山田
69-502	室戸東岸	ミヨラ谷川	室戸市	山田
69-503	室戸東岸	六ヶ谷川-2	室戸市	六ヶ谷

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

傾斜度 30° 以上、高さ 5メートル以上の急傾斜地（人工傾斜を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公庁署、学校、病院等のほか、社会福祉施設等の要配慮者関連の施設がある場合を含む。）

NO	箇所名	町村	大字	小字	NO	箇所名	町村	大字	小字
31	いるぎ入木	さきはまちよう 佐喜浜町	いりぎ入木		63	さかもと(1) 坂本(1)	むろとみさきちよう 室戸岬町	さかもと坂本	
32	やくし薬師	さきはまちよう 佐喜浜町	やくし薬師		64	さかもと(2) 坂本(2)	むろとみさきちよう 室戸岬町	さかもと坂本	
33	ねまる根丸	さきはまちよう 佐喜浜町	ねまる根丸		65	さかもと(3) 坂本(3)	むろとみさきちよう 室戸岬町	さかもと坂本	
34	おやま小山	さきはまちよう 佐喜浜町	おやま小山		66	さかもと(4) 坂本(4)	むろとみさきちよう 室戸岬町	さかもと坂本	
35	おおやま大山	さきはまちよう 佐喜浜町	おおやま大山		67	つる津呂	むろとみさきちよう 室戸岬町	つる津呂	
36	おにと鬼戸	さきはまちよう 佐喜浜町	おにと鬼戸	かみおにと上鬼戸	68	とよおか豊岡	むろとみさきちよう 室戸岬町	とよおか豊岡	
37	ふなば舟場	さきはまちよう 佐喜浜町	ふなば舟場		69	にしがみね西ヶ峰	むろとみさきちよう 室戸岬町	にしがみね西ヶ峰	
38	しろやま城山	さきはまちよう 佐喜浜町	しろやま城山		70	にしがわらまち西河原町	むろとみさきちよう 室戸岬町	にしがわらまち西河原町	
39	なかさいと中里	さきはまちよう 佐喜浜町	なかざと中里		71	たかはまひがし高浜東	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかはまひがし高浜東	
40	うら(1)浦(1)	さきはまちよう 佐喜浜町	うら浦		72	たかはま高浜	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかはま高浜	
41	うら(2)浦(2)	さきはまちよう 佐喜浜町	うら浦	イヤガタニ	73	なばえひがし菜生東	むろとみさきちよう 室戸岬町	なばえひがし菜生東	
42	つる都呂	さきはまちよう 佐喜浜町	つる都呂		74	なばえ菜生	むろとみさきちよう 室戸岬町	なばえ菜生	
43	おざき(1)尾崎(1)	さきはまちよう 佐喜浜町	おざき尾崎		75	なばえにし菜生西	むろとみさきちよう 室戸岬町	なばえにし菜生西	
44	おざき(2)尾崎(2)	さきはまちよう 佐喜浜町	おざき尾崎		76	しろとこやま城床山	むろとみさきちよう 室戸岬町	みみざき耳崎	しろとこやま城床山
45	たていわ立岩	さきはまちよう 佐喜浜町	たていわ立岩		77	くらど(1)蔵戸(1)	りょうけ領家	くらど蔵戸	
46	かぶか鹿岡	むろとみさきちよう 室戸岬町	かぶか鹿岡		78	くらど(2)蔵戸(2)	りょうけ領家	くらど蔵戸	
47	しみず清水	むろとみさきちよう 室戸岬町	しみず清水		79	くらど(3)蔵戸(3)	りょうけ領家	くらど蔵戸	
48	あすか(ひがし)飛鳥(東)	むろとみさきちよう 室戸岬町	しみず清水		80	ひがしまち東町	むろつ室津	ひがしまち東町	
49	あすか飛鳥	むろとみさきちよう 室戸岬町	あすか飛鳥		81	ひがしかわはら(1)東川原(1)	むろつ室津	ひがしかわはら東川原	
50	しいな(1)椎名(1)	むろとみさきちよう 室戸岬町	しいな椎名		82	ひがしかわはら(2)東川原(2)	むろつ室津	ひがしかわはら東川原	
51	しいな(2)椎名(2)	むろとみさきちよう 室戸岬町	しいな椎名		83	ひがしかわはら(3)東川原(3)	むろつ室津	ひがしかわはら東川原	
52	まるやまひがし丸山東	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ三津		84	やまだ(1)山田(1)	むろつ室津	やまだ山田	
53	まるやま(1)丸山(1)	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ三津		85	やまだ(2)山田(2)	むろつ室津	やまだ山田	
54	まるやま(2)丸山(2)	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ三津		86	やまだ(3)山田(3)	むろつ室津	やまだ山田	
55	みつ(1)三津(1)	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ三津		87	ながの(1)長野(1)	むろつ室津	ながの長野	
56	みつ(2)三津(2)	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ三津		88	ながの(2)長野(2)	むろつ室津	ながの長野	
57	みつ(3)三津(3)	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ三津		89	いなし稲石	むろつ室津	いなし稲石	
58	ろくがたに六ヶ谷	むろとみさきちよう 室戸岬町	ろくがたに六ヶ谷		90	さと里	むろつ室津	さと里	
59	たかおか(1)高岡(1)	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか高岡		91	はらいけ(1)原池(1)	むろつ室津	はらいけ原池	
60	たかおか(2)高岡(2)	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか高岡		92	はらいけ(2)原池(2)	むろつ室津	はらいけ原池	
61	たかおか(3)高岡(3)	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか高岡		93	ひがしおおたに東大谷	むろつ室津	ひがしおおたに東大谷	
62	たかおか(4)高岡(4)	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか高岡		94	おおたに大谷	むろつ室津	おおたに大谷	

資料編

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

NO	箇所名	町村	大字	小字
95	にしおおたに 西大谷	うきつ 浮津	にしおおたに 西大谷	
96	あさひがおか 旭ヶ丘	うきつ 浮津	あさひがおか 旭ヶ丘	
97	みやほら 宮原	うきつ 浮津	みやほら 宮原	
98	うきつ 浮津	うきつ 浮津	にばんまち 二番町	
99	ぼうがたに 坊ヶ谷	うきつ 浮津	さんばんまち 三番町	ぼうがたに 坊ヶ谷
100	にしならし 西奈良師	うきつ 浮津	にしならし 西奈良師	
101	ならし 奈良師	もと 元	ならし 奈良師	
102	いわど(1) 岩戸(1)	もと 元	いわど 岩戸	
103	いわど(2) 岩戸(2)	もと 元	いわど 岩戸	
104	うえのうち(1) 上ノ内(1)	もと 元	うえのうち 上ノ内	
105	うえのうち(2) 上ノ内(2)	もと 元	うえのうち 上ノ内	
106	おうこ 奥郷	もと 元	おうこ 奥郷	
107	むかえ 向江	もと 元	むかえ 向江	
108	わきち 脇地	もと 元	わきち 脇地	
109	ぎょうど 行当	もと 元	ぎょうど 行当	
110	しむら 新村	もと 元	しむら 新村	
111	ひらお 平尾	もと 元	ひらお 平尾	
112	ひがしくろみ 東黒耳	きらがわちよう 吉良川町	ひがしくろみ 東黒耳	
113	くろみ 黒耳	きらがわちよう 吉良川町	くろみ 黒耳	
114	ほうじ 傍士	きらがわちよう 吉良川町	ほうじ 傍士	
115	かわたけ(1) 川長(1)	きらがわちよう 吉良川町	かわたけ 川長	
116	かわたけ長(2) 川長(2)	きらがわちよう 吉良川町	かわたけ 川長	
117	かわたけ(3) 川長(3)	きらがわちよう 吉良川町	かわたけ 川長	
118	ひろの 広野	きらがわちよう 吉良川町	ひろの 広野	
119	ひなた 日南	きらがわちよう 吉良川町	ひなた 日南	
120	ほそまつ 細松	きらがわちよう 吉良川町	ほそまつ 細松	
121	おおひら(1) 大平(1)	きらがわちよう 吉良川町	おおひら 大平	
122	おおひら(2) 大平(2)	きらがわちよう 吉良川町	おおひら 大平	
123	みやのうち 宮ノ内	きらがわちよう 吉良川町	みやのうち 宮ノ内	
124	しょうげみなみ 庄毛南	きらがわちよう 吉良川町	しょうげみなみ 庄毛南	
125	きたむら 北村	きらがわちよう 吉良川町	きたむら 北村	
126	ちよおか 千代岡	きらがわちよう 吉良川町	ちよおか 千代岡	

NO	箇所名	町村	大字	小字
128	ちんじ(1) 珍地(1)	きらがわちよう 吉良川町	ちんじ 珍地	
129	ちんじ(2) 珍地(2)	きらがわちよう 吉良川町	ちんじ 珍地	
130	なかのかわ(1) 中ノ川(1)	きらがわちよう 吉良川町	なかのかわ 中ノ川	
131	なかのかわ(2) 中ノ川(2)	きらがわちよう 吉良川町	なかのかわ 中ノ川	
132	なかのかわ(3) 中ノ川(3)	きらがわちよう 吉良川町	なかのかわ 中ノ川	
133	つるのくち 釣ノ口	きらがわちよう 吉良川町	つるのくち 釣ノ口	
134	ちょうじゃの 長者野	きらがわちよう 吉良川町	ちょうじゃの 長者野	
135	にしなだ 西灘	きらがわちよう 吉良川町	にしなだ 西灘	
136	たていし(1) 立石(1)	きらがわちよう 吉良川町	たていし 立石	
137	たていし(2) 立石(2)	きらがわちよう 吉良川町	たていし 立石	
138	はね 羽根	はねちよう 羽根町	ひらやま 平山	
139	さかぐち 坂口	はねちよう 羽根町	さかぐち 坂口	
140	ふなば 船場	はねちよう 羽根町	ふなば 船場	
141	さと 里	はねちよう 羽根町	さと 里	
142	なかがみね 中峯	はねちよう 羽根町	なかがみね 中峯	
143	さんじゅうだい 三十代	はねちよう 羽根町	さんじゅうだい 三十代	
144	なかかわうち 中川内	はねちよう 羽根町	なかかわうち 中川内	
145	くろみ 黒見	はねちよう 羽根町	くろみ 黒見	
146	うえだん 上段	はねちよう 羽根町	うえだん 上段	
147	さかもと(1) 坂本(1)	はねちよう 羽根町	さかもと 坂本	
148	さかもと(2) 坂本(2)	はねちよう 羽根町	さかもと 坂本	
149	さかもと(3) 坂本(3)	はねちよう 羽根町	さかもと 坂本	

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

傾斜度 30° 以上、高さ 5メートル以上の急傾斜地（人工傾斜を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 1 戸～ 4 戸の場合

NO	箇所名	町村	大字	小字
38	ねまる1 根丸1	さきはまちよう 佐喜浜町	ねまる 根丸	
39	ねまる2 根丸2	さきはまちよう 佐喜浜町	ねまる 根丸	ほもとに 保本谷
40	ねまる3 根丸3	さきはまちよう 佐喜浜町	ねまる 根丸	ほもと 保本
41	ねまる4 根丸4	さきはまちよう 佐喜浜町	ねまる 根丸	
42	ねまる5 根丸5	さきはまちよう 佐喜浜町	ねまる 根丸	
43	おおやま1 大山1	さきはまちよう 佐喜浜町	おおやま 大山	かみおおやま 上大山
44	おおやま2 大山2	さきはまちよう 佐喜浜町	おおやま 大山	かみおおやま 上大山
45	たちばな1 立花1	さきはまちよう 佐喜浜町	たちばな 立花	
46	たちばな2 立花2	さきはまちよう 佐喜浜町	たちばな 立花	
47	しらかべ1 白壁1	さきはまちよう 佐喜浜町	しらかべ 白壁	
48	しらかべ2 白壁2	さきはまちよう 佐喜浜町	しらかべ 白壁	
49	しらかべ3 白壁3	さきはまちよう 佐喜浜町	しらかべ 白壁	
50	おそごえ 遅越	さきはまちよう 佐喜浜町	おそごえ 遅越	
51	ほのぼ1 保能母1	さきはまちよう 佐喜浜町	ほのぼ 保能母	
52	ほのぼ2 保能母2	さきはまちよう 佐喜浜町	ほのぼ 保能母	
53	なかお1 中尾1	さきはまちよう 佐喜浜町	なかお 中尾	
54	なかお2 中尾2	さきはまちよう 佐喜浜町	なかお 中尾	しもなかお 下中尾
55	なかお3 中尾3	さきはまちよう 佐喜浜町	なかお 中尾	かみなかお 上中尾
56	やまぐち1 山口1	さきはまちよう 佐喜浜町	やまぐち 山口	
57	やまぐち2 山口2	さきはまちよう 佐喜浜町	やまぐち 山口	
58	やまぐち3 山口3	さきはまちよう 佐喜浜町	やまぐち 山口	
59	やまぐち4 山口4	さきはまちよう 佐喜浜町	やまぐち 山口	
60	やまぐち5 山口5	さきはまちよう 佐喜浜町	やまぐち 山口	
61	やまぐち6 山口6	さきはまちよう 佐喜浜町	やまぐち 山口	
62	おにと 鬼戸	さきはまちよう 佐喜浜町	おにと 鬼戸	しもおにと 下鬼戸
63	ほの 保野	さきはまちよう 佐喜浜町	ほの 保野	
64	ながさこ 永佐古	さきはまちよう 佐喜浜町	ふなば 舟場	ながさこ 永佐古
65	さかぐち 坂口	さきはまちよう 佐喜浜町	さかぐち 坂口	
66	とまさか 苦阪	さきはまちよう 佐喜浜町	とまさか 苦阪	
67	つろ1 都呂1	さきはまちよう 佐喜浜町	つろ 都呂	
68	つろ2 都呂2	さきはまちよう 佐喜浜町	つろ 都呂	
69	ひうら1 日裏1	さきはまちよう 佐喜浜町	ひうら 日裏	

NO	箇所名	町村	大字	小字
70	ひうら2 日裏2	さきはまちよう 佐喜浜町	ひうら 日裏	
71	みこがみ 御子神	さきはまちよう 佐喜浜町	みこがみ 御子神	
72	たていわ 立岩	さきはまちよう 佐喜浜町	たていわ 立岩	
73	かぶか1 鹿岡1	むろとみさきちよう 室戸岬町	かぶか 鹿岡	
74	かぶか2 鹿岡2	むろとみさきちよう 室戸岬町	かぶか 鹿岡	
75	かぶか3 鹿岡3	むろとみさきちよう 室戸岬町	かぶか 鹿岡	
76	かぶか4 鹿岡4	むろとみさきちよう 室戸岬町	かぶか 鹿岡	
77	かぶか5 鹿岡5	むろとみさきちよう 室戸岬町	かぶか 鹿岡	
78	かぶか6 鹿岡6	むろとみさきちよう 室戸岬町	かぶか 鹿岡	
79	しみず 清水	むろとみさきちよう 室戸岬町	しみず 清水	
80	おおたにむら 大谷村	むろとみさきちよう 室戸岬町	しいな 椎名	おおたにむら 大谷村
81	しいな 椎名	むろとみさきちよう 室戸岬町	しいな 椎名	
82	まるやま 丸山	むろとみさきちよう 室戸岬町	まるやま 丸山	
83	まるやまにし 丸山西	むろとみさきちよう 室戸岬町	まるやま 丸山	
84	みつ1 三津1	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ 三津	
85	みつ2 三津2	むろとみさきちよう 室戸岬町	みつ 三津	
86	たかおか1 高岡1	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか 高岡	
87	たかおか2 高岡2	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか 高岡	
88	たかおか3 高岡3	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか 高岡	
89	たかおか4 高岡4	むろとみさきちよう 室戸岬町	たかおか 高岡	
90	くろど1 蔵戸1	りょうけ 領家	くろど 蔵戸	
91	くろど2 蔵戸2	りょうけ 領家	くろど 蔵戸	
92	くろど3 蔵戸3	りょうけ 領家	くろど 蔵戸	
93	くろど4 蔵戸4	りょうけ 領家	くろど 蔵戸	
94	やまだ 山田	むろつ 室津	やまだ 山田	
95	いなし 稲石	むろつ 室津	いなし 稲石	
96	おくおおくほ1 奥大久保1	むろつ 室津	おくおおくほ 奥大久保	
97	おくおおくほ2 奥大久保2	むろつ 室津	おくおおくほ 奥大久保	
98	おくおおくほ3 奥大久保3	むろつ 室津	おくおおくほ 奥大久保	
99	おおくほ 大久保	むろつ 室津	おおくほ 大久保	
100	こじゅうれん 小十連	むろつ 室津	こじゅうれん 小十連	
101	かわち1 河内1	むろつ 室津	かわち 河内	

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

NO	箇所名	町村	大字	小字	NO	箇所名	町村	大字	小字
102	かわち2 河内2	むろつ 室津	かわち 河内		134	にしろみ3 西黒耳3	きらがわちよう 吉良川町	にしろみ 西黒耳	
103	かわち3 河内3	むろつ 室津	かわち 河内		135	くろみ 黒耳	きらがわちよう 吉良川町	くろみ 黒耳	
104	かわち4 河内4	むろつ 室津	かわち 河内		136	かわたけ 川長	きらがわちよう 吉良川町	かわたけ 川長	
105	かわち5 河内5	むろつ 室津	かわち 河内		137	おおひら1 大平1	きらがわちよう 吉良川町	おおひら 大平	
106	かわち6 河内6	むろつ 室津	かわち 河内		138	おおひら2 大平2	きらがわちよう 吉良川町	おおひら 大平	
107	かわち7 河内7	むろつ 室津	かわち 河内		139	きたむら 北村	きらがわちよう 吉良川町	きたむら 北村	
108	かわち8 河内8	むろつ 室津	かわち 河内		140	おくきたむら 奥北村	きらがわちよう 吉良川町	おくきたむら 奥北村	
109	かわち9 河内9	むろつ 室津	かわち 河内		141	ふるや1 古矢1	きらがわちよう 吉良川町	ふるや 古矢	
110	かわち10 河内10	むろつ 室津	かわち 河内		142	ふるや2 古矢2	きらがわちよう 吉良川町	ふるや 古矢	
111	かわち11 河内11	むろつ 室津	かわち 河内	にしのだに 西ノ谷	143	ふるや3 古矢3	きらがわちよう 吉良川町	ふるや 古矢	
112	かわち12 河内12	むろつ 室津	かわち 河内		144	にしたにくち1 西谷口1	きらがわちよう 吉良川町	にしたにくち 西谷口	
113	かわち13 河内13	むろつ 室津	かわち 河内		145	にしたにくち2 西谷口2	きらがわちよう 吉良川町	にしたにくち 西谷口	
114	かわち14 河内14	むろつ 室津	かわち 河内		146	にしたにくち3 西谷口3	きらがわちよう 吉良川町	にしたにくち 西谷口	
115	かみざと 上里	むろつ 室津	かみざと 上里		147	にしたにくち4 西谷口4	きらがわちよう 吉良川町	にしたにくち 西谷口	
116	おおたに1 大谷1	むろつ 室津	おおたに 大谷		148	じしんつぶれ 地震漬	きらがわちよう 吉良川町	じしんつぶれ 地震漬	
117	おおたに2 大谷2	むろつ 室津	おおたに 大谷		149	はたごや 畑古矢	きらがわちよう 吉良川町	はたごや 畑古矢	
118	いわど 岩戸	もと 元	いわど 岩戸		150	ちんじ 珍地	きらがわちよう 吉良川町	ちんじ 珍地	
119	うえのうち1 上ノ内1	もと 元	うえのうち 上ノ内		151	わきのうち 脇ノ内	きらがわちよう 吉良川町	わきのうち 脇ノ内	
120	うえのうち2 上ノ内2	もと 元	うえのうち 上ノ内		152	わきのうちまえ 脇ノ内前	きらがわちよう 吉良川町	わきのうち 脇ノ内	わきのうちまえ 脇ノ内前
121	うえのうち3 上ノ内3	もと 元	うえのうち 上ノ内		153	にしたに1 西谷1	きらがわちよう 吉良川町	にしたに 西谷	
122	うえのうち4 上ノ内4	もと 元	うえのうち 上ノ内		154	にしたに2 西谷2	きらがわちよう 吉良川町	にしたに 西谷	
123	うえのうち5 上ノ内5	もと 元	うえのうち 上ノ内		155	にしのみや1 西ノ宮1	きらがわちよう 吉良川町	にしのみや 西ノ宮	
124	うえのうち6 上ノ内6	もと 元	うえのうち 上ノ内		156	にしのみや2 西ノ宮2	きらがわちよう 吉良川町	にしのみや 西ノ宮	
125	おくうえのうち 奥上ノ内	もと 元	おくうえのうち 奥上ノ内		157	たていし 立石	きらがわちよう 吉良川町	たていし 立石	
126	ひがしかわ 東川	もと 元	ひがしかわ 東川		158	にしち 西地	きらがわちよう 吉良川町	にしち 西地	
127	にしかわ1 西川1	もと 元	にしかわ 西川		159	おおた 太田	はねちよう 羽根町	おおた 太田	
128	にしかわ2 西川2	もと 元	にしかわ 西川		160	せんがたに1 千ヶ谷1	はねちよう 羽根町	おおた 太田	せんがたに 千ヶ谷
129	おうこ 奥郷	もと 元	おうこ 奥郷		161	せんがたに2 千ヶ谷2	はねちよう 羽根町	おおた 太田	せんがたに 千ヶ谷
130	ぎょうど 行当	もと 元	ぎょうど 行当		162	ひらやま 平山	はねちよう 羽根町	ひらやま 平山	
131	ひがしろみ 東黒耳	きらがわちよう 吉良川町	ひがしろみ 東黒耳		163	なかお 中尾	はねちよう 羽根町	なかお 中尾	
132	にしろみ1 西黒耳1	きらがわちよう 吉良川町	にしろみ 西黒耳		164	はげやま 栞山	はねちよう 羽根町	はげやま 栞山	
133	にしろみ2 西黒耳2	きらがわちよう 吉良川町	にしろみ 西黒耳		165	ソウズ1	はねちよう 羽根町	ソウズ	

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

NO	箇所名	町村	大字	小字
166	ソウズ2	はねちよう 羽根町	ソウズ	
167	おおぎし1 大岸1	はねちよう 羽根町	おおぎし 大岸	
168	おおぎし2 大岸2	はねちよう 羽根町	おおぎし 大岸	
169	おおぎし3 大岸3	はねちよう 羽根町	おおぎし 大岸	
170	コゴ	はねちよう 羽根町	さんじゅうだい 三十代	コゴ
171	ふゆせい 冬生	はねちよう 羽根町	ふゆせい 冬生	
172	したくろみ 下黒見	はねちよう 羽根町	したくろみ 下黒見	
173	きたおい 北生	はねちよう 羽根町	きたおい 北生	
174	なかやま 中山	はねちよう 羽根町	なかやま 中山	
175	さかもと 坂本	はねちよう 羽根町	さかもと 坂本	
176	にしおおに 西大谷	うきつ 浮津	にしおおたに 西大谷	

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面

傾斜度 30° 以上、高さ5メートル以上の急傾斜地（人工傾斜を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家がない場合で今後住宅等の新築の可能性があると考えられる箇所

NO	箇所名	町村	大字	小字
3	ねまる 根丸	さきはまちよう 佐喜浜町	ねまる 根丸	
4	つろ 都呂	さきはまちよう 佐喜浜町	つろ 都呂	
5	やまだ 山田	むろつ 室津	やまだ 山田	
6	くろど1 蔵戸1	りょうけ 領家	くろど 蔵戸	
7	くろど2 蔵戸2	りょうけ 領家	くろど 蔵戸	
8	ひがしかわはら 東川原	むろつ 室津	ひがしかわはら 東川原	

資料編

(2) ため池一覧表

室戸市ため池一覧表

番号	名称	貯水量(m ³)	堤高(m)	受益面積(ha)
1	法師1号	16,500	12.7	5.5
2	法師2号	11,000	10.3	3.0
3	悪坂池	5,000	8.8	5.5
4	長野1号	2,000	9.9	5.5
5	長野2号	7,000	7.7	5.5
6	宮の谷池	2,800	6.0	0.5
7	黒茂谷池	11,000	11.0	5.5
8	崎山1号	10,000	12.2	5.0
9	不動1号	27,800	11.3	3.7
10	不動2号	15,000	11.3	4.5
11	不動3号	14,000	14.9	15.2
12	不動4号	10,000	8.4	4.5
13	細野池	6,000	6.4	4.0
14	磯原池	11,000	13.1	3.9
15	北島池	2,000	8.0	3.7
16	下栢山	1,500	6.9	1.7
17	甚太ヶ鼻池	1,000	12.5	2.7
18	新畑2号	3,000	9.9	3.7
19	新畑1号	2,000	5.7	3.7
20	太田池	8,400	5.3	3.6
21	小谷池	3,600	4.3	3.3
22	キヤマ2号	3,000	10.7	3.0
23	キヤマ1号	1,500	5.2	1.8
24	中尾上池	6,000	6.1	3.0
25	炭焼谷2号	4,000	9.5	1.0
26	炭焼谷1号	3,600	6.7	1.0
27	炭焼谷3号	1,000	6.6	1.2
28	北浦谷	2,900	10.5	3.0
29	中畝池	3,000	3.9	2.8
30	妙見山	10,000	14.7	2.8
31	長池	5,000	13.9	2.7
32	北栢山	4,000	4.0	2.7

番号	名称	貯水量(m ³)	堤高(m)	受益面積(ha)
33	平山3号	20,000	11.8	2.7
34	牛飼野1号	9,000	5.3	2.6
35	滝本池	1,000	4.7	2.0
36	山内1号	1,500	8.4	2.0
37	山内2号	2,000	10.3	2.0
38	寅屋畑池	1,200	2.5	2.0
39	ショウブ谷	2,000	5.0	2.6
40	中尾下池	4,000	4.2	2.5
41	下の谷池	5,000	8.2	2.5
42	浅田池	7,000	15.8	2.5
43	牛飼野2号	2,000	6.3	2.4
44	根丸池	1,000	2.8	1.2
45	長谷池	5,200	4.0	3.0
46	築池	5,000	6.2	1.0
47	下司池	1,500	3.0	0.8
48	崎山2号	3,000	6.1	0.7
49	平山2号	2,400	6.4	0.7
50	馬路池	2,000	5.1	0.5
51	岩貞池	2,400	3.0	0.5
52	岩戸池	2,000	3.0	0.6
53	上中山池	160	3.0	0.6
54	平山1号	1,930	2.3	0.5
55	下中山池	1,260	3.0	0.5
56	田の中池	90	3.5	0.4
57	アンド池	30	1.0	0.3
58	西山ダム	56,000	27.2	141

資料編

5 避難所

(1) 指定避難所

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電 気	水 道	ガ ス			水 害	土砂 災害	地 震	津 波
1	佐喜浜防災コミュニティセンター	佐喜浜町 1334-2	27-2069	14.5	○	○	○	18人	57㎡	○		○	○
2	佐喜浜保育所	佐喜浜町 1336-3	27-2844	15.1	○	○	○	96人	305㎡	○		○	○
3	佐喜浜小学校	佐喜浜町 1700	27-2810	9.0	○	○	×	432人	1,306㎡	○	○	○	
4	佐喜浜中学校	佐喜浜町 3848	24-4100	9.2	○	○	×	232人	709㎡	○	○	○	
5	佐喜浜生活改善センター	佐喜浜町 1694-1	27-3129	8.6	○	○	○	157人	478㎡	○	○	○	
6	佐喜浜市民館	佐喜浜町 4921-18 地先	27-2803	6.5	○	○	○	161人	483㎡	○		○	
7	三津防災コミュニティセンター	室戸岬町 1823	23-1201	13.4	○	○	○	17人	51㎡	○	○	○	○
8	椎名集落活動センター	室戸岬町 533-2	98-7020	11.5	○	○	○	36人	109.2㎡	○		○	
9	室戸市中央公園相撲場	室戸岬町 6811	24-2882	64.1	○	○	○	36人	112㎡	○	○	○	○
10	県立室戸体育館	室戸岬町 6811	22-2988	90.0	○	○	×	488人	1,469㎡	○	○	○	○
11	室戸高等学校	室津 221	22-1155	25.1	○	○	×	1,604人	4,870㎡				
12	大谷市民館	浮津 227	22-0819	13.0	○	○	○	90人	276㎡	○	○	○	○
13	大谷老人憩いの家	浮津 227	—	13.0	○	○	○	24人	75㎡	○	○		○
14	大谷保育所	浮津 149-1	22-2260	19.3	○	○	○	90人	272㎡	○	○	○	○
15	大谷第二教育集会所	室津 2198-7	—	12.8	×	×	×	20人	60㎡	○	○	○	○
16	室戸勤労者体育センター	室津 2186-1	22-1181	11.6	○	○	○	230人	690㎡	○		○	○
17	元防災コミュニティセンター	元甲 1679-1、1680- 1	22-3684	17.7	○	○	○	18人	54㎡	○		○	○
18	国立室戸青少年自然の家	元乙 1721	23-2313	274.0	○	○	○	453人	1,358㎡				
19	世界ジオパークセンター	室戸岬町 1810-2	22-5161	8.5	○	○	○	182人	546㎡	○		○	
20	(旧)三高小学校	室戸岬町 2953	—	10.6	○	○	×	232人	710㎡	○		○	
21	高岡コミュニティセンター	室戸岬町 3631-1	23-0649	13.0	○	○	○	16人	48㎡	○		○	○
22	アクアファーム	室戸岬町 3507-1	24-2822	9.5	○	○	×	33人	100㎡	○		○	
23	シレストむろと	室戸岬町 3795-1	22-6610	8.1	○	○	○	100人	300㎡	○	○	○	
24	(旧)室戸岬小学校	室戸岬町 4414-1		11.9	×	×	×	460人	1,402㎡	○		○	
25	室戸岬公民館	室戸岬町 5390-1	22-0439	7.2	○	○	○	352人	1,055㎡	○		○	
26	菜生市民館	室戸岬町 5775	22-2370	7.3	○	○	○	77人	236㎡				
27	菜生老人憩いの家	室戸岬町 5816	—	6.1	○	○	×	16人	52㎡				
28	室戸小学校	浮津 115	22-0888	9.4	○	○	×	713人	2,172㎡	○	○	○	

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電 気	水 道	ガ ス			水 害	土砂 災害	地 震	津 波
29	室戸市保健福祉センター	領家 87	22-3100	9.6	○	○	○	98人	306㎡	○	○	○	
30	元小学校	元甲 1854	22-0471	13.3	○	○	×	309人	928㎡	○		○	
31	行当市民館	元甲 2196	22-1149	12.6	○	○	○	63人	196㎡				
32	行当老人憩の家	元甲 2183-24	—	12.6	○	○	○	14人	44㎡				
33	行当教育集会所	元甲 2183-1	—	12.6	○	○	×	48人	145㎡				
34	キラメッセ室戸	吉良川町丙 890-11	25-3500 (食遊) 25-3377 (鯨館) 25-2918 (楽市)	9.3	○	○	○	100人	300㎡	○	○	○	
35	吉良川小学校	吉良川町甲 2771	25-2021	15.4	○	○	×	434人	1,315㎡	○	○	○	○
36	吉良川公民館	吉良川町甲 2393	25-2002	15.0	○	○	○	182人	549㎡	○	○		○
37	吉良川防災コミュニティセンター	吉良川町甲 2744-1	25-2014	15.4	○	○	○	22人	68㎡	○	○	○	○
38	吉良川第一保育所	吉良川町甲 3039	25-2239		○	○	○	74人	223㎡	○		○	○
39	吉良川中学校	吉良川町乙 2000	24-5100	9.9	○	○	×	390人	1,180㎡	○	○	○	
40	吉良川市民館	吉良川町乙 5429	25-2300	9.7	○	○	○	54人	168㎡	○		○	
41	西灘老人憩の家	吉良川町乙 3157	—	10.8	○	○	○	14人	44㎡				
42	羽根中学校	羽根町乙 774	24-6000	37.6	○	○	×	322人	978㎡	○	○	○	○
43	上段教育集会所	羽根町乙 2760	—	30.0	○	○	×	61人	187㎡	○	○	○	○
44	上段老人憩いの家	羽根町乙 2755	—	30.0	○	○	×	14人	44㎡	○	○	○	○
45	中川内小・中学校	羽根町甲 1993-1	24-6001	78.4	○	○	×	203人	619㎡	○	○	○	○
46	羽根小学校	羽根町乙 3793-3	26-1802	6.9	○	○	×	407人	1,222㎡	○	○	○	
47	羽根公民館	羽根町乙 1237	26-1823	6.8	○	○	○	137人	417㎡	○	○	○	
48	羽根市民館	羽根町乙 3021-18 地先	26-1813	7.2	○	○	○	122人	368㎡	○	○	○	
49	羽根児童館	羽根町乙 3021-18 地先	26-1194	7.2	○	○	×	34人	104㎡	○	○	○	

(2) 指定緊急避難場所

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電 気	水 道	ガ ス			水 害	土砂 災害	地 震	津 波
1	佐喜浜防災コミュニティセンター	佐喜浜町 1334-2	27-2069	14.5	○	○	○	18人	57㎡	○		○	○
2	佐喜浜保育所	佐喜浜町 1336-3	27-2844	15.1	○	○	○	96人	305㎡	○		○	○
3	佐喜浜小学校	佐喜浜町 1700	27-2810	9.0	○	○	×	432人	1,306㎡	○	○	○	
4	佐喜浜中学校	佐喜浜町 3848	24-4100	9.2	○	○	×	232人	709㎡	○	○	○	

資料編

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電気	水道	ガス			水害	土砂 災害	地震	津波
5	佐喜浜生活改善センター	佐喜浜町 1694-1	27-3129	8.6	○	○	○	157人	478㎡	○	○	○	
6	佐喜浜市民館	佐喜浜町 4921-18 地先	27-2803	6.5	○	○	○	161人	483㎡	○		○	
7	三津防災コミュニティセンター	室戸岬町 1823	23-1201	13.4	○	○	○	17人	51㎡	○	○	○	○
8	椎名集落活動センター	室戸岬町 533-2	98-7020	11.5	○	○	○	36人	109.2㎡	○		○	
9	室戸市中央公園相撲場	室戸岬町 6811	24-2882	64.1	○	○	○	36人	112㎡	○	○	○	○
10	県立室戸体育館	室戸岬町 6811	22-2988	90.0	○	○	×	488人	1,469㎡	○	○	○	○
11	室戸高等学校	室津 221	22-1155	25.1	○	○	×	1,604人	4,870㎡				
12	大谷市民館	浮津 227	22-0819	13.0	○	○	○	90人	276㎡	○	○	○	○
13	大谷老人憩いの家	浮津 227	—	13.0	○	○	○	24人	75㎡	○	○		○
14	大谷保育所	浮津 149-1	22-2260	19.3	○	○	○	90人	272㎡	○	○	○	○
15	大谷第二教育集会所	室津 2198-7	—	12.8	×	×	×	20人	60㎡	○	○	○	○
16	室戸勤労者体育センター	室津 2186-1	22-1181	11.6	○	○	○	230人	690㎡	○		○	○
17	元防災コミュニティセンター	元甲 1679-1、1680-1	22-3684	17.7	○	○	○	18人	54㎡	○		○	○
18	国立室戸青少年自然の家	元乙 1721	23-2313	274.0	○	○	○	453人	1,358㎡				
19	世界ジオパークセンター	室戸岬町 1810-2	22-5161	8.5	○	○	○	182人	546㎡	○		○	
20	(旧) 三高小学校	室戸岬町 2953	23-0515	10.6	○	○	×	232人	710㎡	○		○	
21	高岡防災コミュニティセンター	室戸岬町 3631-11	23-0649	13.0	○	○	○	16人	48㎡	○		○	○
22	アクアファーム	室戸岬町 3507-1	24-2822	9.5	○	○	×	33人	100㎡	○		○	
23	シレストむろと	室戸岬町 3795-1	22-6610	8.1	○	○	○	100人	300㎡	○	○	○	
24	(旧) 室戸岬小学校	室戸岬町 4414-1	—	11.9	×	×	×	460人	1,402㎡	○		○	
25	室戸岬公民館	室戸岬町 5390-1	22-0439	7.2	○	○	○	352人	1,055㎡	○		○	
26	菜生市民館	室戸岬町 5775	22-2370	7.3	○	○	○	77人	236㎡				
27	菜生老人憩いの家	室戸岬町 5816	—	6.1	○	○	×	16人	52㎡				
28	室戸小学校	浮津 115	22-0888	9.4	○	○	×	713人	2,172㎡	○	○	○	
29	室戸市保健福祉センター	領家 87	22-3100	9.6	○	○	○	98人	306㎡	○	○	○	
30	元小学校	元甲 1854	22-0471	13.3	○	○	×	309人	928㎡	○		○	
31	行当市民館	元甲 2196	22-1149	12.6	○	○	○	63人	196㎡				
32	行当老人憩いの家	元甲 2183-24	—	12.6	○	○	○	14人	44㎡				
33	行当教育集会所	元甲 2183-1	—	12.6	○	○	×	48人	145㎡				

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電 気	水 道	ガ ス			水 害	土 砂 災 害	地 震	津 波
34	キラメッセ室戸	吉良川町丙 890-11	25-3500 (食遊) 25-3377 (鯨館) 25-2918 (樂市)	9.3	○	○	○	100人	300㎡	○	○	○	
35	吉良川小学校	吉良川町甲 2771	25-2021	15.4	○	○	×	434人	1,315㎡	○	○	○	○
36	吉良川公民館	吉良川町甲 2393	25-2002	15.0	○	○	○	182人	549㎡	○	○		○
37	吉良川防災コミュニティセンター	吉良川町甲 2744-1	25-2014	15.4	○	○	○	22人	68㎡	○	○	○	○
38	吉良川第一保育所	吉良川町甲 3039	25-2239		○	○	○	74人	223㎡	○		○	○
39	吉良川中学校	吉良川町乙 2000	24-5100	9.9	○	○	×	390人	1,180㎡	○	○	○	
40	吉良川市民館	吉良川町乙 5429	25-2300	9.7	○	○	○	54人	168㎡	○		○	
41	西灘老人憩いの家	吉良川町乙 3157	—	10.8	○	○	○	14人	44㎡				
42	羽根中学校	羽根町乙 774	24-6000	37.6	○	○	×	322人	978㎡	○	○	○	○
43	上段教育集会所	羽根町乙 2760	-	30.0	○	○	×	61人	187㎡	○	○	○	○
44	上段老人憩いの家	羽根町乙 2755	—	30.0	○	○	×	14人	44㎡	○	○	○	○
45	中川内小・中学校	羽根町甲 1993-1	24-6001	78.4	○	○	×	203人	619㎡	○	○	○	○
46	羽根小学校	羽根町乙 3793-3	26-1802	6.9	○	○	×	407人	1,222㎡	○	○	○	
47	羽根公民館	羽根町乙 1237	26-1823	6.8	○	○	○	137人	417㎡	○	○	○	
48	羽根市民館	羽根町乙 3021-18 地先	26-1813	7.2	○	○	○	122人	368㎡	○	○	○	
49	羽根児童館	羽根町乙 3021-18 地先	26-1194	7.2	○	○	×	34人	104㎡	○	○	○	
50	神の前公園	傾家 80	—	10.6	×	○	×	3,994人	11,983㎡	○	○	○	○
51	室戸市中央公園	室戸岬町 6811	—	64.1	×	○	×	10,000人	30,000㎡	○	○	○	○

資料編

(3) 指定緊急避難場所 津波避難タワー

番号	タワー名	所在地	収容人数
1	佐喜浜町都呂津波避難シェルター	佐喜浜町 1007	71 人
2	羽根町坂本津波避難タワー	羽根町乙 3209 番地 88	120 人
3	羽根町戎町津波避難タワー	羽根町乙 1223 番地 他	110 人
4	吉良川西町津波避難タワー	吉良川町字西松原甲 2799、2801-1	100 人
5	岩戸津波避難タワー	元甲 207 番地 2	130 人
6	脇地津波避難タワー	元甲 2308 番地 1	80 人
7	浮津西町津波避難タワー	浮津二番町 167 番地	140 人
8	室津東町津波避難タワー	室津東町 2513 番 1、2513 番 2	150 人
9	室戸岬中町津波避難タワー	室戸岬町 4740 番地 1	120 人
10	佐喜浜町浦津波避難タワー	佐喜浜町 1565 番地 他	120 人
11	室戸岬町菜生津波避難タワー	室戸岬町 5762 番地 1 他	100 人
12	吉良川町西灘津波避難タワー	計画中	

(4) 福祉避難所

番号	避難所名	所在地	電話番号	ライフライン			収容 可能 人数	受入対象			
				電気	水道	ガス		身体 障害	乳 幼児	精 神 障 害 者	要 介 護 者
1	むろと保育園	室津 2937-1	22-0587	○	○	○	30 人		○		
2	障害者支援施設 むろと・はまゆう園	室津 928-1	23-1138	○	○	○	10 人	○		○	○
3	介護老人保健施設 あさひ	領家 1-1	22-2200	○	○	○	30 人	○		○	○
4	室戸市デイサービスセンター	領家 87	23-2301	○	○	○	5 人	○		○	○
5	元保育所	元甲 1680-2	22-0870	○	○	○	30 人		○		

6 医療関係機関

(1) 病院・診療所

医療機関	所在地	診療科目	開設者	TEL	入院設備の有無
やまもと病院	羽根町乙 1392	精・神・内・心療内科	山本美佳子	26-1810	○
室戸中央病院	室津 2273	内・小・消・外・眼・耳・泌・呼・リハビリ	(医)愛生会	23-3311	○
佐喜浜診療所	佐喜浜町 1641-1	内	船戸豊彦	27-2841	
松本医院	吉良川町甲 2263	内・外・理・リハビリ	(医)裕香会	25-3455	
むろとぴあ医院	浮津 60-1	外・内・整・消・リハビリ・麻酔・小	(医)若水会	23-3993	
高知高須病院 室戸クリニック	室津 1	循	(医)尚賢会	24-2511	
むろとはまゆう 園医務室	室津 948-8	内・精	社会福祉法人 室戸はまゆう 園	23-1138	
室戸市立 室戸岬診療所	室戸岬町 5368-3	内	室戸市長	23-3610	

(2) 歯科

医療機関	所在地	診療科目	開設者	TEL	備考
岩崎歯科医院	室戸岬町 6810-113	歯科	岩崎博文	23-1052	
村戸歯科診療所	吉良川町甲 2789	〃	村戸滋	25-2101	
有光歯科医院	浮津 470	〃	有光慶祐	22-1200	
山下歯科医院	羽根町乙 1271-1	〃	山下雅資	26-1200	
浮津松本歯科 クリニック	浮津 2 番町 124	〃	(医)松本会	23-1338	
松本歯科診療所	吉良川町甲 2826	〃	松本啓司	25-2055	

資料編

(3) 薬剤

薬局名	業務の種類	開設者	所在地	TEL	備考
タキ薬局	〃	瀧本民	浮津二番町 44-1	23-2535	
山川ライオン堂薬局	〃	(有)山川ライオン堂薬局	浮津 364-1	23-1316	
らいおん堂薬局 室戸店	〃	(有)山川ライオン堂薬局	浮津 48-4	23-1066	
ライオン堂薬局 吉良川店	〃	(有)山川ライオン堂薬局	吉良川町甲 3947-109	25-3578	
ドラッグセイムス 室戸店	〃	(株)セイムス	浮津 12-3	27-2990	
ツルハドラッグ 室戸店	〃	(株)ツルハ	室津 1798	23-1268	

7 被害の調査報告

(1) 被害調査報告等の様式

別表1 被害調査票

被害調査(個)票

地区名		調査番号		年		月		日		現在					
				調査員氏名											
世帯主 又は 事業所名				被災地 (住所)											
職業		年齢		事業所 の場合	事業 内容			従業員数		人					
被害状況				家族の氏名		続柄	年齢	職業(勤務先)又は 学校名・学年							
人的 被害	死者	行方不明	重傷	軽傷											
	人	人	人	人											
建物 被害	種類	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家													
	棟数	棟	床面積	m ²											
	被害 区分	<input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 流失													
		<input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊													
浸水 状況	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 1~49cm														
	<input type="checkbox"/> 50~99cm														
	<input type="checkbox"/> 100cm以上														
		<input type="checkbox"/> 床上浸水				家族構成									
		<input type="checkbox"/> 床下浸水				大人		中学		小学		幼児		合計	
		<input type="checkbox"/> 滞水時間				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
		時 分~ 時 分													
生活状況															

※ 以下、記入の必要なし

課税 状況	<input type="checkbox"/> 非課税	資金 活用 状況	<input type="checkbox"/> 災害公営住宅	救助 法適 用状 況	応急仮設住宅
	<input type="checkbox"/> 均等割		<input type="checkbox"/> 住宅金融公庫		住宅応急修理
	<input type="checkbox"/> 所得割		<input type="checkbox"/> 世帯更生資金		障害物除去
			<input type="checkbox"/> 自作農・漁業資金		
			<input type="checkbox"/> 親戚等からの援助		
			<input type="checkbox"/> 自己資金		
			<input type="checkbox"/> その他		

資料編

別表2 被害状況報告

(整理番号：) ※総務班で記入

報告機関				受信時間			
報告者				受信者名			
内容							
発生	日時	R 年 月 日 () AM・PM 時 分					
	場所						
	原因						
被害区分		家屋 ・ 非住家 ・ 浸水 ・ 火災					
		道路 ・ 橋りょう ・ 河川 ・ がけ崩れ					
		水道 ・ 電気 ・ 通信 ・ 船舶					
		公共施設 ・ その他 ()					
人的被害	死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷 人			軽傷 人		
建物被害	全壊(焼)	棟	世帯		人		
	半壊(焼)	棟	世帯		人		
	一部損壊	棟	世帯		人		
	床上浸水	棟	世帯		人		
	床下浸水	棟	世帯		人		
その他							
処理経過：							

(2) 被害認定基準

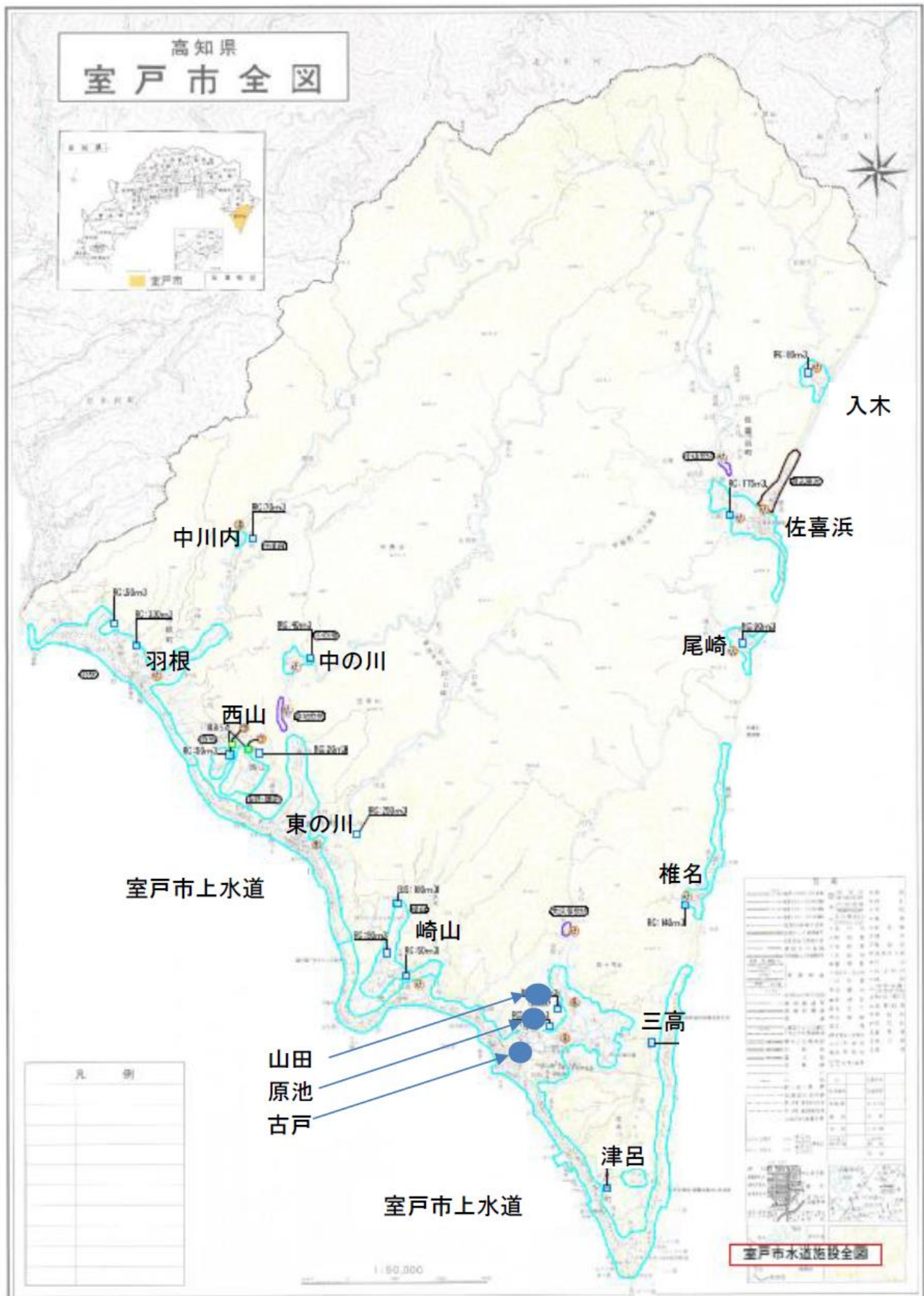
被害区分		説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者とする。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治癒できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のもは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

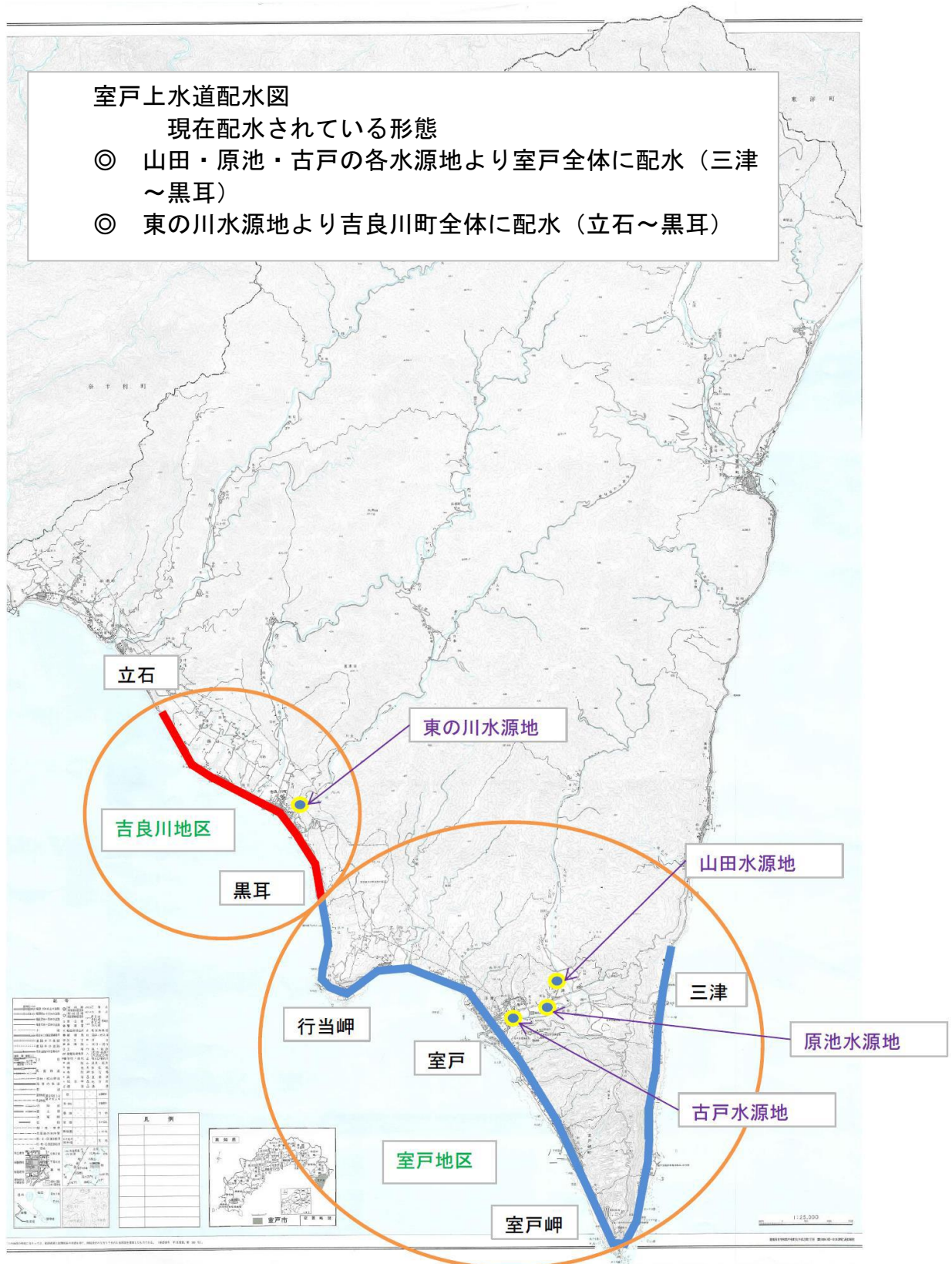
資料編

被害区分		説明
その他 の 被 害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのもとの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地すべり	地すべり防止区域内にある排水施設・擁壁・ダム、その他地すべりを防止するための施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	LPガスが供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分	説明	
罹災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。	
その他の	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

8 水の供給





9 遺体の処理・埋葬処理

別表6 死体処理票

死体処理票		整理番号	処理期日	年 月 日			
			処 理 者				
死 亡 者	氏名			性別		年齢	
	住所			発見日時	月 日		
	発見場所				時 分		
	死亡理由						
	死体の特徴 遺留品等						
	検案洗浄等 の処理状況						
	安置場所						
死 体 引 取 人	氏名			死亡者との 関係			
	住所			電話			
	遺体引渡し日	年 月 日					
	他・特筆事項						

別表7 埋・火葬台帳

埋・火葬台帳					整理番号	
埋火葬者	氏名		性別		年齢	
	住所					
遺骨引取人	氏名		死亡者との関係			
	住所			電話		
	遺骨引渡し日	年 月 日				
埋火葬	場所 年月日	年 月 日				
納骨場所						
摘要						

10 災害派遣

別表8 災害派遣に関する様式（自衛隊）

	第	年	月	号
				日
高知県知事 様				
				室戸市長
災害派遣に関する要請の要求書				
<p>このことについて、下記により速やかに部隊の派遣方を要請することを要求します。</p>				
記				
1. 災害の状況及び派遣を申請する事由				
2. 派遣を必要とする期間				
自 年 月 日 時から				
至 年 月 日				
災害が終了するまで				
3. 派遣を希望する人員等				
4. 派遣を希望する区域及び活動内容				
① 派遣を希望する区域				
② 活動内容				
5. その他参考事項				
① 宿舎				
② 食糧				
③ 資材				

(注) 緊急の場合は、電話をもって要請し事後文書を提出する。

(1) 帰宅困難者数

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
帰宅困難者数	約 13 万人

(2) 被災可能性のある国宝・重要文化財

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）	38 施設

(3) 孤立可能性のある集落数

被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)
孤立可能性のある集落数（農業集落）	41 集落

資料編

1 1 室戸市の防災関連計画

番号	名称	担当課	策定	改訂 (最終)	法定	根拠法令等	高知県の計画等
1	室戸市地域防災計画（一般対策編）	防災対策課 室戸市防災会議	S37年頃	R元年10月	○	災害対策基本法	高知県地域防災計画（一般対策編）
2	室戸市地域防災計画（地震及び津波災害対策編）	防災対策課 室戸市防災会議	H10年3月	R元年10月	○	災害対策基本法	高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）
3	室戸市水防計画	防災対策課 室戸市防災会議	S37年頃	H30年3月	○	水防法	高知県水防計画
4	室戸市地震火災対策計画	防災対策課	H29年3月	H29年3月	○	災害対策基本法	高知県地震火災対策指針
5	室戸市国民保護計画	防災対策課	H19年3月	R元年11月	○	国民保護法	高知県国民保護計画
6	室戸市津波避難計画	防災対策課	H24年3月	R2年3月	任意	—	高知県津波避難計画策定指針
7	地区別津波避難計画	防災対策課 自主防災組織	H24年3月	R2年3月	任意	—	高知県津波避難計画策定指針
8	室戸市耐震改修促進計画	H20年3月	H20年3月	H31年3月	任意	H18国土交通省 告示第184号	高知県耐震改修促進計画
9	室戸市南海トラフ地震応急期機能配置計画	防災対策課	H28年12月	H28年12月	任意	—	高知県南海トラフ地震応急期機能配置計画
10	室戸市物資配送計画（本年度）	防災対策課			任意	—	高知県物資配送計画
11	室戸市災害備蓄計画（未策定）	防災対策課			任意	—	—
12	災害時職員初動マニュアル（本年度）	防災対策課			任意	—	—
13	室戸市災害時医療救護計画	保健介護課	H17年	R2年3月			高知県災害時医療救護計画
14	室戸市災害廃棄物処理計画	市民課	H30年3月	H30年3月			高知県災害廃棄物処理計画
15	室戸市遺体対応マニュアル	市民課	H30年3月	H30年3月	任意	—	—
16	消防団活動・安全管理マニュアル（津波災害時）	消防署 消防分団	H26年3月	H26年3月			—
17	室戸市水道事業危機管理マニュアル	水道局	H24年10月	H28年4月	任意	—	—

1.2 要配慮者利用施設一覧

	施設名	所在地	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域
保育所	佐喜浜保育所	佐喜浜町 1336-3		○
	菜生保育所	室戸岬町 5768-4	○	○
	むろと保育園	室津 2937-1		
	大谷保育所	浮津 149-1		○
	元保育所	元甲 1680-2		○
	吉良川第一保育所	吉良川町甲 3039		○
	羽根昭和保育所	羽根町乙 3160	○	○
小学校	佐喜浜小学校	佐喜浜町 1700	○	
	室戸小学校	浮津 115	○	○
	元小学校	元甲 1854	○	○
	吉良川小学校	吉良川町甲 2771		○
	羽根小学校	羽根町乙 3793-3	○	
	中川内小学校	羽根町甲 1993-1		
中学校	佐喜浜中学校	佐喜浜町 244-1	○	○
	室戸中学校	浮津 3 番町 92-1	○	○
	吉良川中学校	吉良川町乙 2000	○	○
	羽根中学校	羽根町乙 774		
高等学校	中川内中学校	羽根町甲 1993-1		
医療機関	高知県立室戸高等学校	室津 221		○
	やまもと病院	羽根町乙 1392	○	
	室戸中央病院	室津 2273		○
	佐喜浜診療所	佐喜浜町 1641-1	○	○
	松本医院	吉良川町甲 2263	○	
	むろとびあ医院	浮津 60-1	○	
	高知高須病院室戸クリニック	室津 1		
	むろとはまゆう園医務室	室津 948-8		○
	室戸市立室戸岬診療所	室戸岬町 5368-3	○	
	岩崎歯科医院	室戸岬町 6810-113	○	○
	村戸歯科診療所	吉良川町甲 2789	○	
	有光歯科医院	浮津 470	○	
	山下歯科医院	羽根町乙 1271-1	○	
	浮津松本歯科クリニック	浮津 2 番町 124	○	○
	松本歯科診療所	吉良川町甲 2826	○	
	社会福祉 施設	室戸市家庭児童相談所	浮津 776-1	○
羽根児童館		羽根町乙 3021-18	○	○
吉良川公民館		吉良川町甲 2393		
羽根公民館		羽根町乙 1237	○	
佐喜浜生活改善センター		佐喜浜町 1691	○	
室戸はまゆう園		室津 928-1		○
介護老人保健施設 あさひ		領家 1-1		
特別養護老人ホーム丸山長寿園		室戸岬町 1675	○	○
グループホーム なかよし		元甲 206-1	○	
グループホーム びわの里		室戸岬町 4078	○	
ヘルパーステーション潮音		吉良川町甲 3947-200	○	
小規模多機能型居宅介護施設 あるて		羽根町乙 1137	○	
小規模多機能型居宅介護施設 絆		元甲 208	○	
療養通所介護事業所 おくのさと		元甲 1076		○
デイサービス あすなる		吉良川町乙 2004-1	○	○
デイサービス エミナ		吉良川町甲 1947-1		
デイサービスセンター さんさん		領家 270-1		
デイサービスセンター にこにこリハビリクラブ		室津 1774-7	○	○
デイサービスセンター ひまわり		室津 1775-8		○
室戸市デイサービスセンター		領家 87	○	
指定通所介護事業所 むえんの舎		佐喜浜町 1578-2	○	
デイサービス ゆうなぎ		元甲 2307-2	○	